

陽春廬雜考

322.1
K0583y
III

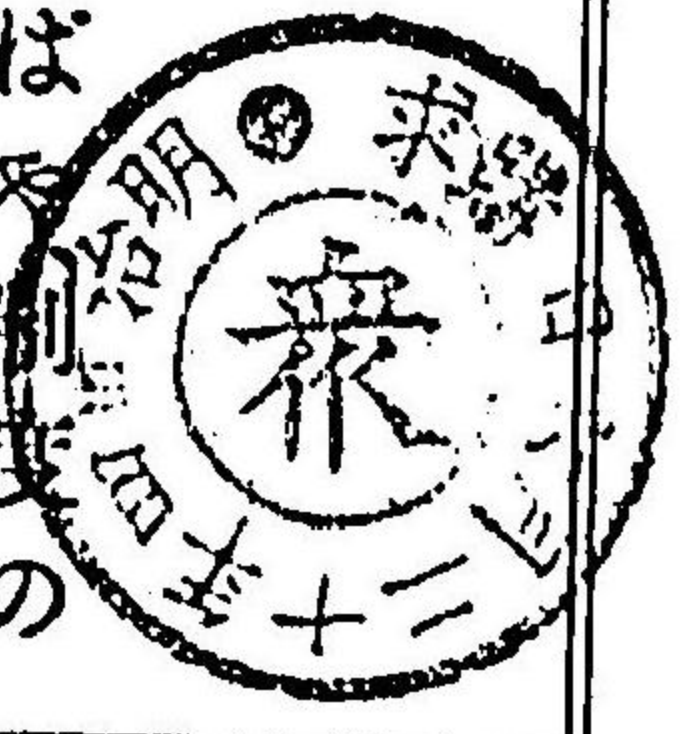
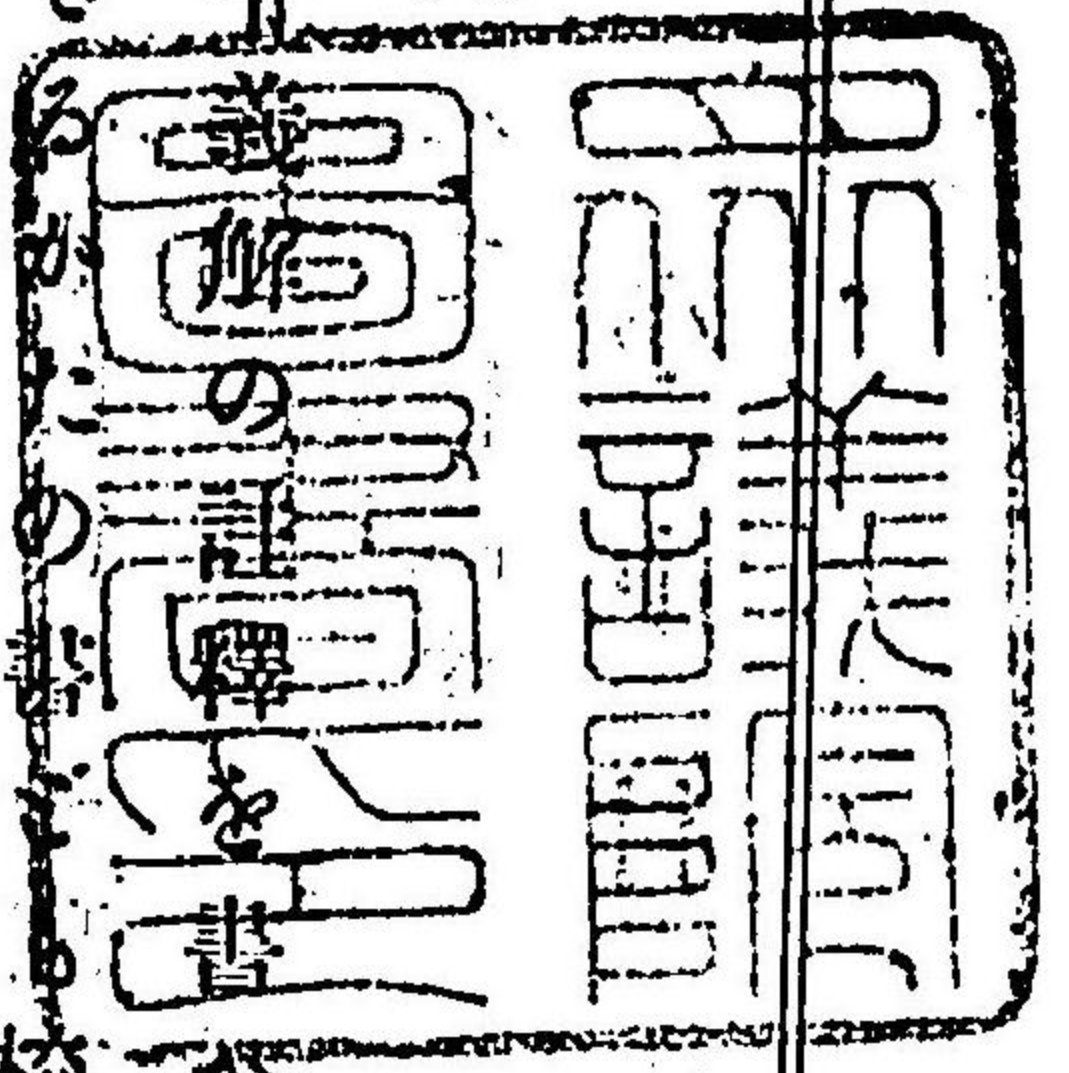
陽春廬雜考

陽春廬雜考

陽春廬雜考緒言

父翁のまだ世におはせし時常に金義解の註釋を書がば
沿革を明らかにめばやこのたまひて、さるるがたの書も校合せて爪
あるしせられし數も多かりき、さはれ年と共に公私の事繁くおは
して、令義解疏證といへるもの數十冊と、帝國大學の内命にて撰述
せられし制度沿革畧史の中の官位考を遺されしのみか、れば、
何れもその目的の半だに達せずして、やまれしものといふべし、お
のれ、その跡を繼ぎて、専らこれらの事に勞づかんと思へども、不肖
にして、筆の進まざるが上に、公私の務はた繁くして、今にその期を
得ざりしが、今年夏、たまく、一月あまりの休暇を得たり、かゝる折
にたやすきものをだに、世にあらはさんとして、思ひ立ちたるが、即ち
この陽春廬雜考と名づけたるものなり、こは年頃、東京學士會院、皇

陽春廬雜考緒言



典講究所、何々會、某々社にての講演、さては何くれと書き残されし筆録やそのものを取集めて、冊を成せるものなれば、素より順序ある著述にては非ず、中にも、東京學士會院雜誌、皇典講究所講演なるが殊に多し。これらは、何れも、その本所に計りて、こゝに收めたり。かゝれば、編纂の体裁は、大凡類を以て別ちたれども、紙數の同じからざるも、卷數の都合によりて、必しも意のごとくならざるがあり。又同じやうの主旨を、所々にて講演せられしをも、今は一つに取集めたれば、重複の嫌ひあれども、猶そのまゝに收めたり。本文の前なる、子孫に遺すといふ文は、素より世に博めん爲に、書かれしにはあらず、されど、今よりおもへば、自傳の一斑とも見る人あらんとして、殊に掲げつゝ、

明治卅年十月三年の御祭仕へ終へて後識す

小中村義象

兒孫に遺す辭

おのれ、いと若かりしころより、文學をもて、身を立んごころざしつれども、こよりのなりはひに、暇なかりければ、わづかなるひまごころに、やまご、もろこしの書を、何くれとみわたるをなん、うへなき樂しみとは、あたりける。然るに、三十になれる年のほごより、殊に感ずる事のありければ、利心ふり起して、ひたすらに、文の道を分けんごするに、世のひご並に、から學びを、いたづか人も、ようせずば、腐儒ごなりて、わびしく世を過さんも、はしたなかるべければ、はやうより、殊に好みて讀ふける、令義解公事根源のたくひの、古への法制を、ごきひろめて、まだ人の多くものせざる學びのすちに、いたづかばや、されど、これは、世の常の、記紀、萬葉を考究し、古今、源氏を講説して、和學者、國學者ご、いはるゝ類にもあらざれば、思ひ起せる道のみをもて、世にたゝんも、いと難きわざなりかしご、おもふまゝに、まづ古

學をも心にごめ、歌書物語にもわたりて有ける程に、師きたのみつる、本居内遠翁のゆかりもて、紀の殿にめされ、皇國學をむねご教ふる、古學館の頭取といふ役員となり、慶應のはじめの年には、林大學頭より命ぜられて、和學講談所に出で、令義解を講説し、おのれの立たることろざしを、やゝ遂ぐべきはじめをぞひらきける。さて明治の御代となりて、二年といふごしに、大學校の中助教に任せられて、例の大寶令を、あまたの學生に説き諭し、兼ては、太政官の制度局にめされて、大寶のいにしへに従ひ、二官八省をたて、官制を改めさせ給へる議にあづかりて、はじめて、むねごする學業を、實地に行ふ事を得たり。その三年四年には、神祇權大史より、大史に陞り、從七位に叙せられ、官國幣社を、新に定め給ふ議ご、この年大嘗會を行はせ給へる議ごに、預るべき榮譽を得たり。五年已來、教部の大録、又内務省社寺局の御用掛となりて、十一年までは、専ら神祇の舊典に預れ

る取調をなして、公文の案を作る事を勤ごし、又は太政官の修史館へも兼務して、國史編纂の事業にも關りたりき。然るに、十二年の春より、文部省にて、古事類苑の編輯始りたれば、其職員に轉じ、その體裁を起し、全書成功の目途を、考へ定めて上進し、やがて、其事に従へり。かくて、十五年の春、東京大學の教授に拜任し、正七位に叙せられ、加藤綜理の、古典講習科を起さる、計畫に預り、其教授法、又教員組織の類のこごを考進し、其年の九月より、此科を創めて、古來未曾有の、國學教授を起したり。十六年、參事院御用掛兼務を命ぜられて、古制度法令の取調をなしぬ。從六位に進みたり。又此年の五月、宮内省より、内命ありて、大政紀要の編輯に預り、その冬までに、編をなしをへぬ。かくて、十九年の春は、東京大學も、帝國大學ご改り、學制變りしかば、更に文科大學の教授に任せられ、從來は、教科書に用ふべき、制度沿革略史の編纂を、專ごせしを止めて、學生の授業にいたつき、有

用の士を出すべき、薰陶に従へり。さて廿一年には、文學博士の學位を賜はり、其冬より、宮内省なる、帝室制度取調局へ、兼勤を命ぜられ、數度考按を進りたりき。廿三年には、勳六等の勳章を賜はり、正六位に叙せられ、其年の冬、國會を起されし時、はからずも、貴族院の議員たるべき勅撰を蒙りて、光榮身にあまりたり。廿四年の春、大學教授を免ぜられし時、年久しき官途の勤務を賞せられ、且、年老の例によりて、奏任二等上級俸に當れる恩給金を、生のかぎり下附すべき命あり。從五位に昇りて、貴族院議員のみの勤となりたれど、猶大學の講師の囑托を受て、學生を獎勵し、當時皇典講究所に、引繼て編輯せる、古事類苑の事業にも、猶關係せり。かくの如く、明治の始より、年ごろ學び得たる、古代法制の事の跡を、あるひは大政の參照に供し、又は官撰の編著に、學生の授業に施す事を得て、若き程より、世の常ならざる學業をもて、身を立んごおもひし志を果し、從五位勳六等文

學博士の榮爵を辱うするに至りぬるは、實に思ひかけざる光榮にして、聖代の恩惠、一身にあまりありといふべし。又世の中には、學者の子の、學者ならざるが多くして、歿後いくばくもあらざるに、父の遺書著述の稿をさへ、賣却するもあるを、養子義象は、學業のいたづきによりて、既に第一高等中學校の教授從七位の官位を賜はり、世にその人ありご知られたれば、ごし頃蓄へたる、わが數千卷の藏書をも保存し、更に家名を盛にすべく、頼み思はる、又ごし七十といふ高きよはひに至り、思はざる年をつみたるは、そもく神のちはひ給へる恩賴にして、かく命長きにより、身の榮をも加へ、おもへる事ごも、かなひぬるにこそあれご、いご心にしみて覺ゆるまごに、をこなる口すさびをものして、兒孫に遺す。

おもふごごかなひくごてよはひさへ

おもはぬごしをかさねつるかな

明治二十六年一月のはじめに筆とりて七十二の叟小中村清矩
あるす。

陽春廬雜考目次

卷一

建國の聖詔	一
神國の稱	一一
女帝論	一二
武烈天皇崩年の聖算	二九
安徳天皇其他の舊跡	三一
水天宮考	三二
天皇を皇帝とも稱し奉るべき事	三四
聖徳皇太子	三七
大極殿	四〇
朝賀圖説圖入	六二
御子代御名代考	六六
紋所并に國旗の日章考	七九

卷 一

拜禮考 八八

本朝法律起源沿革 一

古代法律と現行法律 一六

法律史考究書目 三七

國史法家書目録 五六

警察の沿革 七二

妾を二等親とする説 九二

武家の法制附庄園所領守護地頭起原概略 一〇〇

官職の沿革 一

古來政府考 一九

國司郡司の始末 三五

尼張國解文略説 四五

租庸調略説 八七

卷 三

本朝度量衡略説 一二四

上世の物價 一五〇

古代錢穀出舉利子考 一五四

卷 四

位階の説 一

年官年爵并成功重任考 一一

中古以來世職世業 二二

公家大名名稱考 三三

賜爵の盛典によりて思へること 四二

名字を背重すべき説 四四

姓名沿革の概略 五〇

姓名通考 五三

押字私印の沿革 九四

卷 五

大寶令の中古來の習慣によりて製作せし所々 一

古代の風俗并に歳時	二三
門松并に節分の撒豆	四三
三元并觀燈踏歌	四六
歌垣踏歌	五一
曲水考	五三
祓禊沿革	六六
陰陽道考	八五
うらかた卜筮	九九
中古病人を棄る弊風并施藥院悲田院	一二三
神道	一
古代宗教論	一九
古代文學論	七五
日本文學の起原	七一
文章博士紀傳博士考	九七

卷 六

卷 七

文章論	一
上代の文章	二九
歌道の沿革	五四
唱歌拙議	六三
古代の小説	六七
古代の小歌并後世の俚歌	七四
教と學との訓義	七九
けしからぬけしかるのこと	八一
俗語の根據	八三
謠曲の説	九〇
猿樂考	九四
歌舞伎ばなし	九八
古典講習科開業演說案	一

卷 八

國學の前途	一一
國文國語の説	二九
殘る菊の香	六三
閨の梅が香	六六
學規私言	七〇
足利學校の古書	七九
我國の古書を學習する説	八七
日本紀を讀むには心すべき事	九八
我國の辭書	一〇一
有職故實の學	一二〇

陽春廬雜考目次 終

陽春廬雜考卷一

文學博士 小中村清矩 遺稿

建國の聖詔 二十七年 一月稿

明治廿七年一月廿日、皇典講究所に於て、建國の聖詔と云へる題にて、講演せんとする前、一日、筆硯を洗ひ机を清めて、先づ其案を書き試む。

古典を按ずるに、上古の朝廷には、御即位はさらなり、國家の重事を臣民に詔聞かせ給ふ時は、必ず高天原に坐す高產皇靈尊、天照大御神の詔を以て、皇孫瓊々杵尊を、此豐葦原の中國へ天降し給ひ、天壤無窮の皇基を始め給ひし往古の大事業を、先づ始めに陳述せさせ給ひ、次に當要の事に及ぶを以て、常典とせさせ給へるは、是れ建國の始本を明亮にし、皇祖の聖旨を詔述し給ふ大道にして、萬世不刊の禮典なるが故に、今これを建國の聖詔といふ、別に上古取り分けて、此事のみに關せる詔有しにあらす、然るに中世時態漸く變遷したるにより、ひに此冒頭緊要の文の廢絶に至りぬるは、いとも歎くべき極みなれば、今其古禮を簡短に演說せんとす。

いでや其聖詔の歴史に顧れたる一二を擧げて、諸彦に示すべし、續日本紀卷一、持統天皇

の讓を受て、文武天皇の即位せさせ給ふ時の詔に、現御神止大八島國所知天皇大命（麻呂命）、集侍皇子等、主臣百官人等天下公民、諸國食止詔、高天原事始而遠天皇祖御世中今至麻呂天皇、皇御子之阿禮坐平彌繼々爾、大八島國將知次、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之、隨開看來此三字詔詞解、此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島國所知、倭根子天皇命、持統天皇をいふ授賜比、負賜布貴支高支、廣支厚支、大命乎受賜利恐坐且此乃食國天下乎、調賜比、平賜比、天下乃公民乎、惠賜比、撫賜乎、止、隨神所思行、久詔、天皇大命乎、諸國食止詔、此詔は、これにて一段なり、奈良朝以前の古言なれば、今世の人には通じ難き條もあるべきが、句を逐ひて説明せんには、時間を費すべきにより、其大意を謂は、我が皇統は、遠く高天原に始まりて、遠皇祖と御代々を累ね、中今の今世に至るまで、天都神たる天照大御神の御正統の御子として、大御神より汝の知らさん國と、皇孫に依り給へる神慮を繼承ありて、高御座に坐し、現御神生きたりながら神なる意として、此大八島國を治め給ひし先の天皇命、持統天皇の、貴き高き廣き厚き大命を受て、天日嗣を授り給ひ、此食國御領國の意を治め調へ給ひ、天下の公民を惠み給ひ撫給はんものぞとの、聖慮におはします由を、廣く臣民に宣示し給へるものにして、即ち建國の義を、最初に述給ひて、歴世の皇祖皇宗に及び、終ひに先帝の讓を受て、天下に臨み給ふ義にして、古言の文

章の自ら巧なる中に、條理整然たるを思ふべし、此れまかしながら、此御代に始りたる禮典にあらす、桓原の御代よりして、歷朝天日繼を受け給ひて、御即位有る時には、必ず此の如く建國の基本、歴世紹運の義を述て、臣民の辨訓とまたまへるものなるべきを、日本紀撰述の時、悉く漢文の詔に引直し、かくの如き義は省かれたるにより、邦語を以て傳へたる上代の詔は失たれば、かく建國の大義を、先づ詔らせ給ふ舊儀をも知る人なく、その上續日本紀より以下の時代には、我が國さまの詔をば、宣命といひ分けたれば、國典に深くも涉らざる輩は、詔勅と云へば、上古よりたい漢文にのみものせる事と思ひ惑ふもあるべし、よく考へても見給へ、持統天皇の御代までは、漢文の詔のみにて、文武天皇の御代に至り、俄にかゝる國文の詔を設け、又神代已來の古義を告げ示し給ふ故のあるべきやは、されば、本居贈四位の續紀の宣命に注釋せる、歷朝詔詞解の首に、上代の詔勅は、皆此宣命といふさまの文にぞ有けんを、古事記にも、書紀にも記されたる事なければ、持統天皇よりわたの御世くのは、一つだに傳はらずなりぬ、書紀に多く載せられたる詔ども、上代のは、皆撰者の心もて、新に造りて、飾に添へられたる漢文のなれば、意も詞も古へにあらざる事論なし、清矩云、かく云はれたれど、其意旨は豫て邦語にて傳へたるを、漢文に譯せる條件も有けんと思像はる、（中）あはれ古への皇國言のは、いかに麗美しく雅たるたふとき

文なりけん、いともくゆかしきを書紀撰ばれたりし時、いと上代のこそ世に遺らざることもありけり、や、近き御世くのは、多く傳はりてぞ在るべきを、皆棄て載せられず、悉くに消亡て世に遺らずなりぬるは、いともく、あたらしくくちをしく、うれたきわざになむ有ける、然るを續紀には、これを棄すして、御世くのを、こゝら載せられたるは、いともくもめでたく尊ふとき事、申すもさら也、下といはれたるは、前人未發の論にして、初學のまゐるべとなるに足るものなれば、こゝに引出づ、

右の詔に繼ぎて、續紀卷四、元明天皇和銅元年正月、武藏國より和銅を獻じたる時の詔にも、高天原利天降坐、天天皇御世乎始而、中今爾至、麻豆云々とあるも、前詔と同じ趣旨なれば略せり、又同書卷九、聖武天皇神龜元年、天皇御即位の詔に、高天原神留坐、皇親神魯岐神魯美命、これは高皇產靈神、天照大御神をかく云へり、吾孫將知食國天下止、與佐斯奉志麻爾麻爾、高天原事波自米而、四方食國天下乃政乎、彌高彌廣、天日嗣止、高御座爾坐而、大八洲國所知倭根子天皇乃大命爾坐、下此詔は先々なるより、建國の由來を語り給ふ事詳なるこゝちすれば引出づ、卷十七、孝謙天皇御即位の詔も、これと同じさま也、此他續紀の中にかゝる文を冒頭に置かれたる詔多けれど、さのみはとて漏せり、猶按ずるに、古へ御即位の時には、中臣氏諱詞を誦して神代の古事を奏し、大嘗會の場にては、カケリ語部の

舊事を語る式あるも、御大禮の時に臨みて、天祖天孫以來の成蹟を歴述して、國家の本源を明かにする趣旨なり、依て思へば、上古は朝家のみならず、天下の八十氏人も、各其祖先の出自の本源を記應して、世繼の始め、又歲の始なぞに、孫子に語り聞かせたるものなるべし、舊事本紀撰述の中に、諸氏の本紀あり、又天武天皇の時、諸家より纂記を進らしめたるを見て、諸氏各其祖先の本源を、良く辨明せし事を知るべし、さて奈良の朝の末より、かく建國の旨を述べ給へる詔文は、稍々止みて、今の京になりてよりは、全く其事无きは、如何なる故なりけん、知る由なけれど、漢學佛教盛となりける御代なれば、上代の聖詔の尊き由縁をも、尋ね知る人少く、只漠然たる太古の語り事を載るは、必要にあらずと、史官等の思ひとりての所爲ならんも計り難し、詔勅宣命を草案するは、内記の職掌なるが、専ら漢文を良くする者の任せらるゝ例なり、大同年中に、齋部廣成の上進せる古語拾遺に、有書契以來、不好談古、浮華競興、還嗤舊老、遂使人歷世而彌新、事逐代變改、顧問故實、靡識根源、とあるを見て、當時の情態を思ひ合さるゝなり、

宣命にはあらざれど、祝詞につきて、又同例を舉ぐべし、延喜式卷八に載せたるは、皆官祭の祝詞にして、神祇令の中臣宣祝詞とある義解に、言以告神祝詞、宣聞百官、故曰宣祝詞とあれは、詔に準ふべし、故に其中に就て、最も古文と覺ゆる一二を舉げて、更に建國聖詔の考

證とせんぞ、其は大殿祭の祝詞に、高天原神留坐、皇親神魯企神魯美之命以、皇御孫之命乎、天津高御座、坐、天津、乃鏡劍乎、捧持、賜、天言、壽、宜、久、皇我宇都、御子皇御孫之命、此乃天津高御座、坐、天津、日嗣乎、萬千秋乃長秋、大八洲豐原、瑞穗之國乎、安國止乎、久所、知食、止、言、壽、奉、賜、云々、祝詞は太神に申す詞なるにより、神代の事歴を語る事多し、されば天孫降臨さして、天壤無窮の寶位を保ち給ふ、其根源を語る事自ら委しきにより、宣命のたゞ冒頭文に述させ給ふとは異なれど、官祭に列する群臣は直に聽受し、在外の人民は傳聞すべければ、是はた國家の基本を常に宣揚して、其始を忘れざらしむる意に落つめり、今一つ擧ぐるは、雖も知たる大祓詞の初段の文なれど、これは殊に古文にして、天孫降臨を語る事詳なれば、例證として引出づべし、天祓詞は、岡部贈四位の説に、天津淨御原の御代比の辭也と云つれど、最も上古より傳へたる詞を、後に改めたるものなるべしといへる、衆説に従ふべし、其は、高天原神留坐、皇親神魯企神魯美乃命以、八百萬神等乎、神集集賜、比、神議、賜、我皇御孫之命、豐原乃水瑞之國乎、安國止乎、久知所食、依志奉、如此依志奉、志國中、荒振神等、神問志、問志賜、神掃掃賜、比、語問志、誓根樹立、草之垣葉、語止、天、之磐座放、天、之八重雲乎、伊頭乃千別、天降依志奉、如此依志奉、志四方之國中、登、大倭日高見之國乎、安國止定奉、下津磐根、宮柱太敷立、高天原、千木

高知氏皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉、天、之御蔭日之御蔭止、隱坐、安國止乎、久所知食、武國中、用、云々、これは中古以來、神官等の經文を讀むが如く、神前にて朗讀し、又は五千度一萬度なせ數返誦して、祈禳の業とせるは、佛家の大磐若轉讀より移れるものにして、既に神道をもて、ひとつの宗教めきたる事となれる上なり、もとは朝家にて、六月十二月兩度に行はせ給ふ大祓の時、中臣の官人、たゞ一度讀むを例としたるものにて、原來古への政道の一端なれど、此祓の業は、天都宮事とて、天上より傳へたりと云ふ所業ある事、既に祓詞の中にも見えたれば、殊更に建國の始なる、天孫降臨の事業を詳にして、諸人に語り聞かしめたるものなるべし、

前に云ふ建國の詔文廢れたる頃よりして、古へ天智天皇の法令を定め給ひて、大政の基とし給ひつる御事業の事を、必ず御即位等の詔文中に載らるゝ事始れり、但し其始は元明天皇の朝に起れり、其は續紀卷四、慶雲四年六月、文武天皇崩じ給ひ、遺詔によりて、御母元明天皇御即位ある時の詔に、關、威、威、藤原宮、御、宇、倭、根子天皇、(持統天皇)丁酉八月、此食國天下之業乎、日並知皇子、(天武天皇)の皇子にして、早く崩じ給へり、之、嫡子、今、御、宇、天皇、(文武天皇)而、並坐而此天下乎、治賜、比、譜、賜、或、是、者、關、威、威、近江、大津宮、御、宇、大倭根子天皇、(天智天皇)乃與天地共長與日月共遠、不改常典、立賜、比、敷、賜、

法乎受被賜坐而行賜事止、衆受被賜而恐美仕奉久止、命乎衆聞宣とみゆ此天智天皇の天地と共に遠く改るまじき常典と立賜ひ敷賜へる法とは、孝徳天皇の時、皇太子として、専ら事執らせ給ひ、改新の政を行はせ給ひ、李唐の風を移させ給ひし事多かりけるが、御即位の後、猶唐の律令に據て、令廿二卷(これを近江令といふ)を撰定あり、持統天皇の御世に及びて、弘く頒行せさせ給へる法律をさして云へる也、從來聖徳太子十七ヶ條憲法ありと雖も、訓誡を旨として、後世のとはいたく異なるが故に、全く成文の法律として、後世までの殿規と定むべきは、此近江令なるによりて、常典と立賜へる法とは云へるなり、此後改撰ありしが、大寶養老の二令にて、今も傳はれり、此近江大津宮乃天皇乃不改常典止立賜比敷賜法といふ文は、延暦以後御即位の時の宣命の文の列式となりて、必舉られたる事は、文徳實錄、三代實錄を見ても知るべし、さるは中古までも、此天皇を中興の英主と稱し奉りて、年の終に荷前の幣を御陵に奉り、崩御の日を國忌として、御法會を行はせ給ふ事の、永世廢せざるは、是逆臣蘇我入鹿を亡して、國家を泰山の安きに置かせ給ひしのみならず、時に隨ひ、維新の政を斷じて行はせ給ひ、上下の幸福を慮らせ給ひし御大功業を尊崇し、是はた御即位の始り、宣命に必ず舉る事と定められ、永く其制法を遵守せさせ給ふ由を、衆庶に告させ給ひしものにして、建國の古風の文に代るに、かゝる詔を以

てせし時勢を辨ふべし、(此拙按は、鈴屋翁の論説とは少しく異なり)

上古已來、天孫降臨建國の主旨を、何事に附ても、先づ臣民に宣り聞かせ給ふ事は、國內一般の人、自國の君主の本源を辨へて、愛國の心を失はしめざる、聖慮の深遠に出たる業といふべく、維新の後、明治五年より、正月三日に、元始祭を行はせ給へるも、報本反始の義に起れるものにして、元始の名は、古事記の序文中、元始綿邈、賴先聖而察生神、立人之世、とあるに據られたり、然るを前に云へる如く、中世人智の情進に任せて、宣命の始なる建國の文を廢絶し、既に多年を経たりと雖も、明治の聖世に、教育の政を振起せさせ給ふと共に、近年國文の學、漸く盛昌に趣きしにより、文科大学の學生、及び當院を始め、有志の青年輩の修學する上乘に至りては、宣命祝詞を講究するに至りしかば、中古已來埋れし古義を、漸く發明せん時を得て、甚欽喜に堪へず、然るに宣命に述る所の皇祖の本源は、必ず高天原に基くにより、近日諸人の學業の進むに従ひ、或は臆説を以て辨論する者多し、但し是は維新の前とても、高天原は大和なりとか、豐前とか、常陸とかに在るものなるを、天上の事といふは非なりといふ説、既に世に行はれたり、これらの説を爲す者は、大かた新井白石流にて、神代の事跡を、人事に説なすよりして、かゝる言を爲す者なるが、近日に至りては、高天原とは、海外の國なりとして、所謂天上の事業といふは、皆外國にての事なりと辨

説する者あり、今日開明の世に當りては、何事にまれ、其淵源を究むるを以て、學者の務とするはざる事なれども、御皇統の基本に關する事は、高天原は高天原とし、深く探究せざるべき歟、假令又究め得たりと思ふとも、只私家の言として、弘く世に質し、討論すべき者にはあらざるべし、外國たりとも、國初の事跡を談するに、奇異曖昧にして、明らかならざる事多ければ、此義を究はめずとも、外人に耻る事無かるべくして、却て愛國者たりとの重望を受くべし。

老生は從來當所に於て、あまり神祇の事を講演したる事なし、然るは先年まで、世の人常所を以て、神官を養或する場なりと思ひ居るが多かりしにより、高天原の講釋は、下界の人の耳に入らずなぞ、惡口云ふ人もあるにより、我が國の國體たる神代の談をしたりとも、痴人の面前に、夢を説くか如く、更に無益の事と思ひたりしに、よれり、然るに時勢一變し、その上に、長き教育の大詔を下布し給ひし以來は、人民一般、御國體を尊奉辨知すべき心となり、國文の事業盛となりて、青年輩も、漸く上古の聖詔を講明する世となれるは、時期の全くこゝに至れる事と、甚欽ばしく思ふあまり、當所に於て、先年事の序に、少く陳述したる物を敷演して、更に本日の講演とせり。

神國の稱

十三年五月
月稿

我國を神國と稱する起を尋るに、日本紀神功皇后の御卷に、皇師新羅國に至りし時、新羅王の言に、吾聞東有神國謂日本、亦有聖王謂天皇、必其國之神兵也、と見えたるが始なれど、此れは、他國の人より稱せる詞なれば、本居宣長の答問錄にも、既に然か云へり、我國俗の固有の稱なりや否を知らず、爾後令式等に載せざる稱なれば、思ふに支那を赤縣神州とも云へりし事、彼土の古書に見えれば、其等に倣ひたる、例の紀の飾辭ならんも計り難し、(同文中、天皇、神兵などの字面をも思ふべし)但し三代實錄十六、貞觀十一年十二月十四日、伊勢大神宮奉幣の告文に、傳聞彼新羅人、我日本國止久彼世時、與利相敵、與來多利、而今入來、境內、天奪取調物、利天、無懼沮之氣、益其意况、用兵寇之萌、自此而生、加我朝久、无軍旅、久專忘警備、多利、兵亂之事、尤可慎恐、然我日本朝、所謂神明之國、奈利、神明之助、護利、賜、何乃兵寇、加可近來、彼況掛、臣、臣、皇大神、我朝乃太祖止、御座天、食國乃天下、照賜比、護賜利云々、とあるは、前文に引ける、紀の神國の字を本としたる事、所謂の二字にて知られたれば、此告文は、後世に神國と云ひ倣はせる、稱呼の漸とも云べし。

正しく載籍に顯れたるは、北畠准后の神皇正統記、開卷の首に、大日本は神國也と見え、又職原抄神祇官の條に、以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也、など記されたる

を管見には始と思へり、此より以前の家記雜書を涉獵せば、猶古くよりの詞なるべき考證も得べけれど、即今急に考索を得ず、但し吉田家の古文書の中、高倉天皇の繪旨とて、安元元年の年號あるものに、當家事受祖神之妙業、累代相傳之矣、神國之根源、朝家之樞要、尤無比類云々、とあるは、後土御門天皇の延徳年中に、彼家の主たる、兼俱などの偽作なるべき旨、辨ト抄にみえたるを思へば、其初准后などの記されし物を基として、吉田の類神道を以て口實とする徒の専ら云ひ倣はし、より、終に一斑の套語となれる者歟、林羅山の神社考の首にも、夫本朝神國也、と冒頭ありしも、正統記に據りたる者ながら、既に衆人の意に染みたる上に就て、かく記せるものなる可し、

近來發行せる雜誌の類の中、神道を論破せるもの等に、神國の稱の事を、左右論せる條あり、素より齒牙に懸るに足らざるものなれど、かゝる事は、古書をひとわたり考へたる上にて、論説を起さざはしきなり、

女帝論

廿三年 六月稿

歷朝女帝

- | | |
|-------|---------|
| 神功皇后 | 仲哀天皇皇后 |
| 飯豊天皇 | 仁賢天皇皇姉 |
| 推古天皇 | 敏達天皇皇叔母 |
| 皇極天皇 | 舒明天皇皇母 |
| 持統天皇 | 天智天皇皇母 |
| 元明天皇 | 文武天皇皇母 |
| 元正天皇 | 文武天皇皇母 |
| 孝謙天皇 | 文武天皇皇母 |
| 明正天皇 | 聖武天皇皇女 |
| 後櫻町天皇 | 後水尾天皇皇女 |
| | 後光明天皇皇女 |
| | 櫻町天皇皇女 |
| | 後桃園天皇皇女 |

女帝と申しますものは、我國に古くから御座います。また歐羅巴各國にも有りませぬ、然るところ、我國の女帝と、歐羅巴の女帝とは、大いに立て方の趣きが違つて居ります。其の違ひました事を辨じますには、先づ我國の歴代の女帝の御事蹟を申しませんと、相違が分りませんから、先づ茲に掲げました順序によつて、御事蹟を申し、並びに違ひました主意を述べませう。

さて歐羅巴の女帝には、夫が有る様子であります、是れも國によつて、違ふさうで有りませんが、先づ英吉利などでは、血統を重んずる爲め、假令ひ先帝の御兄弟が有らうとも、女帝を立て、夫を迎へ、其女系傳統の皇子は、其父の姓に従て、王統の名稱を變ずる事のあるのが、英國の風ださうで有ります、其の外、各國にて、風がいろ／＼變る事は、専門で有りませぬから、委しくは知りませぬ、然るに我國の女帝と申すは、夫が無く、多くは、先帝の御后でありました、且つ英吉利などと違つて、先帝が崩御があると、其の天皇に御子が無ければ、其御兄弟とか、甥とかが、帝位に即きます、全く御血統が無いと、二三代たつても、皇族の中から迎へるが、我國の風で有ります、それなれば、我國の女帝は、どういふいはれで、立つたかと思ひまして、段々と古典を考へますと、これには三つの差別が有ります、第一には、女帝を立てる其の時分に、何か仔細が有りまして、女主を立つたことが有ります、全く時世の景況で有ります、第二は、父帝の思召を以て、御立てなされたのが、ある、此れ等のことは、御歴代に就て、御話しをする時に申しませう、それから、第三は、先帝の崩御が有つて、皇太子が御幼年で有つて、御成人までの間、御母后などが代つて、緊ぎに政を執られたといふがあつて、箇様に三段の次第があります、

第一第二の事は、御歴代に就て申す時に、御話しませう、先づ第三の、皇太子の、御若年の間の、緊ぎといふことが、殊に多いから、其の事をささへ御話し申して置させう、我國には、昔し御幼年で、帝位に御即きの事は無く、少なくとも三十ぐらゐ、多いのは四十ぐらゐで、無ければ、皇太子が帝位に即く事は、なかつたと存じます、それは、大切な御親政もあり、また戦が有れば、御親征が有るといふのだから、御幼年では、いけな、それゆゑ相應の御歳までは、御母か、御祖母か、または女の御兄弟か、女帝になられたので有ります、然るところ、藤原氏が權を専らにする様になつて、文徳天皇の皇子清和天皇は、御年九歳で御即位が有りました、是れが御幼年の天皇の始めで、其時、御外戚藤原良房が、攝政となられました、臣下で攝政となつた始めで有まして、それから攝政といふ名が、自然と官名の様になつて、いつでも攝政は、藤原氏と定つて、十歳以下で、帝位に御即きなつた方々が、往々ありました、かやうな譯で有りますから、其以前には、皇太子が御幼年で、帝位に御即きなされた事は無いから、御成人の間、母后が御即きになりましたので有ります、これからまへに掲げた順序によつて、歴代の女帝の御事蹟を申しませう、
第一神功皇后、此のみかゞは、開化天皇の五代の裔で、御名は息長足姫オホナガタラシメと申し奉り、仲哀天皇の御后で、天皇崩御の後、三韓征伐が有り、其の御征伐中に、御懷妊で有つて、應神天皇

四歳の時に皇太子に御定めになり、六十九年の間、政を執つて崩御なされました。こなたは御即位の事が無いから、日本紀には天皇とは無く、總て皇太后と書いて有ります。併しながら、御歴代の中には、加へてあります。

それから後の編年もの書には、皆御歴代の中に道入つて居ります。然るに徳川幕府の時、水戸で大日本史が出来まして、其時に義公の英断を以て、これは御即位も無く、古事記にも、天皇と云つて無いからといふので、本紀から除いて、后妃傳といふ、キツキの傳の方に入れました。これは道理上から推して參る、一通りの論であります。併しながら全くの攝政で御いでなさる譯で有つたなら、皇太子が、昔しのことであるから、四十か五十になつたら、帝位に御即位になりさうなもので有つたが、神功皇后は、攝政六十九年、御年百歳で崩御になつて、後、應神天皇は、始めて御即位になつたのが、七十の時で有りました。若し全くの攝政なら、日本紀に、神功皇后紀を立てずに、應神天皇紀を、仲哀天皇紀に續けて、神功皇后のは、應神天皇紀の中に、入れて宜さうなもので有るのに、區域を立ててあります。こゝに於て、和漢の學者が、論の有つた事で有りますが、それに基いて、私が愚考して見ますと、神功皇后は、御即位の禮を行はれませんが、六十九年の間、實際天子に御なりになつたので、日本紀に、攝政と記しては有りますが、都千磐余、崩若櫻宮、葬狹城盾並陵と

すべての天皇の御より、おひに書てあります。崩すとは、天子に限る事で、また狹城盾並陵と有りますが、後の御墓も、陵と云つた事も有りますが、此御陵は、歷朝天皇の例格で有つて、天皇の陵に、御使がたつことが有ると、いつでも神功皇后の陵にも、奉幣が有ります。これば三韓征伐の大功の故でも有りませうが、一つは天皇の證據で有りませう。

元明天皇の時に、諸國に命令があつて、風土記と云ふ地誌が出来ましたが、これは其地の老人に、古いはなしを聞いて、書いたもので有りまして、今では僅かばかり遺つて居ります。が、其遺つてゐる常陸風土記、攝津風土記などに、息長足比賣天皇と書いて有ります。それから、遙か後のものだが、支那の宋史の日本傳には、神功天皇と書いて有ります。これは日本人の書いたのを、持つて行つたので有りませうが、或は古くから神功天皇と稱した、例證となりませう。

今一つ證據を挙げますと、我國の上古は、天皇は御生涯の天皇で、御崩御が無ければ、皇太子が位に即くことは無い。然るに聖武天皇以來、例格が破れました。其の事は、あつて申しませう。さすれば、應神天皇は、皇太子とおはし、神功皇后が崩御で無ければ、御即位が無い譯であります。後世ひと通りの考へでは、皇太子が、ソナナに老年になるまで、皇太子をして居られる事は有るまいと思ふが、其れは古の事狀の故で有りませう。尙ほ考へて

見ると、史記や漢史の中に、漢の時に天子が幼年であると、母后が簾を垂れて政を聽くと云ふことが有りませう、其の時をば、皇太后攝政と記して有りませう、恐らくは其の例に倣つて書いたもので有りませう、と申すものは、皇太后といふは、孝徳天皇以後の御稱號で、日本紀は、支那の制度を御用ひになつてから、書いたものだから、つて、支那に見せても耻かしくないやうに、またもので有りませうから、名稱に於きましては、後世の事を、始めに及ぼして、書いた事が多く御座りますから、四道將軍、妃、夫人などの如く、其實は有ても、かゝる漢名の無かつた事は、諸君の御存じの事で有りませう、其の通りに日本紀に、皇后と記し、攝政と云るしては有りませう、久しく天皇の事を行ひたまひしにより、御歴代の中に加へました、それゆゑに、水鏡などの古書には、これを女帝の始めと記して有りませう、また民間に言ひ傳へました、古事を記したる風土記などにも、それから天皇と記したもので有らうと、私は思ひます、併しながら御婦人で居つて、帝王の事を行ふといふことは、全く伊勢の大廟に祀られた、天照太神の跡を、遠く御慕ひになつた事でありませう、或は天照太神は、女神では無く、男神だといふ説が、二百年以來ありませう、此れは假令ひ太古の事でも、人主を女神では、不都合であらうといふことから、起つた臆測の説でありませう、女神の證は、御名が大日靈

尊と云ひましたが、メとは女の事でありませう、また古事記、日本紀に、素戔鳴命が天上に御上りの時、女の髪を解いて、男の髪に結ばれたといふことでありませう、全くの男神なら、其の様な事は無い筈でありませう、また伊勢の大神宮に、夏冬の御裝束を奉るといふ儀式が、今もあるが、此れは女の御裝束でありませう、これで女神たることは、判然として居りませう、世には陰陽の理窟に泥み、支那にも、則天皇皇后の如き、暴人の外は、かやうな女はない、まして我國の上古の女が、左様いふ事は有るまいと、思ふ人も有りませう、が、左様で無い、我國の昔しを見ると、神武帝以來、各所の酋長となり、多くの人を従へて居つた者に、女が有つた、それは神武帝が、御東征の時に、名草戸畔、丹敷戸畔といふものが有りませう、トメといふは、トメと云ふと同じ事で、古へ婦人の稱でありませう、また景行天皇が、筑紫を御征伐の時にも、神夏磯媛、速津媛などいふ女の酋長が、降参した事が有りませう、其の外探索したら、いくらも有りませう、が、まづ其二つ三つが、此様な譯で、婦人にも、よほど權力が有りませう、其れ故に御婦人で、帝王の事を行つて、少しも怪しむに足らぬことでありませう、さて御話しが、横みちに遁入りますが、今日の講演説は、長く無いから、序でに天皇の御稱號の御話しと、いさゝかさせませう、天皇の御稱號は、日本紀の卷の三に、神日本磐余彦天皇とあつて、其下の小書に、神武天皇とありませう、が、これ以後の定めを始めに及ぼして書た

もので、まづ神武、綏靖といふ漢さまの御諡號は、遙か後世の文武天皇の時一説には、桓武天皇の時)に、神武以下御歴代のを、一度に考へて、つけ奉つたといふことで有ります、尤も其以前、我國風の諡を奉つた事もあり、(持統天皇に、高天原廣野姫天皇と諡したる類)そこで天皇といふ號は、日本紀を見ると、神功皇后が、三韓御征伐の時、新羅國に御攻め入りの時に、新羅王が驚いて、前後不覺の體となつて、漸く氣が付いて、吾聞、東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、と言つたと云ふ事があります、してみると、日本といふ名も、天皇といふ稱も、其頃、もうあつたやうで有ります、或は此二つの稱號は、支那や三韓の人から、つけたのであるといふ人もありますが、余の考では、此神功紀の文も、やはり日本や、天皇といふ號の定つた後世から、古へに及ぼして書たものとみる方が、穩であらうと思ひます、さて國史に、天皇といふ御稱號の、判然と定つて記してあるのは、推古天皇の時で、隋國へ遣はされた御返翰に、東天皇、敬白西皇帝、とありましたのが始で有ります、太子体には、聖德太子が、親から筆を執られたといふ事であり、或は太子の時、御協議があつて、定つた事でありませう、また日本といふ名も、此の頃定まつたものであらうと思ひますが、此話をして證據を引くと、長くなり、今日は申します、

天皇といふ御稱の始らない以前は、我が國の君主の事を、スメラミコトと云ひ、また

スメラミコト、スメラギなど申しました、此れは往古からの御稱號であります、唐風の制度を御用ひになつてからは、大寶の公式令に、書式も定まりまして、外國に向つては、明神御宇、日本天皇と書き、また我國の人民に對しては、明神御大八洲天皇と書く事になりました、

但しまた皇帝とも御稱へなされた事があります、併しながら、正しくは天皇で、皇帝と云ふのは、御別號のやうなもので有ります、史には天皇と多く書てあります、國史に、始めて正しく皇帝と稱へました事のみえたのは、淳仁天皇の御即位の時に、百官や、僧綱が朝廷に出まして、尊號を上皇に奉つたのが、勝寶感神聖武皇帝で、又其の少し後に、淳仁天皇の御親父の舍人親王に、崇道盡敬皇帝といふ尊號を奉りました、これはちと一時の流風のやうなものであつたと思えます、是から後の國史には、皇帝御、大極殿などは、書てあれど、桓武皇帝などは、決してかゝぬなり、但し僧徒の筆の、元亨釋書の類の物には、天皇とかゝず、多く皇帝とかいてあります、先づ此だけは、事の序で餘計の御話してあります、さて神功皇后の次は、飯豊天皇で、此の御方は、市邊押磐皇子の御女で、履中天皇の御孫で、男の御兄弟が二人有つて、即ち仁賢天皇、顯宗天皇、此の御兄弟が、御幼年の時に、御父の市邊押磐皇子が、雄略天皇に殺されたゆゑ、難を避けんが爲めに、播磨國の人の家に、僅とな

つて使はれて御いでなされました所が、來目部の小栢といふ人が御見出し申して、清寧天皇に御男子がなかつたから、御世繼に定まりました。さて清寧天皇が崩御の時分に、顯宗天皇は御兄のことだから、帝位に御即きなさるが當り前のところ、播磨國から御上りの時に、弟の仁賢天皇が才機を運らして、それで皇子だといふ事が分つたのでありますから、我れは位を嗣がぬと仰せられ、御兄弟の争が附かぬから、中を取つてといふ事でも無らうが、御姉様の飯豐青尊が、帝位に御即きになりました。然るところ、在位僅に九ヶ月で崩御になりました。それゆゑ日本紀では、御歴代に掲げませんが、崩御とありましてやはり此れも天皇の例になつて居ます。水鏡、扶桑略記等には、既に御世代の中に入れてあります。併し神功皇后の様に、わまり編年ものに運入つて居りませんから、まへに掲げた表には、一段下げて書きました。併し女帝の例には、遺入ります。其次は推古天皇で、これは欽明天皇の皇女で、此のみかきは、時の變亂が有つたに就いて、即位されたもので、此の御兄の崇峻天皇は、蘇我の大臣に弑せられ給ひし故に、其御嗣を立てるのも、馬子の心次第と見えまして、馬子の姉の生んだ推古天皇は、敏達天皇の后であつたが、今はやもめで御いでなさつたから、馬子の勝手によいために、御立て申した事であらうと、先般も論じました。但其通りかと思ひます。尤も神功皇后、飯豐天皇といふ女帝の例があるから、御立て

した事と見えます。其の時の皇太子は、かの聖德太子にて、用明天皇の御子で、推古天皇の甥に當る方で、毎度申す通り御發明な方であつて、我が國開化の先進として、此後御政事を、唐風に改る基を起されました。二十二の時でありました。然るに太子は、帝位に即かぬ中に、四十九歳でなくなられました。此れは天皇が崩御の後でなければ、皇太子が即位する事を得ざるといふ、上代の例なる故であります。其の次が皇極天皇で、此みかきは、敏達天皇の曾孫で、舒明天皇の后で、天智天皇、天武天皇の御母であります。舒明天皇の崩御の時、天智天皇は、既に皇太子で御いでなされて、御年は二十八でありました。二十八では、後世では若くは無いが、其の時分では御若いといふ譯であつたか。また其の時分は、蘇我入鹿が跋扈して、帝位まで窺つたはせでありましたから、蝦夷入鹿等が了簡を以て、皇太子を帝位に即けず、其御母を立てたものでありませう。さすればこれも、時の景况仔細があつて、御即位の事とみえます。

皇極天皇在位三年に、天智帝は鎌足と共に、入鹿を誅戮せられました。さて天智天皇は、最早帝位に即かれても宜い譯であるが、さうでなく、皇極天皇の御弟、孝德天皇が御即位がありました。さて其れからいたしては、明治の改革同様に、大變動がありました。其大要をいは、封建を郡縣とし、百官を設け、租庸調の法を起し、萬端支那の制に倣ひ、此までの政

を御更へなされましたが、其の改革をなされるには、皇太子で居られた方が、御都合が宜いと思えまして、母の伯父に、まづ位を御譲あつた事と見え、孝徳天皇は、御在位十年で崩御になりましたが、尙ほ御即位が無く、御母皇極天皇が、再び位に即かれても、太子で居られました。此の重祚の尊號を、齊明天皇と稱し奉る。崩御の後、天智天皇年五十五で、始めて御即位になりました。

其の次が持統天皇で、これは天智天皇の後であります。天武天皇崩御の時に、皇太子の草壁皇子は、まだ二十六で、御若くもあり、又は先朝天智天皇は、齊明天皇崩御の後、六年の間、空位で御いでなされた。御後を追ひ給ひしものか、三年の間、空位で、母后が政を執られました。日本紀に、臨朝稱制とあります。

其三年目に、草壁皇子が薨去になりました。そなたに御子がありませんでしたが、それが文武天皇である。其時まだ六歳の御幼年で有つたから、是に於て持統天皇が帝位に御即きなされました。これが皇太子御幼年の間の繫に、女儀を天皇に立る一つの例であります。それから文武天皇は、十五に御なりになつたにより、位を御譲りになり、御自分は太上天皇の尊號を御受になりました。其以前までは、三十四でなければ、帝位に即かざる例であつたのを、文武天皇は、十五で御即位になりましたのは、最早其の頃は支那の風も移り、十五

と云へば、成人の期であるから、そこで帝位に御即きなされたものと見えます。

其の次が元明天皇で、此のみかゞは、天智天皇の御女で、草壁皇子の妃、文武天皇の御母であります。文武天皇の崩御の時、其皇子の聖武天皇が、まだ七歳で御いでなされたゆゑ、御祖母の御即位があつて、七年の間、御在位でありましたが、追々御老年におなりなされたによつて、聖武天皇へ御譲りになるべきであるが、御年がまだ十六であるから、まづ御女の元正天皇に御傳へになりました。

元正天皇は、草壁皇子の女、文武天皇の御姉、聖武天皇には、伯母に當る方であり、此みかゞは、九年間在位ありて、聖武天皇の御年二十四の時、位を譲られました。さすれば此の元明、元正の御二方は、全く文武天皇から、聖武天皇までの繫ぎの御即位であります。此の二天皇も、讓位の後、太上天皇と稱へましたなれども、此の時分に至るまで、まだひと通りでは、御生涯の中に、御隠居といふことは無いから、大寶令にも、太皇太后宮、皇太后宮の官儀は、中宮職とあります。が、太上天皇の官儀は有りません。

さて此の元明天皇、元正天皇は、御兩帝で十六年間の御即位でありましたが、御行狀が善く、人民を御憐みが厚く、御政事に心を深く用ひ給ひしゆゑに、和銅養老を、太平の時と稱し、又大日本史の贊には、雖謂之女帝、堯舜可也とあります。

それから孝謙天皇で、此みかゞは聖武天皇の皇女で、父天皇は、佛前にて、自ら三寶の奴との給へる如く、殊更なる佛法の歸依者でおいでなされたにより、是迄に例のない、御在位中の讓位を御始めなされた事とみえます、それは聖武天皇の御年四十九の時、元來女帝と云ふ例もあるから、皇女を帝に立つて、朕は早く上皇になつて、佛道を修行したいといふ敬慮から、起つた事であるから、孝謙天皇は先帝の御思召を以て、女帝に立てられた事と思はれます、此の他の事は、歴史上に有りますから申しません、其次は明正天皇で、此みかゞは、孝謙天皇よりは、八百四五十年後、徳川幕府になつてからの事で、御母は徳川二代將軍秀忠の女御父は後水尾天皇で、寛永七年に、八歳の時御立ちなされて、久しぶりの女帝でありました、これは一つは時の勢であつて、徳川幕府に對して、立てられたやうであります、併し古への例を推されたものであらうと思ひます、併し御在位十五年にして、弟の後光明天皇に御讓りになりました、最も終りのが後櫻町天皇で、これは寶曆十二年に、御兄の桃園天皇御崩御の時、桃園天皇の皇子の後桃園天皇が、まだ五歳の御幼年であつたゆゑ、御成人までの間、伯母として帝位に御即きなされたので、後桃園天皇十三の御年、明和七年に御讓位になりました、これで御事蹟は、大畧済みました、

彼様な譯でありますから、神功皇后は別物にして、推古天皇、皇極天皇は、時の勢によつて御即位になり、孝謙天皇、明正天皇は、古く女帝の例があつたといふことで、父帝の御思召によつて御即位になり、持統天皇、元明天皇、後櫻町天皇は、皇太子御成人までの繋ぎに御即位になりました、されば我國の女帝には、彼様に三段の區別があると考へますから、同じ女帝といふもの、歐羅巴の夫の有るものとは違ひます、終りに臨んで、尙は一ヶ條御話したいことが有ります、大寶令の中に、繼嗣令と云ふものがあります、これはよつぎを定める法律であります、其れに斯ういふことが書いてあります、

凡皇兄弟皇子皆爲親王、

本註云、女帝子亦同、(これは當時製法者の註なり)

義解云、謂據嫁四世以上所生、(これは後に法學者の註なり)とあります、

其の中に、女帝子亦同とあるは、女帝がまだ位に即かれず、皇女でおいでなされ、皇族中へ御縁付で、御子が出来て有たを、御即位の後、其の御子の事を云つたのであります、が、ちよつとみると、女帝中に御配偶がある様で、紛はしい事であり、尙は實際古典に據つて、

此の事の有つたことを申さば、皇極天皇が皇女で御いでの方に、用明帝の御孫の高向王タカムネに御縁付きになつて、淡皇子を御生みになり、高向王がなくなられて、舒明帝の后におなりなされ、後に帝位におつきなされたこと云ふ事實が有ります、一體令の本註の文が奇しいので、女帝の子は有るべき譯でないから、令中の難義となつて居りましたが、之を見出したのは、尾張の河村秀根といふ人で、此の人が講令備考といふものを書いたので、人が氣が付きました、この本は寫本で、極少ないものであります、先づ彼様な事も有りませうから、講令備考を見たことの無く、合ばかり見た人は、女帝に御配偶でもあつた様に思ふかも知れませんが、其の義解に、謂據嫁四世以上所生とあるは、天皇の御子が一世御孫が二世、曾孫が三世、玄孫が四世で、五世になると皇親でない事になりますから、其の縁の絶えぬまでの御子でなければ、親王にはせぬと云ふのであります、此令につき、或は疑を起すおかたもあらうと存じ、此の御話しを一段致すことであります、これで全く本論が済みました、さて明日は、古今未曾有の大典を行はるゝ憲法御發布の日でありまして、就いては皇室典範も御發布になると申す事でありませう、其の典範にはどういふことがかいてありますか、今日はまだ分りませんが、御發布後、其の次第柄によつては、今日の私の申した事が、

不十分ではあります、少しは御参考にもなりませうかと存じますから、丁度此の演説が、少し時に適ひます様な譯で、殊に一段喜ばしい事と存じます、

武烈天皇崩年の聖算 九年七月

武烈天皇崩年の聖算、日本紀に缺て、諸書に二説あり、扶桑略記、愚管抄、水鏡、神皇正統記等には十八とし、雁中抄、帝王編年記、皇胤紹運錄、歷代皇記、皇年代略記、皇代記、如是院年代記等には、五十七とす、此の如く古より定かならぬを、今試に當時の事實と、年紀とに據て臆断すれば、十八と有るを可と爲ん歟、先づ五十七と有るを論せんに、此天皇の皇考仁賢天皇崩年の聖算五十此も日本紀に缺たれば、雜書に據ると見えたるに依れば、是れ二歳にして、此天皇を生ませるに當れば、其理無し、仁賢天皇は、允恭天皇三十八年の聖誕に當り、武烈天皇は、同三十九年の聖誕に當れば也、且つ母后春日大娘の、雄略天皇の皇女とある年紀にも合はざれば、此説の信難きは論を俟たず、思ふに日本紀繼體天皇の條に、天皇年五十七歳、八年冬十二月己亥、小泊瀬天皇武烈天皇崩云々、とある文より誤て、此説有る歟、此に五十七歳とあるは、繼體天皇の聖算にて、八年とあるは、武烈天皇即位の年より八

年なるを、或は混す可き文體なれば也、又十七とあるを論せんに、紀に此天皇即位の前、大伴の館と、物部の影媛を挑み争ひ給ひし事みえたり、在位八年なれば、其前は九歳の幼童にましますに、此事あるは如何、又即位より六年に、繼嗣の皇子無さを、小泊瀬部と云ふ代號の舍人を置せ給ひし由、紀に見えたるは、老成の聖業の如く思はるゝを如何と考るに、影媛の事は、皇叔父たる顯宗天皇の成跡なるを、此天皇に混じて、日本紀に載せたる者に、して、古事記には、袁那命則、顯宗天皇に係て記せるを正しとすべし、小泊瀬部の事は、次の代繼體天皇の時なき、前皇の爲に、此舍人を置せ給ひけんを、其代の事に取傳へたるか、紀に載せたる者歟、日本武尊崩後に、武部を置せ給ひし故事をも、思ひ合す可し、此の如く考定て、此天皇十歳即位十八歳崩とある説を可ならんとは云也、河村秀根の書紀集解に、按水鏡神皇正統記曰、年十八、編年記曰五十七、蓋仁賢天皇以清寧天皇三年迎入、至此二十五年、假以迎入之年、生天皇、不出二十五、自清寧天皇三年、至仁賢天皇崩年十七年、然則天皇即位、應十五、六七崩年、推而可概略也、と云へり、由有りけには、聞ゆれど、更に徵證なき言なり、暫く爰に附記す、但し紀に、此天皇即位の始の事を記せるが、幼稚にます状とも見えざるは、當時或は成人にまします説有て、其を採られしにや、然れども、享年を記さざれば、既に異聞有て、確定し難かりし故なる可し、

安德天皇其他の舊跡

十年五月稿

安德天皇御潛幸の地と云傳へたる所若干あり、攝津國能勢郡出野村、阿波國美馬郡祖谷、豊前國小倉の内に隱襲と云山里、肥後國球磨郡球磨、對馬下縣郡久根村等、其他中國筑紫の内にも、猶ありと覺えられたれど、今記應せず、此内攝津國と阿波國との事は、既に伴信友の殘櫻記の附論に、其妄なるを辨じられたれど、出野村の事は、近き頃、其地の農民某の屋の棟より出たる、建保中、藤原經房の遺書と偽託せるものゝ寫の、世に傳播せるまゝ、其真假をも辨せず、只管に信じて居る者あり、抑此天皇崩御の御さまは、東鑑百練抄、平家物語、其他の書に明かにして、長門の阿彌陀寺は、其御菩提の爲、朝家より建立ありし事も、亦記典に詳なるを、猶上文に述るが如き、數箇所あるは、當時流落せる平氏の殘黨の中、或は天皇の御遺物などを取傳へて、各地に潛居したるが、後には御舊蹟、又は御陵などを稱するに至りし歟、然るを上文の各地に、心をかくる人も有るは、玉海に、舊主御事不分明とある文に感ひ、又源平氏の私怨に出でたる戦争を以て、天皇を擁し海を踏むの理なしなど、思ひ染たるにや、又弘文天皇は、上總國望陀郡に遁れ玉ひ、長慶院の御舊蹟は、陸奥國津輕地方にあり、高倉宮も岩代の會津郡、及越後の蒲原郡に落玉ひて、彼處に靈社ありと傳ふる類も、恐らくは遺臣たる者の、追祀せる趾なる可き歟、又淵部伊賀守護良親王を殺さず、供奉して陸前

國石卷の邊に潛み、彼地に遺跡ありと云説あるが如きは、最も甚しき異聞と云可し、近來新を探り奇を好むの徒、漫に明の建文帝、源義經などの事蹟に思ひ寄せ、かゝる珍説を主張して、考録雜記に登し、數百年來煙滅の趾を起し、史籍野乘の謬漏を補正するなど、謗言し、世を驚かさんとする輩あるにより、少か陋見を記して社友に質す。

水天宮考

十一月十日

東京綱亮町有馬氏邸内に鎮座せる水天宮の本宮は、筑後の國三潞郡京隈瀬下町にあり、曠日其祭神と鎮座の原縁とを詳に知り得たるに依り、先づ社傳を掲出し、次に拙考を録す可し、社記に、往昔建禮門院に奉仕せる宮女、按察の局、平氏没落の時、此國に逃れ來り、建久の頃筑後川の邊鷺野原に、安徳天皇及建禮門院二位尼等の尊靈を鎮祭す、然れども世に憚り、水天宮と稱し、自己は尼となり、名を千代と改む、中納言平知盛の二男、少將知時の子、儕と云人を養子として、祠務を委す、此れ現今の祠官眞木氏の祖先也、其按察の局は、大和國布留の神社の神官某の女也と、口碑に傳へたり、水天宮より東北二町餘の所に、其古墳と、其祠宇とあり、千代松の社と云、水天宮の末社なりと云へり、按るに、東鑑元暦二年三

月廿四日の條に、於長門國赤間關壇浦海上源平相逢、各隔三町云々、及午刻平氏敗傾、二位禪尼持寶劍、按察局奉抱先帝、共以沒海底、建禮門院入水御之處、波邊黨源五馬允、以熊手奉取之、按察局同存命、但先帝終不令浮御、若宮今上者御存命云々とあれば、按察の局の存命せし事は、當時よりして明亮なり、平知盛の二男、少將知時と云人は、尊卑分脈、諸家系圖纂等に見えず、猶考べし、さて本宮の内陣の中央に、安徳天皇、建禮門院二位の尼を祀り、其左右に天御中主尊アマノナカヌシノミコの荒魂アラミタマ和魂ニギミタマを祀ると云傳へたり、此左右の神は、則水天宮の稱の起れる原なり、思ふに建久創建の始は、其修法の専ら世に行れて、遍く尊信せる經説の、水天龍王を以て陽に勸請する所となし、隱に天皇以下の靈を鎮祭せし者なる可し、水天王の事は、孔雀經に西天有水天王、名曰惡目、是大龍王、以無量百千而爲眷屬と見え、又陀羅尼集經の趣も同文にて、祈雨及び水難を除く事を説けり、其修法の該世に行れし事は、東鑑二十六元仁元年六月六日條に、炎旱沙旬、仍今日爲祈雨、被行靈所七瀬の御後云々、又十壇水天供辨の僧正定察、令門第等修之、と有るにて知るべし、水天王は、即龍王なり、然れば安徳天皇の崩御に臨ませ玉ひて、浪の下にも都ありとはどの御製有し事なぞを、竊に思ひ寄せて、所謂海宮の主たる龍王を、陽に勸請したる者歟、千代尼の後、祠官相續て祠務を行ひし頃より、此水天王と大元水神と稱せり、其は社傳舊記と稱する書に、天正頃の物と云傳へた

り恭く惟に筑後の國千年川の天御前大明神かくも稱へし事有と覺ゆと垂跡ましますは、大元水神、天地萬物の母、雨露霜雪の父たる靈位にして、水天宮と崇奉る、秘して祭る神は、人皇八十八代の帝、安徳天皇、國母建禮大后、二位尼君、三座の靈也、往昔より奉仕の宮司も、漫に開扉を許さず云々、とあるにて知らる、さて天の御中主神は、水徳の神也と、伊勢の五部書に見えたるを始め、陰陽五行を以て神典を説く者の口實とする事なれば、終に何の頭よりか、又此神の荒魂和魂に取倣したる也、かゝれば、此社は、最初安徳天皇、建禮門院二位尼三座と、水龍王二座とを勸請鎮祭せしを、水天宮の宮號は、聖天宮など稱する、佛家の習なる故歟、又は暗に皇靈鎮座に寄せたる歟、後に水天王を、天の御中主神に改たる者と知る可し。

天皇を皇帝とも稱し奉るべき事

二十二年十

前號に社友平野知秋君の辯説を擧て、我國の天子は、歷世天皇の尊號をの給ひし事無しとあり、然れども、天皇の號は通例にて、時に當りては、又皇帝と稱し玉ひし事、古今無きにあらす、抑尊號は朝家の大典に關する事なれば、只蒙士の惑を醸さんのみならず、外邦人

社とは洋々社なり

の看に觸れなば、亦疑を抱くべし、故に陋見を顧みず、舊蹤を考案して、左に掲ぐ、善を責むるは、社交上免れざる所なり、請ふ君恕せよ、我國の天子を、上古には皇御孫命、又壽免良美古徳と稱せり、推古天皇の朝、隋國と通するに及び、彼國書に、皇帝問倭皇云々とある答書に、東天皇敬白西皇帝云々とあり、聖徳太子傳曆に、太子執筆書之とあり、これ西土の皇帝に對して、天皇の稱を用ひさせ玉へる始なるべき歟、但し日本書紀に、神武天皇以下歷世を標する毎に、某天皇と記し、又神功皇后の新羅を討ち玉ひし時、彼國王の詞に、吾聞東有神國謂日本、亦有聖王謂天皇などみえたるは、皆後世の名稱を、先世に及ぼして書ける者なれば、證とすべきにあらず。

大寶の儀制令に、天皇詔書所稱、皇帝華夷所稱と載せられ、義解に、謂華華夏也、夷夷狄也、言王者詔誥於華夷稱皇帝、即華夷之所稱、亦依此也とみえ、此れにて此兩稱の別判然たり、又公式令の平出書式の條に、天皇皇帝と併べ擧たるを見ても、往昔より、皇帝は外國までに通じて稱し玉ふ所にして、臣民よりも、亦尊號としたるを知るべし、げに公式令の詔書式に、明神御宇、日本天皇詔旨云々、又明神御大洲天皇詔旨云々、續日本紀の詔に、現御神止大八島國所知天皇大命、其麻云々などありて、詔書には、皇帝と稱し玉ふ事なし、續日本紀を按ずるに、孝謙天皇の天平勝寶八歲十二月己酉、皇太子以下を諸大寺に遣し、

梵網經を講せしむる願文に、皇帝敬白云々、又天平寶字元年十一月、聖田を東大寺に施し玉ふ勅に、皇帝太后、如日月之照臨、並治萬國とあり、次に同二年八月、皇太子(淳仁天皇)に禪位の日、百官及僧綱等、朝堂に詣り上表して、先帝に寶字稱德孝謙皇帝、御母に皇太后の尊號を奉んと請願せしを許され、續て故父帝に尊號を追上し、策して勝寶威神聖武皇帝と稱し、諡して天靈國押開聖櫻彦命(ニルレニコシハ、ハルキ、コトヲササヒ)と稱すべき勅あり、又同三年六月、當今の皇考、舍人親王を追尊して、崇道盡敬皇帝と稱すべき詔あり、然るに孝謙天皇重祚の後は、續紀に、高野天皇とのみ記されしをみれば、當時皇帝の尊號は、太上皇の奉崇、及び先皇の追尊に係れる一時の制にして、同二年日並知皇子命、文武天皇の皇考を、岡宮御宇天皇と追尊ありしは、猶古風のまゝに行はれし者なるべし、さて日本後紀以下の國史には、天皇と記せるが常なる中間に、皇帝又帝とのみも參互して記せり、臣下の上表及譯文に至りては、古事記の序を始として、皇帝陛下と書せる事珍しからず、

辨に、後世天皇を某院と稱するは、御所を指すの義にて、尊號にあらす、然るに冷泉天皇、冷泉院天皇など書するは、其事實を掩ふ者にして、甚謂れなしとあり、此説従ふべきが如くなれど、猶思へば、君も言はれたる如く、天皇の尊號を廢せられしにあらねば、冷泉院天皇(かく稱したる事古書にもあり)と稱したりとて、事實に違へるにあらざれば可とすべし、

既に可とする上は、雅馴ならざる故に、院字を省きて、直ちに冷泉天皇と稱するに至れるも、止むを得ざるべし、況や此は後人の私にあらず、既に扶桑略記、歷代皇記、一代要記、皇代記等の古書にも如此記せり、

又陛下と書するを云々、と論せられしに付きて、隨説あれど、文の長くもなり、且は餘り口さがなければ、江湖上の諧謔の評論に任せん、

聖德皇太子

廿六年 三月稿

從來聖德太子を論ずる者、神道儒家の二流あり、惟神の道を亂し、佛意漢意に據て憲法を製し、神代よりの風儀を改て、漢風を移し、外飾を事とし給へりと説くは、神道者流の常言なり、蘇我馬子に黨して、悖逆の臣を誅せず、佛教を弘張して、つひに王法と隆を比するに至れる弊を始め給へりと評するは、儒家者流の建議にして、世人これ等の説を聞く事久し、然れども、今これを考ふるに、積弊を拂ひ、改新の政を行ひ給へる、大化の御世に先だちて、此皇太子の國家に於る功勳少からず、いで其事を陳述せん、そも、三韓征討の後、歸化人最も多く、又府を任那に置かれしかば、朝家にて、漸く漢土の制度、文物の情狀を傳

聞せさせ給ひしにより、應神帝以來、織女、衣縫女の類の職工を、彼國に求めて、衣服の改制を圖らせられ、歸化人を以て、史部とし、文筆の業を勉めしめて、言事を記すに便し、秦氏を用ひて、蠶業を盛にし、調物を豊にせさせ給ひしは、これ皆資を外邦に取りて、我が邦國を治め、民人を安んじ給ふ、歷朝の聖慮に外ならず、殊に欽明帝の頃よりして、經學、醫曆の博士、繪畫、音樂の伎術者を、次々百濟に求め給ひしは、漸次世人を文明におもひけ給ふ、歷聖の教旨と覺えたり、されば皇太子の聰明を以て、女主に攝政として、万機を行ひ給ふに及び、此歷聖の教旨を紹述し給ひ、先づ冠位を行ひて、諸臣の秩序を正し、憲法を制して、官吏を戒飾し、天皇記、國記を録して、修史の始を起し、曆日を用ひて、農時に便す、又支那へ使を派して、隋朝との通信を創め、學生を彼國に遣はされて、留學せしめられしが如きは、彼國の文物典章を見聞なさしめて、後來改制の用に備へ給はん、聖慮にして、あながら佛法を求め給ふのみにはあらざる也、かゝれば、皇太子の御事業は、全く先朝の教旨を紹がせ給へる義にして、後廿余年を経て、大化改新の盛舉ある基を、起させ給ひしものといふべし、又憲法の文、佛經の疏は、皆皇太子自ら、作らせ給ふ所にして、我が國に、正しき漢文の顯はれたるは、これを始とす、かゝれば、皇太子は、佛法を弘め給ひしのみならず、又漢學の興立者なり、かつ音律を始め、工藝に心を用ひさせ給ひし事を思へば、我が國開化の先導者

といはんも、僻事にはあらざるべし、又推古帝十五年に、神祇の祭祀を怠りて、先皇の法を背く事無かるべき詔ありて、皇太子及び大臣百寮を率ゐ、神祇を拜し給ふ事見ゆれば、猶祭政の古儀を重くせられしなり、これを平田氏は、太子と馬子と、餘りに佛を尊み、神を蔑如するを御歎きありて、天皇の大御心より出たる詔ならんと論じて、彼憲法に、神祇の事の、一言もあらざるを以て、微としたれど、敬神の風は、一般上古よりの習俗なるにより、新に群臣を戒しむる憲法には、取分て云ふまでもあらねば、其言に及ばざりしものなるべし、又隋國と通信の事を按ずるに、小野の妹子を、彼國に遣はされしは、隋の大業三年にして、其國書に、日出處、天子致書日沒處、天子無恙云々と、對等の狀にして、遣はされたるによも、嬌傲なる彼國の帝は、悦ばざりし由、隋書に見えて、よく人の知たるなり、さて、妹子の歸朝の時、彼國より、裴世清を使として、通信せし書には、皇帝問倭王、日本紀には、倭皇とわれど、經籍後傳記に、倭王とあるに従ふべしと、本居氏の云はれしによる、とある、其御返書に、東天皇敬白、西皇帝とみえたるは、彼國書に拘はらず、天皇皇帝と對して、東西を以て分たれ、猶對等の意を失はず、たゞ敬白とある尊辭を用ひ給ひしは、彼に望む事あるによれるなりと、本居氏の論じたる如くならん、これらの事は、皆皇太子の、天皇に代りて行ひ給ひし御事業にして、返書は、即、皇太子自ら書せ給へりともみゆ、かつ、天皇の尊號も、此時に始り

て、皇太子の聖慮に出たり、かゝれば、外交上に於ても、國威を損し給はず、善く國體を守り給へる、英略のほどを仰くべし、かく國家に功勳多くまします事をば、是までの學者は言擧げせず、たゞ佛教に傾き給へるを思ひ、古風を改めさせ給へるを嫌へるは、ひとむきの言といふべし、但し逆臣馬子を誅し給はざりし事は、いかなる御心にかありけん、されば皇極帝の時、皇太子の御子、山背大兄王、及び其子弟廿餘人、蘇我入鹿に迫られて、皆絞死して、御裔の無くなりしは、皇太子の討逆を行ひ給はざりし應報ぞと、先輩の云へる説も、あながちよしなきにあらず、されど皇太子の生前に、御墓を作らせ給ひし時、こゝを截れ、かしこを絶て、子孫あらせじとの給ひつる驗なりといは、又何をか論せん、

大極殿

廿七年 七月

明年明治廿八年は、桓武天皇山城の今の京都に遷都ましましてより、千百年に當るを以て、都下の人民、心を同じくして、天皇の御祭仕へ奉らんとするにより、洛東吉田岡崎の地を下して、古への大極殿の三分一の結構を造設けて、祭場と爲すべき計畫定り、既に客年の九月には、地鎮祭の執行ありて、都下の賑ひ大かたならざりし事は、人の知る所なり、因

ては、往昔大極殿の占地、作用、本末等の概略を述べて、今日の酸柄とせん、大極殿は、古へ天皇出御ましく、朝政を行はせ給ふ所なるにより、總構を概して朝堂院と云ひ、又入省の官人、庭上の諸堂にて、事を執るにより、八省院とも云へり、(八省院の十二堂を朝堂と云ひ、各司廳を曹司廳と云ふ由、延久八年十二月二日の水左記にみゆ)

我國の古へは、漢字を多く、吳音にて讀む例なるにより、大極殿をダイゴクデンと訓せり、今世にも、俗間には、極暑、極寒、又大極上々吉など、共にゴクと讀むは、古への風也、古への在所は、宮城の正門なる朱雀門を入て、真向の所にありて、南面なり、

古への宮城は、今の京都府廳(二條の城)より、少し北の方に在り、則下に擧げたる圖の如く、豐樂院(御宴會の所)、内裡紫宸殿、清涼殿、及後宮、皆此中に在り、古への常の御所也、及び諸官省大藏、諸國の調物を納む、等、皆此中に在り、十二の宮門四方へ廻れり、さて朱雀門外より、九條に至るまでの大路の廣さは、廿八丈ありて、宮城より向ひて右を右京、又西の京とも、左を左京と云ふ、又東京とも、左京の極まる所に鴨川、右京のはづれに桂川あり、然るに延喜以後、皇威御衰頹と共に、西京は漸く零落し、田畑となれる所多くあり、爾後元弘、建武、應仁、天文等、擾亂の世を経て、右京は全く田舎となり、殊に豐臣關白の洛中内外の制を定めてより、古への京師の中央なる朱雀大路は、京のは

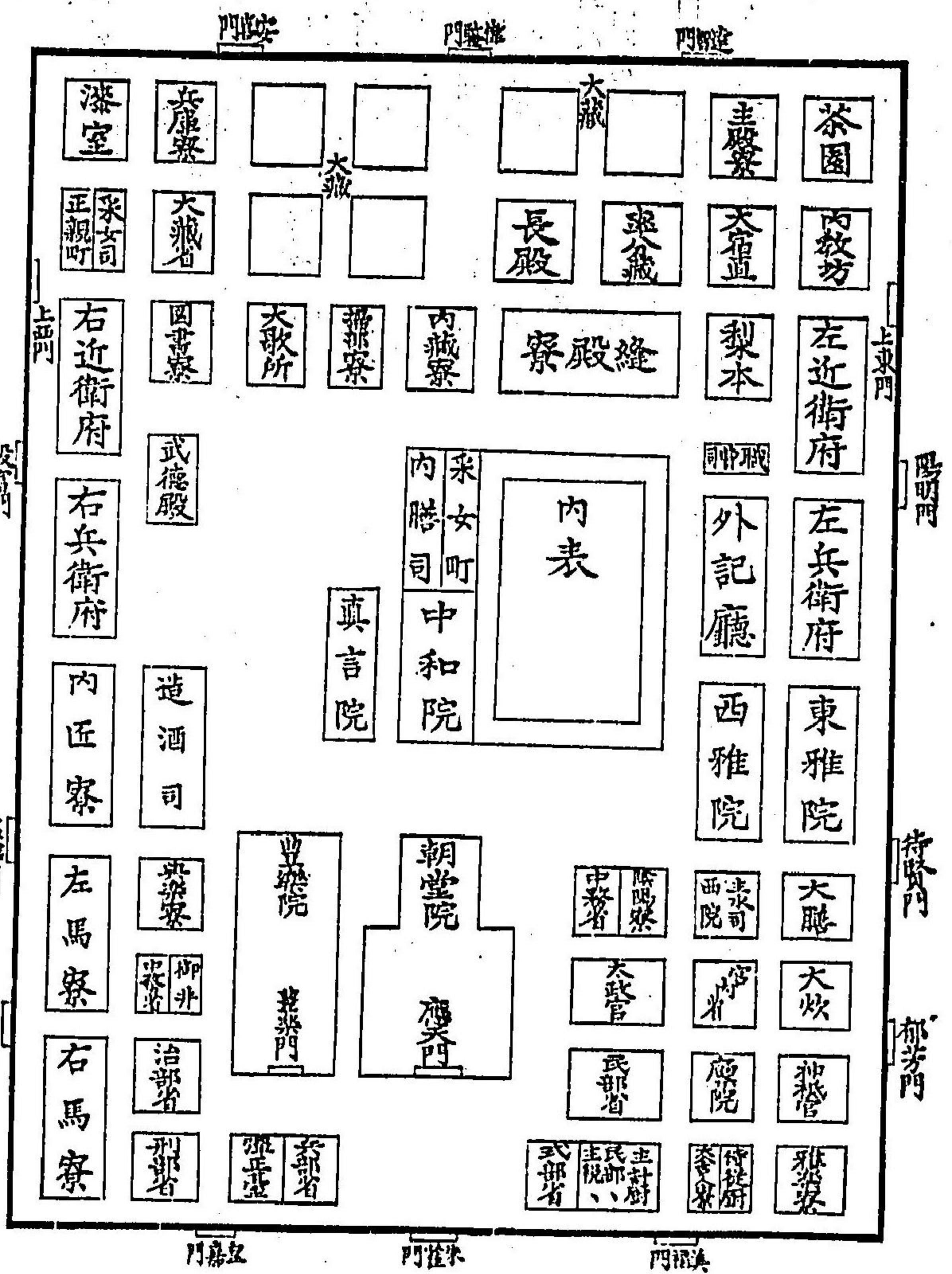
てなる千本通となりしかば、京都の地古へに較ぶれば其半を失ひたり、然れば古へ大極殿所在の地今は京の町はづれにて、小山町と稱する邊なるべけれど、今も古瓦を、此邊より折々掘出すとぞ、其所には監獄署、懲役場などもありて、現今祭場とすべくもあらざれば、さてこそ岡崎とは定められたれと聞傳へぬ、

左圖は、天保中諸古圖を參考して、内藤廣前氏の印刷したる圖に據れり、拾芥抄、京之水の類の書に載せたるは、誤ありて微するに足らず、

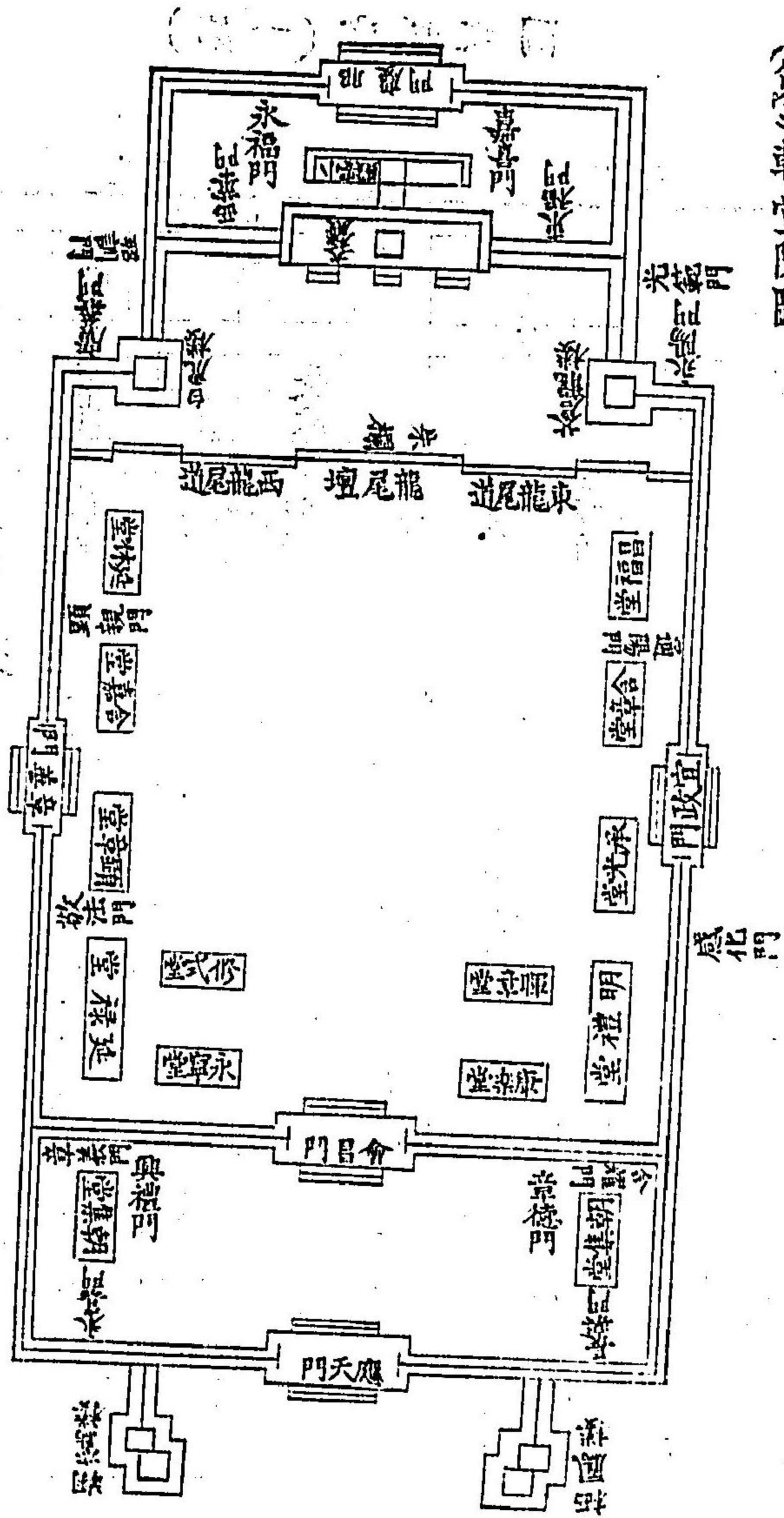
朝堂院の櫓、南北百三十四丈、東西五十六丈、此中に大極小安の二殿、十四堂、四樓、廿一門ある事は、次に擧げたる圖の如し、此内大極殿は、九間四面にして、殿の中央に土壇を設け、其上に高御座を置く、殿瓦は碧料質にして、拾芥抄に是を鴛鴦瓦といへり、瓦尾は、初木なりしを、後に金銅の飾物となせり、

上古は、朝政を此殿にて開しめし、殊に月朔に行はるゝを、視告朔と稱せり、儀制令に、凡文武官初位以上、毎朔日朝、各注當司前月公文、五位以上、透著朝廷案上、即大納言進奏、若逢雨失容及泥潦並停、また日本紀、天武天皇九月丙寅朔、雨不告朔とある是なり、又此殿にて御親政有し事は、續日本紀に、聖武天皇天平五年八月辛亥、天皇臨朝、始聽庶政、また類聚國史に、桓武天皇延喜十一年二月丙戌朔、皇帝御大極殿聽朝禮也とみえたるにて、其一端を知

圖之城宮(一第)



(第二)朝堂院圖



べし、然るに嵯峨天皇以來、専ら朝政紫宸殿にて閉しめされ、元正朝賀及び御即位大嘗會等の大儀にのみ、大極殿に臨御あり、唯三月十日旬日の政は、猶大極殿にて行はれしは、延喜式舊式を存せられし也。

此殿にて、御即位の儀式有し、概略を述べし、當日は、内裡より朝堂院に行幸ありて、先づ大極殿の後なる小安殿に入御あり、親王以下群臣、位階に従ひて庭中に列立するに及び、大極殿に出御ありて、高御座の後の方より入りて着御し給ふ、殿下にて三度鉦を撃てば、執翳の女嬪十八人、左右より高御座の前に進み、翳にて御帳の上方を八字形にかざす、翳とは、長柄の團扇也、裏帳の命婦二人をして、御帳を窺く、執翳の女官退けば、宸儀始て顯はれ給ふ、武官警を稱し、庭上の群臣、膝折す、腰をかひひるなり、主殿、圖書各二人、東西より出て、庭上に腰けたる鉦に就て香を焼く、群臣再拜す、宣命使庭中に出て、御即位の由を告る、宣命を朗讀す、群臣又稱、唯再拜、舞蹈再拜す、武官共に旃を振て万歳を稱す、其舞調と式に注したれば、直ちに萬歳とは、聞はざるなり、式部兵部の官人、文武官の叙位せらるゝ者を喚で、位記を授く、叙せらるゝ者、再拜、舞蹈す、次に侍從御前に當り、跪き、高聲にて禮畢と稱す、殿下に鉦を撃てば、命婦女嬪、左右より御前に進み、翳を奉じ、帳を垂る、天皇、後房へ還入し給ふ、是にて儀式終る、當日は、大極殿の龍尾道の上間に、四神の旗及び日月の旗を樹て

列らね、文官は禮冠、位袍、酒を着し、武官は武禮冠、位襖、褌、白袴を着し、金銀裝の横刀を帶せり、元正朝賀の儀式も、大かた是に同じ、唯皇后の御座を、東殿の後に設け、皇太子新年の賀詞を述べ給ひ、群臣新年に拜禮する旨を申奏し、又昨年嘉瑞靈龜白雉慶雲の類を云ふを、諸國司より上奏したる事どもを、申奏する儀を加ふるのみ、此朝賀の禮訖り、更に豊樂院に遷御ありて、侍臣に饗應を賜ふ。

大嘗祭は、御即位の年の十一月中の卯の日に在り、御一代一度の儀なれば、朝堂院の庭上にて行はる、(桓武天皇の頃までは、太政官院にて行はれし旨、續紀に見ゆ、其結構は、庭中に東西二十一丈四尺、南北十五丈の宮地を定め、三つの殿を設く、北を廻立殿とす、天皇御沐浴ありて、祭服を着け給ふ所なり、東を悠紀院とす、天神の神座あり、西を主基院とす、地祇の神座を設く、共に拂ふるに黒木を以てし、蒼くに、青草を以てす、御即位八月以前に在れば、當年に行はれ、以後なれば翌年とす、是れ毎年の新嘗祭と同じく、當年の新穀を、天神地祇に奉りて、御親祭ある事なるが、大嘗祭には、特に當年の四月、國郡卜定とて、龜卜を以て悠紀主基の國を定め、其國土の産出なる米穀、其他祭儀に用ひ給ふが故なり、此の祭儀は、卯の日の夕より、辰の日の曉に終る、辰の日は、豊樂院に出御ありて、悠紀の節會、己の日は、主基の節會あり、此兩日は、皇太子以下參入ありて、酒饗を賜はり、中臣氏、天神の謠詞を奏し、

悠紀主基の國司、風俗の歌人を率ゐて、國風の歌舞を奏し、標の山を殿庭に引出す、其翌日午の日には、豊明節會にて、又宴會あり、庭上に舞臺を架して、舞妓五節舞を奏せり、是等の事は、大極殿に關らざる儀なれども、事の序なれば、少か述るなり。

御即位の時は、天皇小安殿に行幸ありて、伊勢神宮に御奉幣の事あり、又毎年の恒例は、九月神宮に神嘗祭あるにより、内侍等豫め小安殿に於て、御幣の錦綾を裏み調へ、十二日此院に行幸あり、清の御衣を服し、想華籠に御するを常とす、御拜の後、忌部に幣物を授け、中臣に勅語あり、使、王に宣命を給ひて、發遣せしむ、幣物の門を出て、見えざるを限として、還御あるを例とす、江家次第に、神祇官に行幸ありて、伊勢に幣を立らる、儀を載せたるは、當時既に、大極殿夏類に及べるによりてならん、その後には、神祇官より發遣せらるるを常とせり、又御即位の始、齋王を卜定せられて、前代の御杖代と交替ある時、齋王又は御杖代と稱するは、天皇より、伊勢の大御神に奉り給ふ皇女をいふ、大極殿に行幸ありて、高御座に若かせ給ふ、齋王西川の禊畢りて、參入り、先づ中臣を召して、齋王を奉る由の勅語を傳へ給ひ、次に齋王を召し、親ら櫛を其額に挿せ給ひ、京の方にな趣き給ひ、そと勅語あり、(これは一向に、神に奉仕せさせ給へとの敬慮なるべく、又天皇崩御あれば、齋王の歸京し給ふ故もあるべし)、使、王に宣命を給ひ、長奉送使とて、兼て定めたる御送行の官人と共に、

直ちに發遣せらる。

毎年正月の八日より十四日まで、大極殿にて最勝會を行はる。是は國家鎮護のため、衆僧を集めて、金光明最勝王經を講せさせ給ふ。盛大の御佛事にして、十四日の結願には、問者講師など、内裡に參入し、紫宸殿の御前にて論議あり、これを内論議といふ。又大極殿にて、臨時の仁王會、千僧の御讀經等あり、是等は、概ね古へより其會有つるが、延暦以後、専ら佛教御信仰の時に當りて、常例の式とされるものなり。

大極殿ありし時の作用は、大かたかくの如し、是より其起立及び結末を論ずべし。大極殿の名は、日本紀皇極天皇四年六月戊申、天皇御大極殿とみえたるが、史に顯はれたる始にて、此日中、大兄皇子、天智天皇中臣鎌足、蘇我倉山田石川麻呂と謀りて、逆臣蘇我入鹿を、御座の下に誅戮せし事は、能く人も知りたれば、此に云はず。爾後孝德、齋明天智の三朝に、此殿見えず。天武天皇紀に至りて、十年三月丙戌、天皇御于大極殿とありて、川島皇子を始め、十二人に詔して、帝紀及び上古の諸事を記定せしめ給ふ事あり。十二年正月にも、亦大極殿の稱みゆ。さて同紀十四年九月辛酉、天皇御大安殿、喚王卿等於殿前、以令博戲。又朱鳥元年正月丁巳、天皇御於大安殿、喚諸公卿賜宴。又十年正月丁丑、天皇御向小殿而宴之。是日親王諸王引入内安殿、諸臣皆侍于外安殿、共置酒以賜樂とある。續紀にも安殿の稱見えたり。さ

みはとて引かず。此内安殿、外安殿など稱する殿舎につきて、本居贈四位の説に、古事記萬葉集に、ヤヌミシジとあるは、天皇の御國を安けく見し給ふ意にて、八咫知之など、漢字を充たる意にはあらず。天武紀續紀などに、安殿とあるは、ヤヌミドノにて、天皇の安見し給ふ殿と云意の名也。大安殿とあるは、大極殿の事ぞ。然るをオホヤヌミドノと訓べき事を知らずして、皇極紀、天武紀今本に、大極殿をオホアムドノと訓るは、古本に、傍に大安殿と假字附の如く、書るを見てのひが言なるべし。以上古事記傳廿八に載たる要を採る。此の文の下に、猶考證あれど略せり。といはれたるに據りて、猶按ずるに、皇極紀に、大極殿と稱するは、猶古來よりの正殿なるオホヤヌミドノにして、いまだかかる漢名なく、又後世の如き、壯麗なる構造にはあらずしならん、かくいふ故は、寺工、鑪盤博士、書工、瓦博士等、崇峻天皇の時、百濟より渡來し、推古の御代には、既に廣大の佛寺を建設するに至りたれば、皇極の御時、或は瓦葺なる祠堂を、構造し給ひしやも、計り難けれど、他の諸物に較べて考ふれば、此明堂のみ、漢土の正殿の名稱を採て、負せ給ふべくもあらず。日本紀には、地名官名を始、諸物の後世の名を、上世に及ぼして記せる事多ければ、其一二を謂は、崇神紀に幾内、成務紀に國郡、仁德紀に内外命婦、用明紀に兵衛の類なり。こゝも其類ならん。また前にも云へる如く、皇極紀の後數世を隔て、始て天武紀に、此殿名みえたるも如何あらん。

若し皇極の御代以來、打續きて正殿の稱ならば、孝徳天皇の改新の政を行はせ給ふとして、諸臣に議り給ふ時も、必ず此殿に於て、行はせ給ふべきものと臆測せり、但し天武の御代に至りては、孝徳の朝以來、李唐の制に倣ひ、彼れを移させ給ふ風、漸く定りて、詔勅官符も、正しき漢文となり、法令國史も、美しく漢字を以て、選述せさせ給ふ時となりぬれば、正殿の稱を大極殿と呼ばせ給ふも、此御代の頃よりや、始りぬらん、唯構造の後世の如く、壯麗なるは、藤原の宮の朝に起れるものと覺ゆ、其故は次にいふべし、

按ずるに、大極殿の稱は、魏の明帝に始り、魏志晋より以降、正殿皆之れを名づく、初唐唐に至り、天子朔望に朝を視る所を太極殿といふ、唐六典又唐の大明宮の正殿を、含元殿と云ふ、龍首山の東趾にあり、因て殿前の道を、龍尾道と稱す、屈曲七轉して、宛かも龍尾の如し、江次郎御書會わが朝なるは、此稱を假るのみ、又翔鸞、棲鳳は、同所の閣の名にて、應天、會昌、興禮、昭訓、光範諸門の號も、唐に採れる事、唐六典工部郎中の條をみて知るべし、

爾後此殿名の見えたるは、續日本紀に、文武天皇二年春正月壬戌朔、天皇御大極殿受朝、文武百寮、及新羅朝貢使拜賀、其儀如常、また同五年正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝、其儀於正門、樹鳥形幘、左日像、青龍朱雀幡、右月像、玄武白虎幡、蕃夷使者、陳列左右、文物之儀、於是備矣、

また大寶二年正月己巳朔、天皇御大極殿受朝、親王及大納言以上、始著禮服、諸王臣以下、著朝服とみゆ、此朝に至り、儀物の裝飾も、整ひ、禮式も行はるべくなりたれば、まづ親王大納言等に、漢風なる新製の禮服を着用せしめて、其儀容を見給ひつるものならん、されば朝堂院の壯麗は、藤原の朝に至り、漸く其端を起し、奈良に遷都の後、全く備りたるものなるべし、

元正の朝賀に、天皇の袞冕を服御し給へる始は、續紀、聖武天皇天平四年正月乙巳朔、御大極殿受朝、天皇始服冕服とみゆ、又皇太子の御事は、同紀に、元明天皇和銅八年正月甲申朔、天皇御大極殿受朝、皇太子始加禮服拜朝とある、此禮服は、衣服令に、皇太子の禮服と定められたる、ウツク黄丹衣にて、袞冕を服御ありたるは、日本紀略、弘仁十一年二月甲戌の詔に、皇太子從祀、及元正朝賀、可服袞冕九章、朔望入朝、元正受群官若宮臣賀、及大小諸會、可服黃丹衣とみえたるよりの事にて、爾來黃丹衣は、一等降りたる禮儀の時、用ひられしを知るべし、是等の事も、序に述ぶるなり、

山城に遷都の後、清和天皇の朝に、大極殿燒亡せり、其は三代實錄八廿に、貞觀十八年四月十日、是夜子時、大極殿災、延燒小安殿、蒼龍白虎兩樓、延休堂、及北門、東西三面廊百餘、火數日不滅とある、是なり、因て伊勢大神宮、柏原山陵に、大火を告げ給ひ、大祓を行ひ、大般若經を

轉讀せしめし事みゆ、

是より先き、貞觀八年三月十日、大納言伴善男、左大臣源信を讒誣せんが爲め、應天門を焼き、火棲風翔鷲の二樓に及びたり事發覺して、九月善男を伊豆に流さる、同十三年に至て修造成たり、

かくて同年七月より、造院の工事始り、四年を経て、陽成天皇の元慶三年九月に、功を竣へぬ、かくて延喜の後、皇政の衰へ行くまゝに、國用足らざれば、朝堂院、豐樂院の如き大夏は、破損の後、修營に由なかりき、其大かたを謂は、村上天皇の應和二年五月廿六日、請百口僧於大極殿令讀經、以此殿頻示惟異也、日本紀略とあり、惟異は當時上下一般妄信の世の常には有れど、又以て殿屋破損の狀を推すべし、花山天皇の朝には、既に豐樂院破壞して用を爲さざりき、日本紀畧に、寛和元年十一月廿日、於大極殿大嘗會、依豐樂院破壞也とあるは、大嘗會の後、此院に於て宴會を爲す事能はざりしをいふ、されば一條帝の時、權中將成信の出家したる事を、續古事談に記して、これよりさきに、此中將、少將の時に、内より豐樂院に行て見廻りけり、人何の心と知らず、後に此れを思ふに、かの所破れ傾ける事、恰も姑蘇臺の如し、無常の觀念を増して、彌々發心を固くせん爲なるべし、とあるをも思ひ合すべし、さて花山帝の頃、大極殿の寂しき狀の一端を謂はん、大鏡七に、御堂關白道長公の若き

程の事を語りて、さるべき人は、どうより御心たましひのたけう、御まもりもこはきなめりと覺え侍る、花山院の御時に、五月しもつやみに、さみだれも過て、いとおどろくしくかき亂れ雨のふる夜、みかどさうくしくや思しめしけむ、殿上に出させおはしまして、遊びおはしませしけるに、人々物語なせし給て、昔おそろしかりける事どもなせ申させ給へるに、こよひこそいとむつかしげなる夜なめれ、かく人がちなるに、だに、けしき覺ゆ、まして物離れたる所なせ、いかならん、さあらん所に、獨いなんやと仰せられけるに、えまからとどのみ申給けるを、入道殿は、道長公をいふ、但し此ころは、いまだ若き年の程なれど、後の稱をもて、記者のかく書ける也、此末に弟たちの事をいへるも亦同じ、いづくなりともまかりなんと申給ひければ、さる所おはしますみかどにて、いと興ある事也、さらば行け道隆は、豐樂院、道兼は、仁壽殿の塗籠、ヌルカ此兩人は、道長公の兄也、道長は大極殿へ行けど仰せられければ、よその君たちは、便なき事をも奏してけるかなと思ふ、又うけたまはり給へる殿ばらは、御氣色變りて、益なしと思したるに、入道殿は、つゆさる氣色もなく、私の從者をば具し候はじ、此陣の吉上にまれ、瀧口にまれ、一人昭慶門まで送れと仰事たべ、夫より内には、一人入り侍らんと申給へば、證なき事にこそと仰せらるれば、げだとして、御手箱に置かせ給へる、小刀さして立給ひぬ、今二所も、にがむく、各おはさうとぬ、子四つと奏

して、かく仰られ議する程に、丑にも成にけん、道隆は右衛門の陣より出よ、道長は承明門より出よと、それをさへわかたせ給へば、まかおはしましあへるに、中、關白殿、道隆公陣まで念じておはしたるに、宴の松原の程に、其物ともなき、聲せもの聞ゆるに、術なくて歸り給ふ、粟田殿、道兼公は、露臺の外まで、わな、く、おはしたるに、仁壽殿の東面の砌の程に、軒と均しき人の有るやうにみえ給ければ、物も覺え、身のさふらは、こそ、仰事も承らめとて、各歸り参り給へれば、御扇を叩きて笑はせ給ふに、入道殿は、いと久しうみえさせ給はぬを、いかいとおぼしめす程にぞ、いとさうげなく、事にもあらずげにて参らせ給へる、いかに、と問はせ給へば、いとの色やかに、御小刀に削られたる物を、取具して奉らせ給ふに、こは何事ぞと仰せらるれば、ただにて歸り参りて侍らんは、證さふらふまじきにより、高御座の南表の柱のものを、削りて取て候也と、つれなく申給ふに、いとあさましうおぼしめさる、こと殿たちの御氣色は、今にも猶直らで、此殿のかくて参り給へるを、みかどより始め感じの、しらせ給へ、うらやましきにや、又いかなるにか、物も云はでぞ候ひ給ひける、猶疑はしく思し召されければ、つとめて藏人して、削り屑を遣して、見よと仰せ事有ければ、もて行て、押し附て、見たらひければ、つゆ違はざりけり、其削り跡は、いとけさやかにて侍るゆり、末の世にも、みる人は、猶あさましき事にぞ申しかしとわり、是

れ御堂關白の豪邁をあらはせるを主として、かけるものなれど、此の時代の形勢に、おし及ぼしてみるべしと思はるゝなり、今一ついふべし、今昔物語廿七に、西京人見應天門上光物語と標して、今昔西の京邊に住む者有けり、父は失て年老た母獨なむ有ける、男子二人有ける、兄は人の侍にて被仕けり、弟は比叡の山の僧にて有ける、而る間其の母重き病を受て、日來煩げれ、二人の子皆副て、西の京の家にて、縁ける、母少し病減氣有ければ、弟の僧三條京極の邊に、師の有ける所へ、行りにけり、而る間其の母の病發て、可死く思えければ、兄の男は副て有ける、母の云く、我れ必ず死なむ、此の僧を見て、死なば、兄此れを聞くと云へば、既に夜には成ぬ、從者は無し、三條京極の邊に、遙也、何かは、可爲む、明旦は、そ呼に遣めば、云はれ、母我れ今夜を可過き心地と思えず、彼れを、不見て、死なば、極て口惜む、云て、力無く術无氣なる氣色に哭げれ、兄然許思給はん、糸安き事也、夜中也、命を不願す呼に罷なむ、云て、箭三筋許を持て、只獨り出で、内野通に行ける、夜打更て、冬比の事なれ、風打吹て、怖しき事无限し、暗の比にて、何にも物不見えず、應天門と會昌門との間を通ける、奇異く怖れぞ、思ひ念じて過ぬ、彼の僧の房に行着て、弟の僧を尋ねる、其の僧今朝山へ登ければ、亦程も無く走り返るに、初の如く、應天門と會昌門との間を通ける、前の度より増て怖れければ、恐て走り過ける、應天門の上の層を見上れば、眞に光る物有り、暗はれ何物とも

不見えり程に、噓を頻に吐いて、かゝり、喉ける、頭毛太りて死ぬる心地しけれ、狐には有らぬ
 思ひ念じて、過て、西様へ行ける、豊樂院の北の野に、圓なる物の光る有り、其れを鳴る箭
 を以て射たりけり、射散すを見れば、矢にけり、然て西の京の家に、夜半許に返り着たりける、
 是等の事どもは、殿舎破壊のみならず、武官の警備いたく弛みて、竊盜の宮城内にも徘徊
 する頭なりければ、狐狸の類も所得て、かゝる悽愴の状をなせるものなるべし、さて日本
 紀略九に、一條天皇永祚元年八月十三日、戊刻大風、宮城門舎多以顛倒、朝集堂、應天門、東西
 廊四十間、會昌門、同東西廊三十七間、豊樂殿、東西廊十四間、顛倒、破壊不可勝計、又洪水高潮
 畿内海邊河邊、民烟人畜田畝、爲之皆没、死亡損害、天下大災、古今無比、略また後一條天皇長
 元七年八月九月の左經記に、入夜東風大吹、所々舎屋並中門等多以破損、八省堂、二宇、巽角
 廊五十餘間、應天門、並東西廊顛倒とあれば、かく兩度の大風に、廊などは大かた壞れたる
 も、遂ひに修營なくて止みぬる箇所もありたるべし、但し左經記の右の文に次で、八月十
 九日の條に、應天門、播磨國丹波國、同日改定伊豫、豊樂院、修造定文儀、鸞門、西廊六間などみ
 えたれば、兩院とも、表立たる所は、速に修造ありぬとみゆ、かく殿舎破損に及たれど、冷泉
 天皇の外は、高倉天皇まで、御即位の儀は、いまだ此殿にて行はれたりしを、治承燒亡の後
 は、太政官廳を以て、此殿に代へさせ給ふ事となれり、又伊勢例幣、又御齋會の如き佛事は、

猶大極殿小安殿にて行はれし事、諸記録にて知らる。

その後、後冷泉天皇天喜六年二月廿六日、大極殿燒亡せり、百鍊抄に、新造内裏、並中和院、大
 極殿、東西樓、朝集堂等燒亡、とみえたる是也、元慶に造營ありて、後百十二年を経たり、さて
 十五年を過て、後三條天皇延久四年に、新造成れり、百鍊抄に、四月十五日、幸大極殿、行宴
 會、土未新成之故也、また續世繼三たむけの卷に、大極殿さきのみかどの御時、火事侍し後、
 十年過るまで侍しに、位につかせ給て、いつしか造り始めさせ給ひて、四年といふに造り
 たてさせ給にしかば、わたらせ給ひて、よろこびの時など作られ侍りけりとみゆ、然るに
 百年あまりを経て、殿舎も破損に及び、かつ延久の度に、いまだ造り足らざる所も有し、故
 にや、後白河天皇の保元三年に、麗はしく修營有し事は、同年十二月廿日、賴業記に、今日天
 皇即位、中今度大極殿、小安殿、八省院、諸門、廻廊等、朱雀門、皆以修造、會昌門、左右瓦垣、任舊跡
 被修築、大極殿、鷓尾、新以金銅、鑄作之、大極殿、八省院、諸門、朱雀門、額、前關白、被費、然兼行朝臣
 所書之、舊額、皆撤却了、これ朝堂院を修造ありて、皇太子二一條天皇御即位有しをいふ、但し
 同記此條の續きに、東西朝集堂、只有礎石、尤遺恨云々、東朝集堂跡、立九文、額、額、北第三間
 立、几子床子等、爲外辨公卿坐、また新任辨官抄に、中古以來、八省廻廊、多以破壞、顛倒、保元造
 營被修造之、然而多闕所とあれば、朝集堂其他とも、いまだ全く舊觀に復せざりしものと

みゆ、此時内裡(皇居なり)をも、舊儀の如く造營ありて、里内裡より遷御有つる事は、續世繼
二大内わたりの卷に、十月に大内造り出してわたらせ給殿舎をも、門々などの額は、關白
殿忠通かゝせ給ふ、宮造りたる國のつかさなど、七十二人とか、位賜はりなせして、中頃か
ばかりの政なきと、千世に一度澄める水なるべしとぞ思ひあへる、中略近き世には、里内裡
にてのみ有しかば、かやうの御すまひに無きに、いとなまめかしう、めづらかなるべし、
里内裡とは、村上天皇以來、内裡焼亡數度に及び、遂ひに一條天皇の頃には、内裡を、舊
の如く、宮城内に造營あらずして、城外なるいとかりそめの宮殿を以て、皇居と定め
られたるをいふ、中には臣家の邸を引直して、内裡とせられし事もあり、此里内裡は、
一所ならず、御時世により、所々に替りぬれば、閑院内裡、大炊内裡、土御門内裡、富小路
内裡、四條内裡、西三條内裡、二條内裡の類數稱あり、枕草子の類の書にみえたるは、既
に里内裡のさまなり、此保元年中には、舊く大内裡の結構の如く、宮城内へ新築有り
しに、幾程も無く、焼亡の災ありて後は、又里内裡のみにて、鎌倉室町武家執政の世を
經たり、然るに應仁大亂の後は、土御門内裡を、永く皇居と定められ、徳川の世を終へ、
明治の今に至るまで、京都にて、諸人の仰ぎ奉る舊内裡は、即ちこゝに云ふ里内裡な
るものにて、僅に往昔の内裡の、表面の結構を窺ふに足るべきのみ、

また愚管抄上にも、此事を云ひて、後白川院は、佛法の御行ひ殊に寂慮に入りたる方おは
しまして、御位の程、大内の仁壽殿にて、懺法行ひなせさせ給ひけり、ひとへに信西入道
世を執りて有ければ、年頃思ひたちたる事にや有りけん、大内は、無きが如くにて、白川鳥
羽二代有りけるを、有職の人どもは、公事は大内こそ本なれ、此二代は、捨られて沙汰無し
と歎きければ、鳥羽院の御時、法性寺殿(忠通公)に、世の事一向にとり沙汰せられよと仰ら
れける手始に、其大内造營の事を、先申沙汰せんと企られけるをきこしめして、世の末に
は叶ふまじ、此人の昔心の人にこそとて、寂慮にかなはざりければ、引入られにけり、それ
を信西が、はた〜と折を得て、めでたく沙汰して、諸國七道少しの煩ひもなく、さほ〜
と、只二年が程に作り出してけり、其間手づから終夜算を置ける、後夜方には算の音鳴り
ける、聲澄みて尊かりけるなせ、人沙汰しけり、此ころ算術に専ら算木を用ひしを知るべ
し、さてひしと功程を考へて、諸國にすく〜と充て、誠にめでたくなりけり、とあるを
みれば、此事は、信西入道の心たくみより出て、専ら大内を作らん思ひはかりの、朝堂修營
にも及びたるものなるべし、

かくめでたく修營せられたる朝堂院も、僅に廿年を経たる、高倉天皇の治承元年の大火
に焼亡したり、延久四年よりは、百十二年を経たり、百鍊抄八に、治承元年四月廿八日、火起

自樋口宮小路、火焰如飛、八省、大極殿、小安殿、青龍、白虎、樓、應、天、會、昌、朱雀、門、云々、大内、免、其、難、
凡百八十餘町、此中人家不知幾萬家、希代火災也、略鳴の長明の方丈記に、此燒亡の事を記
して、去安元三年、即治承元年、四月廿八日かといふ、風はげしく吹て、靜ならざりし夜、戌の時
ばかり、都の辰巳より火出來りて、戌亥に至るまでには、朱雀門、大極殿、大學寮、民部省まで
移りて、一夜の程に灰と成にき、火本は樋口宮小路とかや、病人を宿せる假屋より出來け
るとなん、吹まよふ風に、どかく移り行く程に、扇をひろげたる如く、未廣に成ぬ、遠き家は
烟にむせび、近きあたりは、一向はのほを地に吹つけたり、空には灰を吹たてたれば、火の
光に映じて、あまねく紅なる中に、風に堪へず吹き、れたるは、飛ぶが如くにして、二
三町を越つゝ、移り行く、其中の人、うつし心ならんや、或ひは煙にむせびて倒れ伏し、或ひ
ははのはにまかれて忽に死ぬ、或ひは又僅に身一つ辛くして逃れたれども、資財を取ら
るに及ばず、七珍萬寶さながら灰燼となりなき、其費いくとばくぞ、此度公卿の家十六焼
たり、まして其外は數知らずすべて都の内三分が一に及べりとぞ、男女死ぬもの數千人、
馬牛の類邊際を知らずといへり、古へにも稀なる大火なれば、繁きを厭はず引出たり、朝
堂の燒亡、此まで三度なり、此後は鎌倉の幕府にて、御政事を執行ふ世となりて、彌々御用
度も窮乏せしかば、朝堂院、豐樂院の如きも、遂ひに造營あらず、御即位は、太政官廳、及び紫

宸殿にて行はれ、大嘗祭も、紫宸殿の庭上を用ひらる、況や朝賀は、既に一條帝より以後行
はれずして、只清涼殿の庭上にて、侍臣の小朝拜あるのみと成來れり、かくて後醍醐天皇
中興の御大業成りし建武の始に、先づ内裡を古へ様に修營せさせ給ひ、次で朝堂をも再
建せさせ給ふべき敬慮をしく、けれども、程もなく御世又亂れにければ、遂ひに其事なく
して止みぬ、因ては古への宮城の地も、早く荒蕪たる原野となりて、内野と稱せし事は、前
に引たる今昔物語にみえ、足利の頃は戰場となりて、内野合戦の事など、太平記にみえた
り、されど南北朝の頃は、いまだ此所にて、舊儀を行はれし事は、永和元年北朝後醍醐天皇
大嘗會記に、大極殿の跡、龍尾道の前にて、腰輿に召し遷らせ給ふ、今はいづくともみえず、
草の原にてあれども、猶昔の跡を尋ねて、召し遷らせ給ふ也、とあるにて知るべし、此後は
全く田畑となりたる状は、康正二年内野より收めたる段錢地租なりを記したる、引付帳
簿なりをみて知らる、されば豊臣氏の時、此地の邊をもて、京師のはてと定めたるも、時の
狀に依りたるものなり、

往昔朝堂院并に大極殿の事跡の概畧かくの如し、さて思ふに、朝堂院、豐樂院、内裡等の御
建物、はさら也、前文に略陳せし御儀式までも、漢土六朝以來、唐朝の制に、我が國の古制を
斟酌して、御造營、又は御執行、有りし事は、云ふも更なり、附ては古今上下の間に行はるゝ、


冠婚喪祭の禮節も其原を漢土に取りたる事もあれど、是は自國の古風より來れる事多しと思はる、委しくは暇有らん時、別に云ふべし、只近來まで、五節句(正しくは五節供と書くべし)も其節々に供給する物品より起れる詞也、と稱して、全國中に行はれたる、人日、上巳、端午、七夕、重陽等の佳日の起原は、皆漢土に行はれし事を、我が朝家に移して、早く取行はれたるにより、最も古きは、顯宗天皇の御世の曲水宴を始とす、おのづから、民間にても、其をまねびて、遂ひに風俗となれるものなるべし、是れは瓊末の小事たりと雖も、時勢により、庶民の風習に至るまで、變更を免れざるは、今に始らざる事の觀念ともなるべしと思へば、いさゝか結末に、蛇足の言を加ふるなり、


朝賀圖説

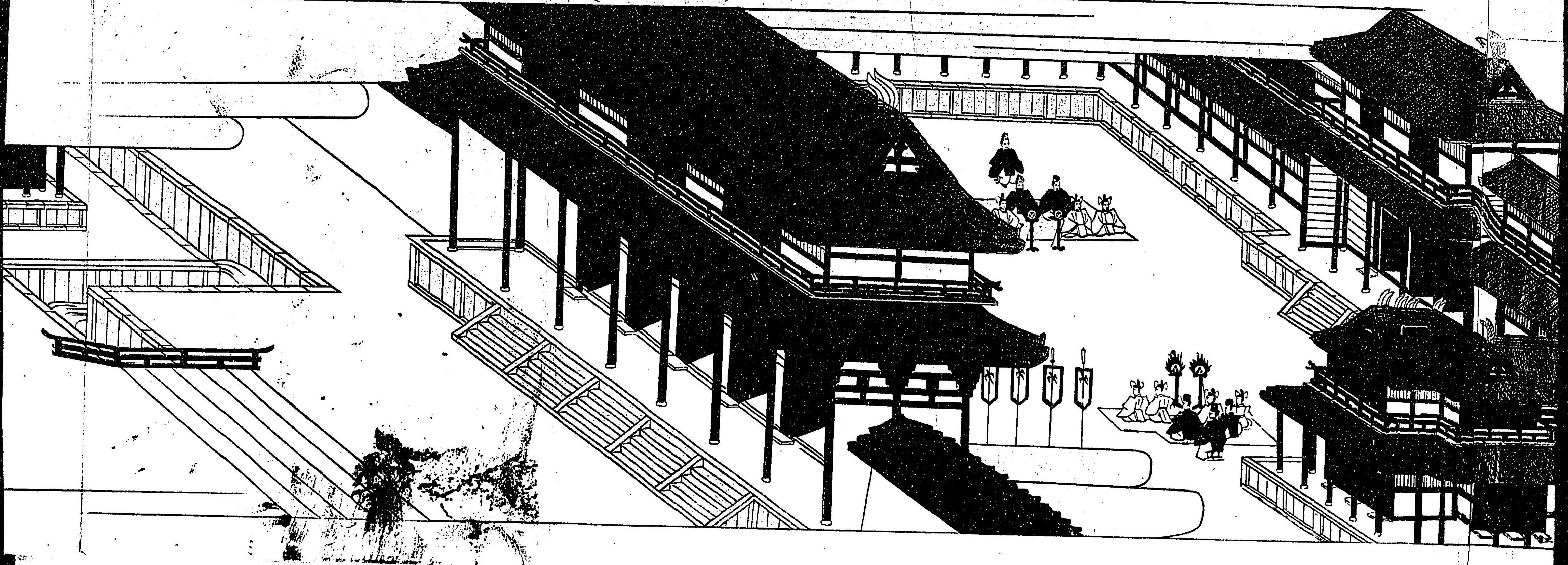
廿七年
一月稿

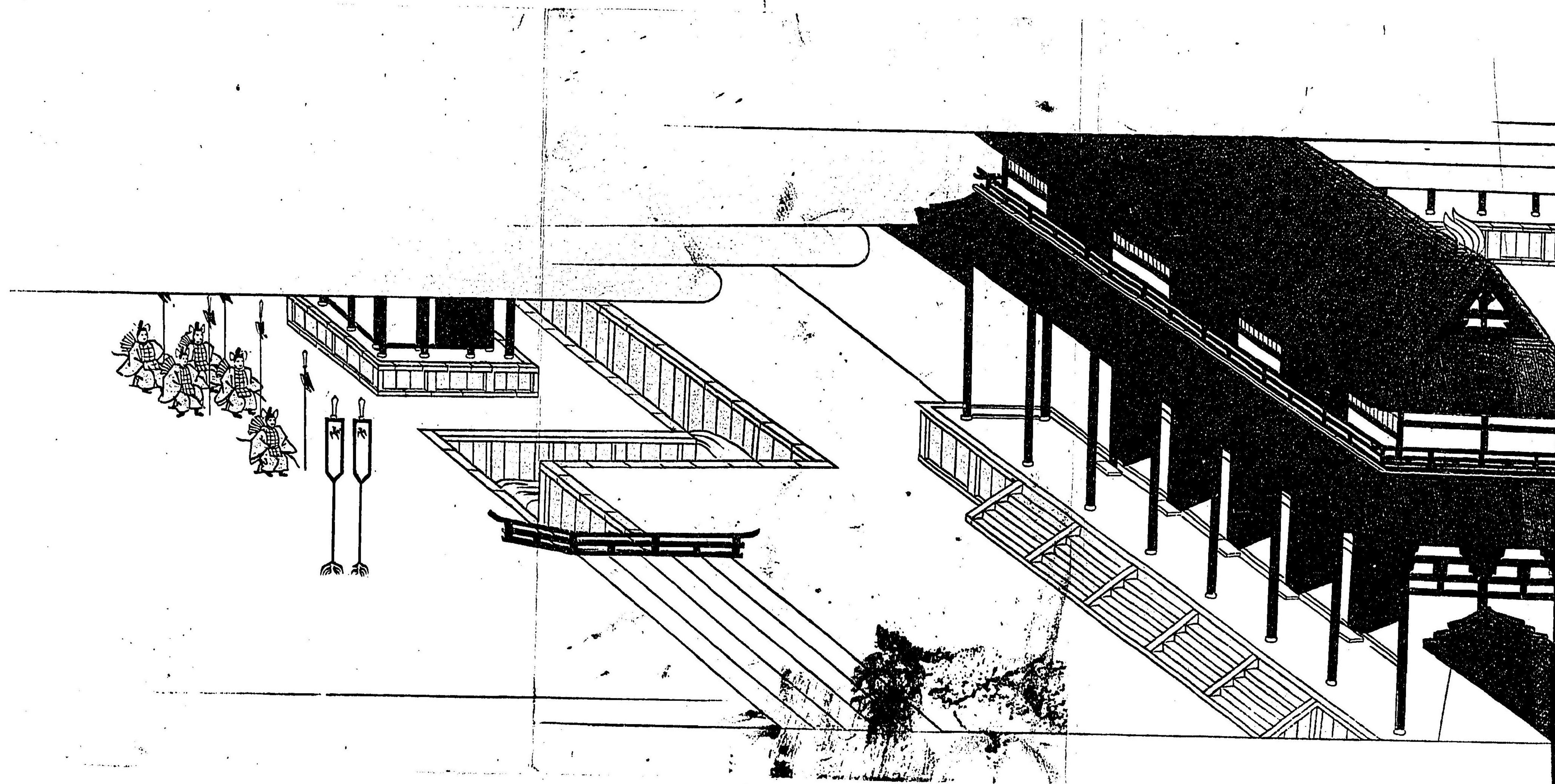
歳の始に天皇を拜み奉る禮典は、早く桓原の朝に始される由、一條禪閣は、公事根源に載られたり、

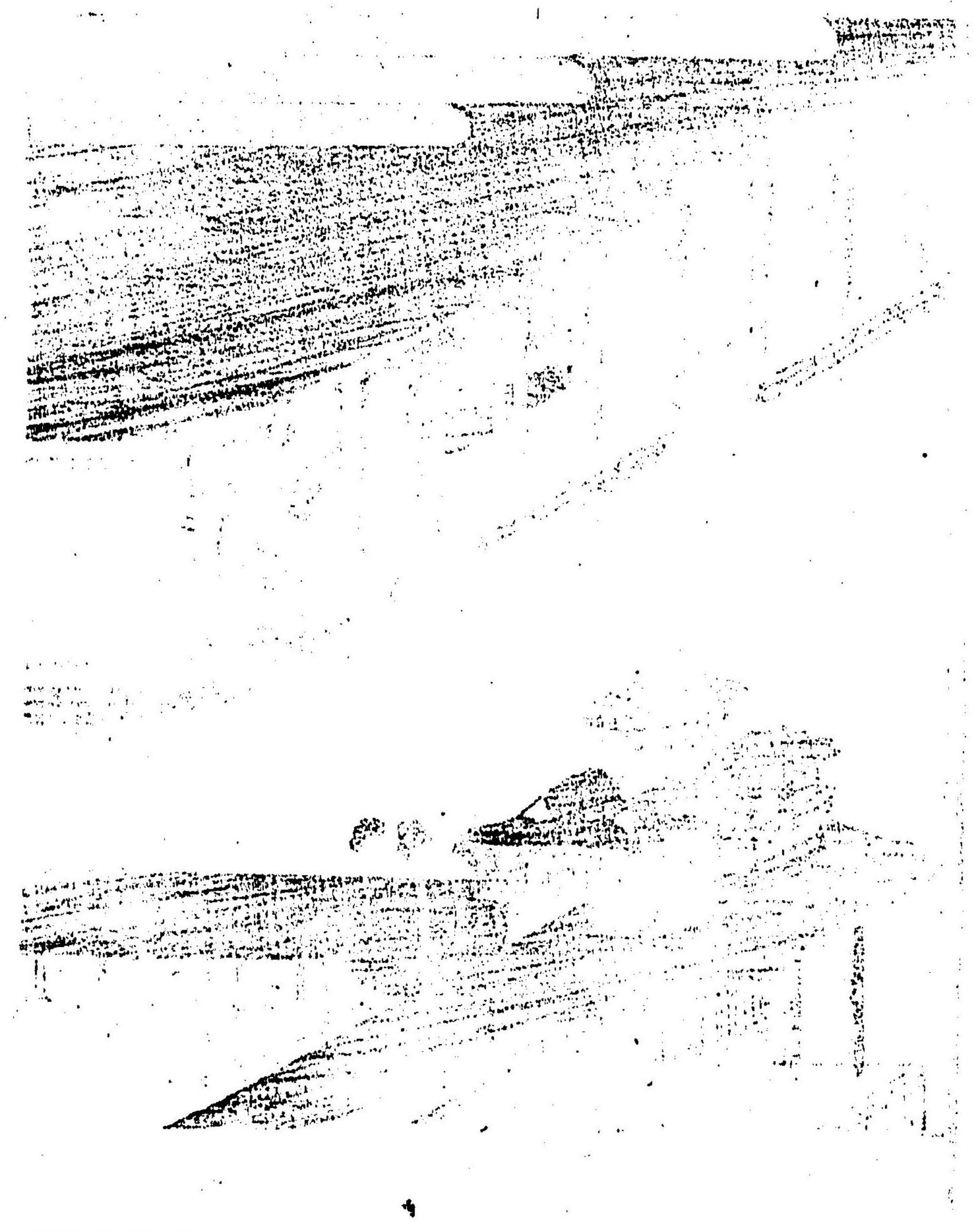
但し日本紀に據て記されたる由なれど、同書にはみえずして、舊事紀に、辛酉の歲正月庚辰朔、御即位の事を載たるが、其類似と云ふべくして、確なる説にあらざれども、











新らしき歳に至尊を拜み奉る儀は、上古よりして、必ず有るべき理なり、
正史にみえたるは、日本紀に、孝徳天皇大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢とあるが始にて、
公事根源にも、是ぞ誠の朝拜とは申べからんといへり、

但し推古天皇十一年十二月壬申、始行冠位云々、唯元日著鬘華とみえられたれば、孝徳天
皇以前にも、既に元日の儀式有りしを知るべし、
爾後次々に此禮儀の事の見えたる中に、天智天皇十年春正月己亥朔庚子、大錦上蘇我赤
兄臣、與大錦下巨勢人臣、進於殿前奉賀正事とあるは、後世に内辨などいふべき職のさ
にて、持統天皇紀には、三年春正月甲寅朔、天皇朝萬國于前庭とあれば、外藩の使人をも、稍
々此禮儀に参列せしめたり、其禮式の次第は、紀にみえずと雖も、御即位の時、武臣金靴を
帯びて、殿の左右に立ち、又大楯を建て、百官羅列して、匝拜すと、孝徳持統の二紀に見え
るに準へて、上古以來此禮式の状を知るべし、さて大極殿にて、此儀を行はれたるは、續日
本紀に、文武天皇二年春正月壬戌朔、天皇御大極殿受朝とみえたるが始にて、歴世行れた
るを、一條天皇の正暦四年以後は、有りと雖も、聞えず、九代聖紀、延喜以前より、清涼殿
紀、公事根源たゞ延喜以前より、清涼殿
の東庭にて、關白大臣以下殿上の侍臣のみ拜禮あるを、小朝拜と稱して、明治以前まで、此
儀絶えざりき、

より御前に進み、躡を奉し帳を垂る。天皇皇后後房に歸り給ひ、殿下にて退鼓を槌てば、群臣退出し、諸術の武官鉦を撃て陣を解く。是れ此禮式の要畧なり。時態變遷せる今にしては、只古昔の典禮を稽るに過ぎざれども、青年の輩、歴史法制を考究せんに、必らず能く辨へ知らずば有るべからざる要件なれば、往年大石真虎の書がける、大極殿朝賀の古圖に據て縮寫し、又朝賀の起原と、儀禮次第とを、少しく説明して、講演中に加へ、聖代の歲始にみるものとす。

御子代御名代考

廿三年 六月稿

いとも上代の人は、甚く我が名を重みして、永く世に傳へん事を冀ひたり。其は總ての事ども、皆語り繼ぎ云ひ繼ぐ風俗なりければ、名の亡びずして傳はれるは、即己れの事跡の燿滅ざるものなりと、上古の人の真心に思ひとれるものにして、殊に上流の人に多かりと覺ゆ。されば名を傳ふるを冀ふは、賢愚に因らざる事にして、後世の人の功名を求るとは、少しく異なりけり。此風俗の逸く神代に原を起したるは、出雲風土記、飯石郡須佐郷の條に、神須佐能袁命詔、此國者雖小國、國處在故我御名者、非着木石詔而即己命之御魂鎮置

給之。然即大須佐田、小須佐田定給。故云須佐とみえて、既く須佐之男、命の御名を、田の名として、後世に傳へ給ふ事あり。又神代よりこなたの上代には、功徳ある者に、諸人より種々の名を負する事あり。其は大己貴命は、此國を作り治め知り給へる、大き功業ある神なりければ、大國主神、葦原醜男神、八千弋神、大國玉神、顯國玉神等の名を負せたる事。古事記、日本紀にみゆ。但し三代實錄、延喜式等に、大名持神と書るは、古へモチとムチとを通じて云へるにて、ムチは神代紀に、大日靈貴、道主貴などの如く、貴み稱へたる語なれば、大名持とは、名を多く持給へる義にあらず。又大穴牟遲、命と書るにより、オホアナムチと訓るは、誤にて、古語に例なしと、先輩は云へり。又神武天皇の始の御名は、狹野命、若御毛沼命、豐御毛沼命、なご稱へ給ひしに、日本紀に、諱、彥火々出見とあるは、後人の撰入せる也。といふ説もあれば、此に省く。天下を所知食すに及びて、神倭磐余彥尊と、世の人の稱へ奉りし旨、日本紀にみえたるも、勝れたる御功徳を、他より贊へ奉りしもの也。此他歷朝の天皇の御名も、尊稱を以て記せるが多ければ、或は素よりの御名の終ひに傳はらずなりたるも有ぬべし。是に因て思へば、神武天皇東征の時、將導せし功を以て、珍彥に名を推根津彥と賜ひ。古事記には、稿根津日子とす。仁德天皇の時、盾人宿禰の、高麗より獻りたる鐵盾を、使の前にて射貫したるを、賞て、名を的戶田宿禰と賜ひ。雄略天皇の時、少子部、の螺麻が、三諸の

岳の大蛇を捉へ來りしにより、名を雷と賜ひし類も、素よりの名を、かく變改せるにはあらで、有るが上に、又名を重ねるをもて、一身の營譽としたるものなるべし、されば奈良の朝の頃までも、人を稱して大名兒と云ひ、又千名の五百名に負ふなど、萬葉集にみえ、又人を稱して汝といふも、名持といふに同じき事は、大己貴神を、大汝神と書るにて知るべし、さて是までは、上代の人の、殊更に名を重みしたる事の概略を述べて、後段の基本となせるなり、御子代御名代とは、上代の天皇、又后、皇子等、御子坐されば、其御名を後世まで遺さむ爲に、其御名を負せて、某部といふ人民を、新に建置るゝを云ふ、按ずるに御子坐まさるる天皇、又皇子等には、上世殊に此制を設けて、御供用の資と爲せるものにて、其部の人民を定むれば、耕す所の田は、自ら其主に從ひ、又調役等をも勤むべし、然れば到底土地人民を給する義なれど、天皇皇后崩御坐し、皇子薨する後、其部民は、子孫まで永く其御名を負へるも、其土地は公に返し奉りしにやあるべき、然れども、孝德天皇改新の政を敷き給ふ始の詔に、罷昔在天皇等、所立子代之民とみわて、屯倉と共に罷られたるを思へば、御子代御名代の人民は、負ひ奉れる天皇皇后等の祭祀を務るが如き事業ありて、幾許の土地を、私に有てるには、あらしかと疑はる、されど此れは、只己の臆測にして、確なる微證あるにあらざれば、試に打出して、識者の評論を待のみ、

御子代御名代の事の史に見えたるは、古事記垂仁天皇の段に、御子等の事を擧げて、次伊登志和氣王者、因無子而爲子代、定伊登志部とあるを始とす、次は日本紀景行天皇廿八年條、日本武尊の薨を記したる後に、欲録功名即定武部とみゆ、和名抄を按ずるに、伊勢美濃出雲美作備前等に、建部の郷名みえたるは、此部民の分れ住みし所なり、猶出雲の建部の事は、出雲風土記に出雲郡健部郷、所以號健部者、繼向、檜代宮、御宇天皇勅不忘、朕御子倭健命之御名、健部定給、爾時神門臣古禰健部定給、即健部臣等、自古至今、猶居此處、故云健部とあれば、當初定められたる時は、諸國の人民に、此名を負せられたるものにして、此神門臣古禰も其一人なり、古事記に、日本武尊の子稻依別王の後裔を、建部君と稱せしは、古事記傳に云へる如く、此建部の輩を帥るしにより、即てかく姓氏となれる者なるべし、允恭天皇紀十一年に、先是衣通郎姫、居于藤原宮時、天皇詔大伴室屋連曰、朕頃得美麗娘子、是皇后母弟也、朕心異愛之、冀其名欲傳于後葉、奈何、室屋連依勅而奏可、則科諸國造等、爲衣通郎姫定藤原部とみえたるは、衣通郎姫の爲國造等に命せ、諸國に此部の人民を定めて、龍姫の費用とし、姫の薨後には、永く其宮名を後世に傳へ、其故事を偲ばせんとの義と見ゆ、但し此れは、龍姫の名を係けしにあらずして、其宮の名を傳へしは、次に云ふ葛城忍坂の類なるべし、

皇后皇子の爲に、資用の人民を定め給ひしは、日本紀に、仁徳天皇は、皇后磐之媛命の爲に、葛城部を定め、皇子大兄去來穗別皇子の爲に、壬生部を定められ、允恭天皇は、皇后忍坂大中姫の爲に、刑部正しくは忍坂部と書く也、を定むとみゆ、葛城と忍坂とは、共に皇后の御郷にて、壬生部とは、もと貴人の御産殿に仕奉る諸部を云ふ稱なるを、其貴人に屬せる民戸の稱となりしものなれば、皇極紀に、乳部とも書きて、乳部此云美夫と訓注せり、又ニブとも訓めり、これは凡て兒を成育する業は、乳を主とすればなり、壬生と書る義は詳ならず、されば今も諸國に、ミブ、又ニブと稱する地名多かるは、皆往昔皇子に屬たる、壬生部の民の居住せし所なり、此れ等の人民を總べて御名代と云ひし事は、古事記仁徳天皇の段に、此天皇の御世爲、大后石之日賣命の御名代、定、葛城部、亦爲太子伊邪本和氣命、履中天皇之御名代、定、壬生部、亦爲水齒別命、反正天皇之御名代、定、蚊部、亦爲大日下王之御名代、定、大日下部、爲若日下部王之御名代、定、若日下部、とあるにて知られたり、蚊部、丹比部とも書けり、日下部は、共に此皇子等の住める、河内の地名に因れる稱なり、

天皇の御爲に、御子代の民を置き給ひし事は、清寧天皇紀に、二年春二月、天皇恨無子、乃遣大伴、室屋、大連於諸國置白髮部、舍人白髮部、膳夫白髮部、初負、翼垂遺跡、令觀於後とあり、これ此天皇の御名を、白髮大倭根子尊と稱し奉るに因てなり、但し舍人、膳夫、初負は、何れも

皇居に仕ふる職名なれば、上古に於て、是等は殊更天皇に親近く仕へ奉る官にして、眞數も甚く多かりしにより、御名代として、諸國に置き替る、上番て宮仕へせしにや、河村氏の書紀集解に、按置三部、諸國、蓋不必奉其職、世承其名、傳之、とあるは然る事なり、又此先御代なる雄略天皇も、長谷部、舍人を定め給ひし事、古事記にみえたり、長谷部は、天皇の大長谷君建尊といふ御名に因たるものなれば、此れも御名代の舍人なり、此天皇御子無きにあらねば、只天皇の御名を後世に傳へんため、近く仕へ奉る官人に、大御名を負せたるにや、猶謂は、當時諸國に散在せる、御子代御名代の諸部とても、部長たる伴造に隸屬て、他の山部、海士部、士師部等の類と同じく、世々に仕ふる業もありしならん、かく云ひもて行けば、同じ種類となるにより、職名の御子代たりとも、其實異なる事はなきなり、

武烈天皇も、亦御子坐ざるにより、御名代を置かれたり、紀に、六年秋九月乙巳朔、詔曰、傳國之機、立子爲貴、朕無繼嗣、何以傳名、且依天皇舊例、置小泊瀬、舍人、使爲代號、萬歲難忘者也、とみえ、古事記にも、此天皇无太子、故爲御名代、定、小長谷部也、といへり、此天皇の御名を、小泊瀬、雅、鶴、尊と申奉し故にて、御名代の舍人を置給ひしは、雄略、清寧、前朝の例に據られしなり、爾後安閑天皇の、勾舍人、勾初部を置給ひしも、亦此舊蹤を襲はれたるものぞ、此御名代は、天皇の御名を、勾大兄尊と申し奉りしに據る、

繼體天皇紀に、八年春正月、太子安閑天皇妃春日皇女、後に春日山田皇后と申す、仁賢天皇皇女晨朝晏出、有異於常、太子意疑、入殿而見、妃臥床涕泣、惋痛不能自勝、太子惟問曰、今且涕泣、有何恨乎、妃曰、非他事也、唯妾所悲者、飛天之鳥、爲愛養兒、樹顛作巢、其愛深矣、伏地之蟲、爲護衛子、土中作窟、其護厚焉、乃至於人、豈得無慮、無嗣之恨、方鍾太子妾名、隨絕於、是太子感痛而奏、天皇詔曰、朕古麻呂古汝妃之詞、深稱於理、安得空爾無答慰乎、宜賜匝布屯倉、表妃名於萬代、とみゆ、屯倉はミヤケと訓みて、古へ諸國に散在せる、皇室の御田に成れる、稻穀を藏むる御倉、及其官舎をも合せてかく稱し、ミヤケとは御家の義なり、さればミヤケは官舎をいふがもとの、屯倉とは官倉の方よりして書けるものなり、後世は只所々の地名に、其稱の残りたるが、即其地に住みし人の苗字となりて、三宅など書ゆ、其御田を掌る人を田令、又屯田司ともみえ、力作する人民を、田部と云ふ、垂仁紀に、廿七年、興屯倉于來目邑、屯倉此云彌夜氣とみえたるが始にて、後には皇后皇子の爲にも、屯倉を置れたり、さて繼體紀にみえたる意は、皇太子の妃春日皇女に賜りたる匝布の屯倉は、(大和國添上郡に在り、又狹穂とも書けり、永く春日皇女の田地となり、其田に屬たる田部は、即皇女の民となれるものなれば、御子無しと雖も、皇女の御名は、世々其地に顯見を以て、表妃名於萬代と云へる也、こ

れ屯田を以て、御子代となせるものにして、又一つの例なり、

安閑天皇紀に、元年冬十月庚戌朔甲子、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬茂之後、朕名絶矣、大伴伯父今作何、計每念於茲、憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰、可矣、宜早安置、大伴大連金村奏備、宜以小墾田、屯倉與每國田部、給貶紗手媛、以櫻井屯倉、與每國田部、給賜香々有媛、以難波屯倉、與每郡、鑿丁、給貶宅媛、孝德天皇二年紀の分注に、或本云、壘難波狹屋郡邑、子代屯倉而起行宮とあるは、此地の事あるべし、以示於後式、觀乎昔、詔曰、依奏施行とみゆ、每國田部を給ふとは、國々にある田部の内を取て、今賜ふ屯倉に屬て賜ふをいふ、其屯倉の御田を佃らしめむがためなり、鑿丁とは、田事の忽しき時は、田部の外に別に使ふ人民とみゆ、これも前に引ける春日皇后に、狹穂屯倉を賜ひたる、と同じ義なり、按ずるに此等は、即御名代なれば、此よりして、其屯倉の稱を改めて、假令ば春日屯倉、紗手屯倉などやうに、稱へたる者にはあらざるか、されど紀記に正しく徴とすべし、文をみざれば、確めては云ひ難し、只當時には、其田地より收むる物を以て、皇后皇妃の資とし、後世には、永く其故事の傳はりて、御名隠れなからん爲の設なりと見てあらん方、穩なるべきか、

繼體天皇紀に、八年春正月、太子安閑天皇妃春日皇女、後に春日山田皇后と申す、仁賢天皇皇女、晨朝晏出、有異於常、太子意疑、入殿而見、妃臥床涕泣、惋痛不能自勝、太子恠問曰、今且涕泣、有何恨乎、妃曰、非他事也、唯妾所悲者、飛天之鳥、爲愛養兒、樹頭作巢、其愛深矣、伏地之蟲、爲護衛子、土中作窟、其護厚焉、乃至於人、豈得無慮、無嗣之恨、方鍾太子妾名、隨絕於太子感痛、而奏天皇、詔曰、朕、古麻呂古汝妃之詞、深稱於理、安得空爾無答、慰乎、宜賜匝布屯倉、表妃名於萬代、とみゆ、屯倉はミヤケと訓みて、古へ諸國に散在せる、皇室の御田に成れる稻穀を藏むる御倉、及其官倉をも合せてかく稱し、ミヤケとは御家の義にて、古へ家をヤケともヤカともいふ、朝廷をオホヤケと云ふも、御家の義なり、さればミヤケは官倉をいふがもとにて、屯倉とは、官倉の方よりして書けるものなり、後世は只所々の地名に、其稱の殘りたるが、即其地に住みし人の苗字となりて、三宅など書ゆり、其御田を掌る人を田令、又屯田司ともみえ、力作する人民を、田部と云ふ、垂仁紀に、廿七年興屯倉于來目邑、屯倉此云彌夜氣とみえたるが始にて、後には皇后皇子の爲にも、屯倉を置れたり、さて繼體紀にみえたる意は、皇太子の妃春日皇女に賜りたる匝布の屯倉は、大和國添上郡に在り、又狹穂とも書けり、永く春日皇女の田地となり、其田に屬たる田部は、即皇女の民となれるものなれば、御子無しと雖も、皇女の御名は、世々其地に顯見を以て、表妃名於萬代と云へる也、こ

れ屯田を以て、御子代となせるものにして、又一つの例なり、

安閑天皇紀に、元年冬十月庚戌朔甲子、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後、朕名絶矣、大伴伯父今作何計、每念於茲、憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰、可矣、宜早安置、大伴大連金村奏備、宜以小墾田、屯倉與每國田部、給脱紗手媛、以櫻井屯倉、與每國田部、給賜香々有媛、以難波屯倉、與每郡鏗丁、給脱宅媛、孝德天皇二年紀の分注に、或本云、難波狹屋郡邑、子代、屯倉而起行宮とあるは、此地の事あるべし、以示於後、式觀乎、昔詔曰、依奏施行とみゆ、每國田部を給ふとは、國々にある田部の内を取て、今賜ふ屯倉に屬て賜ふをいふ、其屯倉の御田を佃らしめむがためなり、鏗丁とは、田事の忽しき時は、田部の外に、別に使ふ人民とみゆ、これも前に引ける春日皇后に、狹穂屯倉を賜ひたる、と同じ義なり、按ずるに此等は、即御名代なれば、此よりして、其屯倉の稱を改めて、假令ば春日屯倉、紗手屯倉などやうに稱へたる者には、あらざるか、されど紀記に正しく徴とすべき文をみざれば、確めては云ひ難し、只當時には、其田地より收むる物を以て、皇后皇妃の資とし、後世には、永く其故事の傳はりて、御名隠れなからん爲の設なりと見て、あらん方穩なるべきか、

かくて孝徳天皇の御世に及びて、皇太子中大兄皇子(天智天皇)専ら事執り給ひて、大御政を甚く改め給ひし始に、子代之民と諸國の屯倉とを罷給ひき、其は孝徳天皇紀に、大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉及別臣連、伴造國造、村首所有部曲之民、處々田莊別以下差等はあれど、共に今世に云ふ貴族の類なり、部曲の民とは、其等の諸氏に使役れて、職業を世々にする者をいふ、處々田莊とは、田園の地にして、後に所謂莊園の類なり、かゝれば此より以前には、貴族の私に土地人民を有てる事狀を察ふべし、仍賜食封、大夫以上各有差、降以布帛賜官人百姓有差とあるは、大夫以上の顯貴には、土地と人民とを收めたる代りに、封戸とて、戸數を幾戸と限りて、其戸内より納むる田租と調庸とを賜はり、世々の業を失ひたる官人と、子代の民の類には、後の位祿季祿の如く、布帛を以て賜はりしものと覺ゆ、これ前年の詔に、自古以降、每天皇時置標代民、垂名於後、其臣連、伴造、國造等、各置已民、恣情驅使、又割國縣山海、林野池田、以爲已財、爭戰不已とある時の弊を、先づ第一と改めさせ給ひしものなり、又同月の紀に、壬午皇太子使使奏請曰、云々、現爲明神御八島國天皇、問於臣曰、其群臣、連及伴造、國造、所有處々田莊、昔天皇日所置子代、入部子代、入部とは、上に云へる忍坂部大長谷部壬生部の類を云ふ、入部のイリハ皇子たちの御名に入、昆古入、昆賣と多くある入と同くて、御

したしみうつくしみ給ふ意にて、伊呂母などの伊呂郎子の伊良など、皆同言なれば、后又御子たちなどをうつくしみて、定め給ふ部と云意を以て、入部とは云なり、されば、此類も御名代なりと、古事記傳に、みゆ皇子等、私有御名、入部、上にいふ皇子等の御名代の民也、皇祖大兄、御名、入部、皇祖大兄とは、孝徳天皇、天智天皇の皇祖父たる、敏達天皇の皇子、忍坂、彦人大兄、皇子をいふ、此皇子の爲にも、御子代の民を置かれしなり、及其屯倉、猶如古代而置、以不臣、恭承所詔、奉答而曰、天無雙日、國無二王、是故兼并天下、可使萬民、唯天皇耳、別以入部及所封民、簡充仕丁、從前處分、これは向來皇太子の使役の爲には、入部と封戸の民とを以て、仕丁に充てんととなり、この入部は、賜はりて置くものにして、前に云ふ、私に有てる入部とは、名稱同じくして、其實異なりとみゆ、從前處分とは、大化二年の詔に、五十戸毎に、仕丁二人を出すべき制あるを云ふ、自餘以外、恐私驅役、故獻入部五百二十四口、屯倉一百八十二所とみゆ、これ前の詔を下し給ひし日より、十八日を経ての事にして、昔の天皇等の置給へる御子代屯倉を罷め、臣連造等の世々有ち來れる田處を召上げ給はむ事容易からぬ御擧なる故に、皇太子先づ自らの入部屯倉を獻りて、諸臣の倣ふべき模範と爲り給へるものと覺ゆ、然れば御子代御名代の民、及び屯倉等の古き制は、此御代に全く廢られたるものなり、

本居宣長の言に、大かた名と云物は、貴さも賤さも、皆其人を美稱へたる方にて、名を呼ぶは其人を敬ひ賞る意然るを後世になりては、人名を呼ぶを無禮として、諱憚る事とされるは、漢國の俗にならへるものなり、古の御世々々に、御名代は定置れしは、書紀の卷々にもみえたる如く、其御名を物に寄せて、後世に廣く殘し給はんとての御行爲なるを、此孝徳天皇の御代に、其御名を輕々しく呼ぶ事を可畏しとして、是を罷られしは、漢意にして、古の御意とは反なり、これらを以ても、皇國漢國と、よろづに心ばへの異なる事をささるべし、(古事記三十五)とあるは、實に然る事にて、素より彼此の國體の違ひよりの事とは云ひながら、皇國の古へは、君皇と臣民との間殊に親しかりし故にもあるべし、此によりて今の世を思へば、西洋の大國にて、帝皇の面貌を、さながら錢に鑄て、廣く國中に用ふる事のあるは、猶上下の親しきより起れる事にて、吾が國の上古の風俗をも、思ひ合さるゝなり、さて孝徳天皇の御代に、帝皇の御名を、輕々しく呼ぶ事を禁せられしと云ふは、大化二年の詔の中に、始王之名、臣連、伴造、國造、分其品部、別彼名、云々、これは後世となりて、臣連等の人たち、粟津部、武部の類の、皇子の尊名を負ひたる品部名々の人民を、己が部下として、驅使ふと云ふ品部も、名名も、職業を以て、世々名稱とせる者といふ、又以王名、輕掛川野、呼名、百姓、賊可畏焉、云々、これは安寧天皇の御名を、磯城津彦と申せるに、大和に磯城、

那磯城野あり、又雄略天皇の御名を、大泊瀬と申せるに、泊瀬川ある類にて、もと地名より起れるものなれど、天皇の御名となりしを、輕々しく百姓等の呼ぶは、畏るべしとなり、又三年四月の詔の中に、頃者始神名、天皇、名名、或別、爲臣連之氏、或別、爲造等之色、云々、神名王名、遂自心之所歸、安付前々處々、爰以神名、名王、名爲入、賂物之故、入他奴婢、穢汚清名、云々、これは大物主神の神裔を、大神朝臣といひ、大久米命の後を、久米の直と稱する類ひの如き、輕々しく呼ぶ世となりては、神の名も、王の名も、各の心任せに、負る事となり、遂には奴婢の名ともなりて、或は賂物の如き、穢らしき物となれりといふ意なり、前々とは、紀の注に、前々猶謂人々也とあり、これは私記の據入なるべけれど、意は聞えたり、古へは、奴婢を以て、家の財産の中に加へしかば、賂に人に贈る事もありしなり、これらを、本居氏の然か謂へるなり、御子代御名代の民を、罷められしは、前に云へる如く、時の弊に因れる事にも有るべけれど、又傍へには、帝皇の御名を、諱み憚れる漢國の風を、漸く用ひられし故にも有るべきは、此に引ける詔の文にて知るべし、但し文のさま明了に、辨ち難き所もあれど、試に、其大かたを注せり、御子代御名代の事は、其大かたを述べ、訖りたれば、此より古へ名を諱みし事を、少か語るべし、君父の名を諱むは、漢土の風の移れるなり、禮記檀弓に、卒哭而諱、左傳桓公六年に、周人以

諱事神、名終將諱之とあれば、もど死人の名を畏みて、忌み避けたるを終ひに生る人にも及びしなり、故に増韻に、生曰名死曰諱、又正字通に、既死諱其生前之名、故曰諱とみゆ、されば生る人に、諱と稱するは不祥なる由、古人も論せり、(黃昏日抄)刊謬正俗然るに生人に稱する事は、漢土の人の書に往々みえ、我が國史にも、仁賢天皇紀に、億計、天皇諱大脚とみゆ、(神武天皇紀)の諱の事は前に云へり、さて漢土の制を移させ給ふ御世となりては、大寶の職員令、治部卿の職掌の中に、諱とありて、義解に、謂諱避也、言皇祖以下、名號諱而避之也、又集解に、伴案、假令名有春日王者、春日山者、稱東山耳、跡云、諱者不限生死、時有可諱之事者、此司申發令諱耳とわれは、我が國の名を諱ひは、文字にあらすして、詞の上にあり、又死生を限らざりしを知るべし、此令條の實際に行はれし事は、類聚國史廿八なる、天皇避諱の部を按ずるに、元明天皇和銅七年己巳、若帶日子、姓爲觸國諱、改因居地賜之云々、桓武天皇延曆四年五月丁酉、詔曰、又臣子禮必避君諱、比者先帝御名及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜竝改避、於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山、平城天皇大同元年七月戊戌、改紀伊國安部郡爲在田郡、以詞涉天皇諱也、嵯峨天皇大同四年九月乙巳、改伊豫國神野郡爲新居郡、以觸上諱也、淳和天皇弘仁十四年四月壬子、改大伴宿禰爲伴宿禰、觸諱也、仁明天皇天長十年七月癸巳、天下諸國人民姓名及郡鄉山川等號、有觸諱者、皆令改易とみゆ、往

昔の天皇は、其御名を永く世に傳へ給はんとて、白髮部の民を置かせ給ひしに、延暦の御代には、其を避けて眞髮部と改給ふが如き、甚く時勢の替りたるを思ふべし、此後の事ども猶あるべけれど、未見及ばず、只釋日本紀北條時代の古書也に、日本紀に、世人と書せる訓を論じて、爲避御諱字引合可讀ト也とみえたるは、後宇多天皇の御名を世仁と申し奉りし故に、禁中にて、日本紀の講筵など有らん時の、心用ひに記せるものなるが、未古風を失はざる事の知らるゝなり、爾後天皇の御名を書するに、懼りて觸書する事あるは、漢土の風の移りしものにて、何の頃よりといふ事を詳にせず、

紋所并に國旗の日章考

十二年九
月第一稿

紋所は其用徽章にして、其稱は織紋より起れり、因てまづ朝家の御紋たる菊桐の義よりして説明せん、桐は原黃楸染の御袍とて、朝賀を受け、諸節會を行ひ給ふ時、服御し給ふ御袍の織紋にして、弘仁の格文江次第抄所引に、文梧竹鳳凰と見えれば、最も古しと云べし、此他青色、又山鳩色の御袍とて、朝覲の行幸、賄弓などの時用ひさせ給ふ服の織紋も、亦

黄極染に同じくして其染法共に延喜の縫殿寮式に見えれば、同時の製造なるべし、菊も亦太上皇の御袍の織紋なり、其は龜山天皇の文應元年八月九日、八幡御幸記に、今日新院有、臨幸石清水、中略赤色の御袍、窠の中に、菊八葉と見えたるが、管見に及びたる始なれば、此織紋は桐より稍後たるべし、但し後鳥羽天皇の隠岐國にて、親しく假はせ給ひし者と云傳る、刀劍の莖に、菊形あるを見れば、既に徽章に用ひられたるが如し、思ふに此御代の頃より、武家に家紋の稱ありて、漸く盛に行はれしにより、朝家にては、稍菊桐を徽章と定めて、帷幕調度等に用ひさせ給ふ事となりぬる歟、菊桐の御紋の事は、盛井義知の裝束文飾推談抄といへる物に説ありと聞けり、未だ其書を見ず、其他にも猶有べれど、寡聞に及ばざるを如何にせん、織紋の家紋となりし事を猶いはし、縉紳家にては、中古より、必ず衣袍の織紋には定ありて、代々用ひ來れると、近衛にては、躰立酒麩司家にては、丁子唐草を用る類、裝束織紋圖會に委し、後世直ちに徽號の家紋としたる、徳大寺、今出川、廣幡、醍醐等の類あるを以て、比例とすべし、

根邨云、菊花の御紋の事、余も一證を得たれば、こゝに挿着すべし、さるは先年前田君番加賀侯御所藏の古書を、縦覽賜ひし時、碧山日録、五山の僧侶の筆録にして、空華日工集、臥雲日件録の類なれど、いまだ何れの僧なりや、詳にせず、此書惜いかな、殘闕に

して古筆五冊あり、當時の事實を觀るに足る珍籍なり、應仁二年七月十六日條に、客曰、彦洞明窓和尚住南禪、翌日謁聖廟、拈香語云、曾聞吾祖侍仙闈、賜菊花紋世所希、今日御前拈香、清香吹滿老禪衣、按其家系曰、洞院山科左大臣實雄公之孫、一品大納言實教、龜山帝胤而爲子、賜以菊花紋、教生季雄々々、生實遠々々、生明窓也、故香語之云とあるを見認めたり、翁の説いよく信すべし、

武家紋始を按ずるに、古く甲冑の金具、太刀の蒔繪に、巴菊桐の類を、唐草に交へて用ひたるも有れど、未文飾にして、定りたる家紋と云べからず、源平の合戦の頃より、家の紋と稱へ、旗幕はさしなり、衣服調度にも漸く用ひたり、今管見する所の一二をいはし、源平盛衰記、熊谷父子一の谷の大手に向ふ條に、熊谷は桐の鍔直垂に、家の紋なれば、鳩に寓生をぞ縫たりけるとあるは、衣服の紋なり、曾我物語、十郎屋形回りの條に、此に二つ木瓜の幕打たる館あり、誰か幕やらん、此は我等が家の紋なり云々、面々思々の館つくり、種々の幕の紋などあるは、帷幕なり、此頃の旗の紋には、鳩を畫きたるが如く見ゆ、東鑑建久元年九月十八日、飯宮源太宗季旗を作り獻する條に云、又居、龍の丸なり、腰居、其風情殊、珍重也、龍の丸可爲宗季、手紋之由被仰合とあるは、正しき家紋なり、諸家紋帳に、桐は元安倍家の紋なるを、後三年の戦功により、源義家に賜りたる由を記せるは、信られず、太平記の頃

より、足利の世へ係りては、諸家の紋全く定りて、兵器より衣服、其他の徽章に通じ用ひ、以て今世に及べり、群書類從に收めたる諸家紋帳は、紋圖最も詳なるが、奥に、足利將軍時代、於て評定所改之、悉次第不同、書顯于是、天文八年卯月十九日、佐々木秀勝とあり、今其書に據て按ずるに、巴は上代柄及び屋瓦の紋にして、最も古し、花菱雙蝶、輪違、杏葉、菊の丸、龜甲、團扇、木瓜、扇橋の類も、亦昔織紋の形なり、又緣由ありて、殊様なる紋もあれど、其は十に一二なり、

祖郎又云、なほ日録長祿四年八月廿一日の條に、南帝之孫大塔太子、嘗聚凶賊、據笠置之嶮、將軍尊氏奉詔、出師陣三瓶原、將軍未出師之時、入海住山、禮解脫之像、尋欲見上人、隨身之具、兼併出之、中有木履二雙、以桐木所造也、將軍喜曰、予前夜夢以桐履擗天下、乃分其片、屑着之甲衣之上、遂平敵、以執天下之柄也、自是桐葉爲家紋、且表履二齒爲二劃、謂之二引爾云、と云事もみゆ、參考に供ふべし、

附て云、國旗に日章を用ふる事は、少しく緣由の轉遷あり、先づ續日本紀、文武天皇大寶元年正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝、其儀於正門樹鳥形幡、左日像、青龍、朱雀幡、古月像、玄武幡云々と見えたるが始にて、近世まで、御即位の時は、猶此儀を用ひさせ給へり、元弘の始帝笠置に幸ありし時、錦の御旗を建られ、其後此旗に、日月像を金銀にて打着けて、賜はりし

事、太平記に見え、又梅松論に、足利尊氏の持明院殿の院宜を申請ひ、筑紫より上りし時、錦の御旗に、日章を金にて打着けて上りし事を載たり、此等は御即位の時の、日月の旗の一變ならん、集古十種に、吉野賀名生郷和村堀氏所藏の、後醍醐帝の御旗とて、衆たるが、四幅の布の旗に、日章を着たるは、金具ならずして、朱にて畫きし物といへば、此亦錦旗の移れる者にして、其に後世日章を以て、國旗とせる基本なりとやいはまし、さて武家にて古より、日章を畫きたる摺扇を軍中に用ひし事あり、其は源平盛衰記に、義經皆紅に日出したる扇を、鷲尾に賜て、是にて敵を招き高名仕れ、と云つる事みえ、新井白石の本朝軍器考に、義家朝臣の執られし所也とて見たりし物は、表の方は、雲母地の薄紅なるに、日形を金にし、裏の方は、白き雲母地に、銀の月形あり、是は上野國新田後關の家に相傳へし所也、とある類にて、知らる、(軍器考に、太秦廣隆寺に傳へたる、聖德太子の團扇の事を記して、韋を以て製し、雲に日を畫けり、とあれど、是は太子の時の物には、あらざるべきよし、先輩の論あれば採らず)然るに、盛衰記八島の職の條に、平家の飾船より女房を出し、皆紅の扇に日出したるを、杖に挿みて、船の頭に立て、此れを射よとて、源氏の方を招きたるよし見えたる次の文に、此扇は、故高倉院殿島へ御幸の時、三十本製らせ給ひて、奉納ありし中なりとあれば、日章扇の製作も、猶其始朝家より起れる者歟、足利氏の季世、指物馬印の製始りしよ

も、或はそれに日章を用ひし家あり、織田豊臣の頃より、一時外交盛なるに及び、洋中往來の船艦に、日章の旗を用ひたりけんは、元和の頃、暹羅國に遠遊し、戦功を以て其國王の女婿となり、國事をも攝行せし、駿河人山田長正の、彼國より、遠く我國なる駿府の淺間の神に獻せし扁額に、當時戰鬪の狀を畫きたるが、軍艦に此旗を掲げたるにて知るべし、爾後徳川氏の世、五國と條約を結びしより、安政年中、全く日章を以て國旗たるべき旨、外國へ通せられし事は、衆人の能く知る所なれば、贅せず、すべて此一段は、たゞ記臆に任せて、かりそめに記しつれば、他日猶群書に參考し、識者に質して訂正すべし。

紋所考の補正

從四位 宗 重正

此頃小中村氏がもせし紋所の考てふものを見侍しに、其はじめより、今に至るまでの事ども、いと委しく書載せたり、中にも桐菊は、公の御事はさらなり、まぢかく我家の紋なれば、其もととしも詳にせまじ、かねて思ひ來つるに、今此考のこよなくめでたきに、我疑ひの浮雲は、はれにし心地とする、さばあれ、そが中にいふかしみ思ふ所なくしもあらぬを、其まゝし置むもはいなければ、おのが學びの爲にもと、一二つかき付侍りぬ、○紋

所は其用徽章にして、其稱は織紋より起れり、といへるはいかにぞや、今の世のさまもて云時は、まかなめれど、其始を云時は、用も稱も、みな文飾の文なるをや、もむは、ふむの音を、こなたさまにやはらげたるにて、やがて紋とはかくめり、さてもむは、俗の模様なり、衣服にまれ、織物にまれ、調度にまれ、わやのかぎりは、文ならぬやはある、されば、滋文、遠文、大文、小文、浮文、堅文、なごいふ名はあるなり、絹布の文も、織も、摺も、染も、し、縫も、し、つべく、調度の文も、蒔もし、ゑりも、まつべし、織物と云のみにては、盡さず、又其ときにより世につれて、あるは用ひられ、あるは捨られ、やまどもろこし、人々のこのめるまに、用ひきつ、終に家々にきはまれる物とはなりしなり、車の文、旗幕の文などこそ、あるしども云べけれ、なべての文は、あるしとは云まじかりけり、増鏡秋のみやまに、使は徳大寺の中將公清なり、略もえぎの下襲に、御家の紋もかうを、色々におりたりしにや、梅松論に、敵の上野入道も、御方の小山結城も、共に一族なりし程に、互に名乗合て戦し間、討死兩方百餘人敵も御方も、同家の文なれば、小筋の直垂を着たりしかば、後々の合戦には、定て御方打あるべしとて、小山結城の勢は、右の袖を割て、胃にぞ付たりけるとある、皆此家の紋とあるは、家の模様といふ心にて、是らは後の物ながら、いにしへにかなひておぼゆ、○そも桐は、本文にのせたる如くに、弘仁の格文なる、黄櫨の御袍を、物に見えたる初めなりける、

又思ひ廻らすに、小忌の摺摸様に、桐竹山鳥なるがあれば、此方やなは古へならむざるに御袍なるは、山鳥ならで、鳳凰なり、よりて思ふに、大津宮このかたは、もはら唐さまをなねび用ひられしかば、其頃に古く傳り來し、小忌なる桐竹の文をとり、山鳥のかたちのいかめしからぬをのぞきて、から國さまの鳳凰麒麟なんせいふ、あやしき鳥獸に改められしならんか、さあらんからには、此桐の文は、奈良よりも古くはじまりしものにやあらん、此文東大寺の御物のうちにも見え侍り、また御調度の事を記したる所に、堀河院御時、桐竹歟とあり、今も清涼殿の御調度の中に、桐竹をまかれたるが有しを見及べり、○菊も古くより公に用ひられし文なり、白河院の建て給ひし法勝寺の瓦に、菊を付られたるが、今猶世にのこれり、これやものに用ひられしは、はじめなるらん、○後鳥羽天皇の隠岐國にて、親しく鍛はせ給ひし者と云傳る刀劍の莖に、菊形あるを見れば云々、こは此御門のつる者作らせ給へりし事を、隠岐國にうつりまし、後の事とするにや、また京にてせさせ給ひしとしても、菊の銘はうたせ給はざりしといへるにや、抑此みかぎの劍を造らせ給へりし事、隠岐の島にうつりまし、後もせさせ給ひしはさる事なれど、天下のかぬちをも召集て、劍あまた造らせ給ひし事は、むねと承久よりあなたの事にて、鎌倉を亡さむの御心はし、かば、ものゝふの道に、御心を盡させ給へりし也、承久記卷三、筑後六郎左衛

門が、武田七郎が馬の首を打落したる所にいふ、抑御所やきと申太刀は、上皇いへまさと云鍛治を召て作らせ、君も御手づからやかせ給ふ太刀なりけり、公卿殿上人をはじめ、北面西面の輩に至るまで、御氣色よきは、どの者には、みなく、賜りける、筑後左衛門も、今度都を出ける時、賜りけるとかやといへり、本阿彌家の説にも、都にてうたせ給ひしは、十六葉の菊にて、島にうつりまし、後の御作には、枝菊もありとなんいへる、

此本阿彌が説とは、平十郎がいひしなり、其後喜三次に尋しに、都にては、十六葉の菊、島にては、枝菊とないふ、わかちなはなきといひき、いづれにか、喜三次に尋しは、此文かきて後の事なれば、其さし、まを擧置くになん、

○武家の紋の始を按ずるに、神源平の合戦の頃より、家の紋と稱へ、旗幕はさらなり、衣服調度にも、漸く用ひたり云々、
 紋の始は、上に云る如くに、おのづから出さぬるものなれば、武家の紋とて、異なるものにはあらず、旗なども、平家は赤、源氏は白と、大らかにこそは、わかちけり、世々をよるまゝに、色々思々の紋なども、出さし也、源氏頃までは、此家紋など云もの、まれく、に衣服などにも、ものする事も、あれど、なべて用ひしにはあらず、ことに調度に用ひし事は、をさる、守、此紋の全く定りしは、本文にいへる如く、足利の世にて、衣服調度に、家紋を用ふる

事のかたくなりたるは、豊臣より徳川に至りての事なりかし。源平鎌倉頃まで、調度に家紋用の付たるに、家々の紋

小中村清矩云、紋は模様にして、徽章にあらすとの事、まことに御説の如し。拙按は、今世紋所といひなせる名稱によりて、陋説をなせる者ながら、其稱は織紋より起れり。と云につきては、其紋は文なる事の本義を述ざりしは、粗漏に侍りき。○そも桐は本文に載たる如くに云々、御考の如く小忌の紋のや、轉れるにも侍るべきか、但し桐の紋章の、東大寺の御物の中にも見えたり、との給ふに就て思へば、なほ漢土古代の紋章なきにはあらざるか、されど博古圖の類の書を取調べてのうへならでは、たしかには申難く侍り。○菊も古くより公に用ひられし文あり云々、法勝寺の瓦の事、御教によりて心づき侍り。○後鳥羽天皇の隱岐國にて云々、まことに御説の如し、本阿彌家の説も、御教により初て承りぬ、本按の隱岐國にての三字は、削り侍らん。○武家の紋の始云々、此段も余が粗を補ひ誤を正し給ひし事と甘心せり。此紋所考の一小冊は、先年東京大學にて、温知會の催ありける時、かりそめに演説せる覺がきの如きものなりしを、月ごと同所にて印刷せる、學藝志林に加へて發行せしなり、さればもとより粗漏も誤謬も多かるべきと、かく御考按を示し給はるに

依て、益を得る事多く侍れば、則御説を寫とりて、本案に綴添おき侍りぬ、此よるこびを申そへて、御考按返しせらるる也。

又云、國旗日章考の中、山田長正の、暹羅國より、淺間神社に獻せし扁額に、軍艦を畫きたるが、日章の旗を掲げしよしを記し、は、全く轉寫の畧畫に據りつる誤にて、本社所藏の額畫のくはしき寫を見れば、花菱の紋をものせり、このことも因みにこゝに正誤す。

拜禮考 二十一年十

拜禮は、素と誠敬の眞意の、表面に顯露する者にして、宇内の各國、淳質の風を移すに従ひ、漸く簡より繁に入るは常なる中に、支那は、古へより禮節の儀表を重んじたる國俗なるが故に、起伏拜禮の狀、頗る繁縟を免れざりき、本邦の、古へ聘問を彼國に通じ、政體制度を彼に倣ひしより、禮節も從て其風を移さざるを得ず、此に於て起伏再拜の節あり、然れども、只朝堂官衙の上へのみ行はれ、草莽間に至ては、猶舊風たる跪坐の禮を墨守する事依然たり、故に朝政衰へ、權柄武家に歸してより、終に漢風起伏の拜禮は、禁闕の式典と、神官

の祭典とに残れるのみにて、朝野一般、坐上跪伏の簡易禮を通儀として、近年に至れり、今其沿革の概略を、少しく陳述せんとす。

拜禮するを、古くヲロガムと云ひ、畧してはヲガムとのみも云へり、釋日本紀に、公望私記云、拜是乎禮加々無也、是可折屈身體而敬禮也とみえたるにて、語釋明らかし、今世俗にヲガムと云は、只掌を合す事と心得たるは、佛法の拜より云へるひが事也、古き祝詞や萬葉集の歌に、鹿自物膝折伏とあるは、鹿の如く兩足を折屈むるを云ひ、鶴自物頸根突拔とあるは、鶴の腰々頸を水中に突入るゝ如く、首地に至るを云たる者にて、何れ敬禮の状なれば、今世俗の兩手を突て跪伏する拜禮は、上代の儘に傳はりたる遺風と云べし、さて古への人、其誠敬の甚しきに至ては、一拜に止らず、跪伏ながら頭を低昂して、數度の拜ある可きは、自らの理なるにより、古事記穴穂宮、安康天皇段に、四度拜入度拜の文あり、應神天皇の朝よりして、漢韓の民歸化せし者多く、推古天皇の朝、遣隋の使始りてより、漸く彼國風なる起伏再拜の禮行はれしかど、日本紀允恭顯宗等の朝に、既く再拜の字面あるは、例の飾辭ならん、推古天皇紀に、十二年秋九月改朝禮、因以詔之曰、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之、越相則立行とあるをみれば、未だ古禮を用ひられし也、此れは神代紀一書に、彦火々出見尊、海宮にして云々於中床、則據其兩手とある遺風なるべければ、古へ専ら手を據

を敬としたりし事知らる、其朝廷に於て、立禮を用ひさせ玉ひし始詳ならざれども、天智天皇紀に、九年春正月戊子、宣朝廷之禮儀、與行路之相避とみえたるより、持統天皇紀、三年春正月甲寅朔、天皇朝萬國于前殿とある迄に、正しき漢風の起伏禮を起され、續紀に、文武天皇慶雲元年正月始停百官跪伏之禮とあるは、全く其禮の成整ひたるにぞ有るべき、然れども、同四年十二月の詔に、往年有詔停跪伏之禮、今開内外廳前、皆不嚴肅、進退无禮、陳答失度、云々宜自今以後、嚴加糾彈、革其弊俗、使靡淳風とあるを見れば、上代より習以來し禮の止がたかりし也、官人等すら然れば、況て民間の拜は、制も无くて過けん事思ふべし、爾後本朝の古禮なる數度拜を、立禮に撮合して、嚴儀の禮典及び禮拜等には、必ず兩段再拜を用ひらる、北山抄に、本朝之風、四度拜禮、謂之兩段再拜とあるにて、此稱は、禮拜を兩度する由なるを知る、類聚國史に、延曆十八年春正月丙午朔、皇帝御大極殿受朝、文武官九品以上蕃客等陪位、減四拜爲二拜、不拍手、以有渤海國使也とあれば、此時猶常には四拜とみえたり、禮容を減せられたるは、外國人の、我國の禮に習はざるに因てならん、其後遂に四拜は止り、總て再拜になれるを、只神拜にのみぞ、後までも、猶四拜は用ひられける、又伊勢の兩宮儀式帳、及び、縉紳家の記録には、重き神拜の時、八度拜を用ふる事あり、且、私には、一拜小拜と稱する、輕易の畧式もあり、

延喜の雜式に凡御所及中宮東宮稽首餘皆跪拜注に但頭高下隨入貴賤とあるは首の作法なり江次第元日宴會の條に九條殿記に云凡拜時先突左膝是爲令懷中扇疊紙不落也然而此拜元日を云先右足屈御前方歟須一揖還右足狹踏左足廣踏又爲令下襲能廻也又二條殿被仰云有鬚人與無人持笏不同也凡笏以頭當口程頗僻持之也而有鬚人僻持無人頗寄持などあるにて少しく進退の禮を知る又朝野群載卷二に裝束進退傳あり弘仁の内裏式正月元日七日十六日五月五日等の節會に皇太子以下堂下にて舞蹈再拜の儀あり又延喜の雜式に凡授位任官及別有恩命者舞蹈とある如く祿を賜ふ類の恩命には殊更に庭上に降て必ず此儀ある事にて其作法諸記に散見せり煩しければ擧げず此は手の舞ひ足の踏所を知らずと云へる成語より出たる儀也と云へり

拍手する態は感動する意の切なる餘に出たる事なれば神祇を拜する時のみならず古へ朝堂の拜禮にも此儀あるは持統天皇紀に四年春正月戊寅朔即天皇位公卿百寮羅列匝拜而拍手とある以下國史儀式等往々載たり再拜兩段再拜の立禮起るに及び或は其拜する毎に兩度づゝ拍手するを常とせり最も多數なるは大嘗會の時八度づゝ四度都合三十二度打事あり是を八開手と云又物を受る時拍手するは歡喜の甚しきよりの意にて古くは古事記に雄略天皇葛城山に獵して一言主神に逢玉ひし時群臣各衣服を脱

て神に獻るに手を拍て之れを受くと見えたるに後世の内裏式に正月十七日の射禮に射中者拍手して物を受け儀式の圓轉神祭儀に諸司拍手して木綿を受け江次第豐明節會に群臣拍手して白黒の御酒を賜はる等の儀あるは其古意の終に禮容となりたる也但し續紀神護景雲元年慶雲出現を賀する條に是日細侶進退無復法門之趣拍手歡喜一同俗人また三代實錄元慶三年十月八日大極殿落成の時饗宴に預れば飛彈工等悅に堪へず座を起て拍手歌舞すとあるは真情より出たるにて今人もする態なり又神式訖て退出せんとする時拍手するを後手と云ひ香を立す密に打を短手と云類の稱あり此風俗は漢土までも聞傳へたりとみえて周禮春大祝條の釋文に振動倭人拳以兩手相擊古之遺法然又魏志倭人傳に見大人所敬但搏手以當跪拜云々或踏或跪兩手據地など載せたり

上に擧たる再拜及び兩段再拜は朝廷にても社頭にても専ら庭上の儀なれども又希に堂上にて行ひし事もあるは時の宜に隨ひし者なるべし近世鳴社舞殿日光東照宮の拜殿等にて勅使の板敷の上ながら起伏拜ありしは猶古義を守られし也江次第平野及び梅宮祭の條に神主起再拜衆官居再拜とあれば此頃居拜を卑しとせし也さて鎌倉の將軍の頃より柳營にても専ら板敷の上の座禮行はれ足利將軍の世となりては其板敷に

壘を敷込る風となりしより、彌々坐禮の便と簡易なるとに従て、立禮は終に廢れ、雲上の禮式は、平凡の窺ふ可きにあらねば、稀に神官の祭儀に於て、古拜の遺風をみるに至し也、婦人上古拜禮の狀詳ならねど、思ふに男子と同一の態なりけん、中古庭上にて拜禮の狀は、延喜中務式、女官季祿の條に、女官降座再拜、訖各復座、注に、用扱地拜、謂着兩手於地、首不至于地とみゆ、桃華藥業に、女房神拜、兩段再拜、乍居四度禮之也とあるは、神拜は總て座禮なりし事知らる。

僧家の禮は、三拜三禮を用ふる由儀式或は他の書に見えれば、頂足の狀を併せて、印度の風なるべし、西宮記に、東都王記を引て、王公仁和寺に參し、東庭に於て三拜すとあれば、白衣の人の拜佛はさら也、僧侶に對しても、此禮を行ひたりと覺ゆ。

陽春廬雜考卷一終

陽春廬雜考卷二

文學博士 小中村清矩 遺稿

本朝法律起源沿革

廿四年一月稿

本會の總會を開くに付ては、幹事よりして、拙老に何か演説をとの事により、かゝる演説を掲げたり、但し近日發行の雜誌の中には、日本法律沿革なを標したる類の說話、時々世に顯れ、既に諸君の耳目に觸れたる事なるべけれど、自然夫れ等に漏れたるも多かるべし、又當會にては、いまだかゝる講演もあらざるにより、此題を思ひ寄りしなり、右の次第なるが故に、近來諸雜誌に顯れたりと思ふ條件は、大略を述べ、見えざる箇所を、尤も精しく説くべし、さて法律の沿革を述るに付ては、自ら時勢の景狀をも云はざるを得ざれば、歴史談に涉る事も有るべし、

我が國の上古は、所謂無爲にして治る風なりければ、詔勅命令ともに、甚だ簡易にして、書契を用ひず、口傳のみにて、事を辨じたり、たゞ上下とも、敬神の風盛なりければ、これを以て、則ち治國行政の基とせり、故に其敬神の習慣によりて、自ら法律の起原とも覺ゆる事

本會とに
同族の
事な

あれば、言長くとも、さづ上古の風俗より談すべし、
 さて太古の俗の鬼神を尊ぶ風は、外國とても同じ状なる中に、我が國にては、殊に 皇室
 の 天祖より、公民の祖先に至るまで、神祇なる云ひ傳へありて、これを造化五元の神の
 類と共に、奉信の念を厚からしめたるは、蓋し上の奉ずる所、下これに従ひしものなるべ
 し、其故は、神武天皇東征の時、我れは是れ日の神の子孫なるに、日に向ひて敵を征する
 は、天道に逆けり、背に日の神の威を負ひ、影のまゝに襲ひ討んと給ひ、猶征討の陣中に
 ても、天神地祇の祭を行ひ、全く成功治平の後には、靈時を鳥見の山中に立て、報賽の禮を
 行ひ給ひしを始にて、太古以來の歴史上、敬神の道を以て、治政の基とし給ひし事、狀明白
 なり、かゝれば庶民も、何事によらず、先づ神に依頼して、其冥助を仰ぎたる中に、秋といふ
 風俗ありて、己れの身に穢れあれば、其れによりて禍を蒙り、惡念も起ると思ひとりて、水
 邊に出で身を洗ひ、惡事を懺悔し、秋所の神に、所有の物を獻じて、罪を贖ふ事あり、是を近
 藤芳樹は、我が國法律の起原といひ、其説令義解評註、大稜執中抄等にみゆ、横山由清も、其
 説に従て布演せり、其説刑法志畧にみゆ、然れども、これは習慣にして、一定の法制にはあ
 らず、但し法律は、習慣上より成立つ者といへば、起原といへるも、強言にはあらざるべし、
 さて太古とても國家を危くし、人を殺す如き重罪人は、秋したりとて免るべきにあらず、

輕罪とても、自らなる例によりて、罪に行ひし事は、史を考へて知るべし、やゝ後に至りて、
 秋の業をし、贖物を出すは、必ず秋すべき罪と定まりたる例によりて行ふ事となれり、我
 が國の古へは、門閥を尊び、宗支の別を嚴にせしかば、人智稍々開くるに及び、支家を本家
 と詐る者、卑族の尊族と稱する者ありて、争訟絶えざりしかば、尤恭天皇の時、盟神探湯と
 いふ事を行はる、これは熱湯の中に物を置き、訴人をして攪き探らしむ、然して偽れる者
 は、其手爛れ、偽らざるは、空きを以て、訴を定むるなり、是はた敬神の風、いまだ盛なる世の
 風俗なれば、其目的とする所は、神に在り、後世まで、此風遺りて、湯起請、又火起請とて、鐵火
 を採る事有りしなり、又太古よりの風俗に、ウケトといふ事ありて、例せば、神功皇后三韓
 征討の始め、御髪を解かせられ、水に洗ひ給ひ、軍克たば、此髪二つに分れよとの給ふに、即
 ち分れしを、其のまゝ、男裝の髻に結ばせられ、又景行天皇筑紫土雲を討ち給ふ時、賊を滅
 す事を得ば、柏葉の如く、軽く事れとの給ひて、大石を踏み給ふに、皇言の如く、舉りし類、上
 古にかかると事蹟最多かり、是はた神に依頼する風俗による者なれば、當時訴訟の裁判も、
 かゝる類によりて、或は定むる事有つらんと臆測するなり、
 上古は族長よりして、其族人の政令を行ひし事を述ん爲に、其時代の景狀の概畧を云へ
 し、古へは族長部長の勢力甚強くして、朝廷の命令を傳へ、部下の勳陟賞罰まで、皆其權内

は有つる事と覺ゆ、さて都近くに住み朝廷へも出仕して、顯貴なる人の加婆禰を、後世姓の字を充たり、臣といひ、連といふ、オミとは大身、ムラジとは群主の意にて、其古へ又中臣大伴などいふ字、連を後世氏の字を充たり、添て、呼びかはすなり、其臣の首領を大臣といひ、連の首領を大連といふ、即ち前にいふ族長にて、朝廷より命せらるるもの也、上古の人民は、皆世業世職にして、更に業を變る事なし、故に其職業を、即ち字連と云たり、今其二三の例をいへば、物部大伴部は武事、史部は文事、山部山守部は山林、織部服部は織機、鍛部は鍛工、弓削部矢作部は弓矢の工、土師部陶師部は土工、膳夫部は作食、伺部は伺馬、海部は獵人を世業とするの類、其部と稱する者、枚舉に暇ならず、部とは、今世に組といは、元が如し、然がして各部長あり、部曲は、字連を稱するのみなれど、部長は必ず加婆禰を係けて、物部連、土師連といふ、此部長を伴造とも、伴造ともいふべし、伴造とは、即ち輩の義なり、又地方には、國造、縣主、郡別、直村主、稻置等の世職ありて、各所の政を治りたるが、かく等級あるは、周の世に公侯伯子男の差あるが如くにして、總べては、皆國造とも云へり、されば古典に、此時代の百官ともいふべき世職の人を、只臣連伴造國造とおし、くめて、簡易に記せり、さてかくの如き時世なるにより、大かたの法制は、皆族長部長にて取行ひたれば、近百の學者、此時代の事を、族制政治といへり、政刑も其心々なりけん事は、徳川政府の世に、

諸役人、諸大名等、各多少政令を異にしたる狀に、近きものなりけんと思はる、三韓朝貢の後、漸く外國の事狀をも辨じたれば、應神天皇以來、政法の變革と覺ほしき事、往々みゆるに從ひ、歷史上、刑法の事蹟の顯れたるも、少ならず、其大略を云はば、私地を獻せしめ、子女を采女に奉らしめて、罪を購はせ、又罪人を没入して、陵戸、官婢、神奴とし、罪ある伴造の部曲を奪ひ、或は姓を貶し、又は火刑、流刑、墨刑、徒刑に類する事みえたり、これらの時代を悉しく云はんに、は、事長ければ、此に省く、皇典講究所講演の、木村正辭の刑法講義、横山由清の刑法志略をみて、其詳細を知るべし、これらの中には、我が國上古より、の風習に依れるも有るべく、又外國の風を傳聞して、新に起されたるも有るべし、到底時宜に依り、舊例に據て定めたる者にて、いまだ一定の法律は無きが如く覺ゆ、
 廣戸皇子は、聖德太子、殊に聰明の君なりければ、政治に心を盡させ給ひ、始て位階の制を起し、次で二十七箇條の憲法を發行し給へり、但其憲法は、教誡に類せる者にて、其第二條に、篤く三寶を敬ふ云々と云ふ事ありければ、佛道興立のためなりといふ人もあれば、儒道に據りたる文もあれば、所謂政教一致の古への風なるべし、又隋國へ始て使を遣はされ、學生、學問僧をも遣はされたるは、上國の風を見聞の爲にもあるべし、殊に文學を好まられたれば、憲法及び經典の疏も、自ら漢文にて書れたる者にして、我國に正しき漢文の見

えたるは、此を始とす。此他衣服宮殿の制までも、改造せられたる事多く、總べて數年の後、孝徳天皇の朝に、改進の政を行はれし甚を開きし者にして、我が國開化の先進といふべし。只逆臣馬子を誅し給はざりし事のみ、千歳の遺憾とす。前にいふ族制政治も、後年には變政となりて、大臣大連の類の豪族は、各土地人民を多く私有し、伴造は、部下を己れの屬類の如くなせる勢となりければ、自ら改新の政あるべき世の狀となれり。然るに幸ひにして、豪族の巨魁たる大連物部氏先づ斃れ、次で天位をも窺ひたる、不逞の大臣入鹿も、朝に誅せられしは、此の機失ふべからずとて、中大兄皇子（天智天皇時に皇太子たり）は、改新の政を行はんに便なるため、わざと帝位に即き給はば、與孝徳天皇を立て、中臣鎌足は、其に大化の維新を始められ、先づ國造縣主にて治め來れる封建政治を改めて、郡縣政治とし、國司郡司を置けり。従前祖先より世傳せる國造等の土地を、かく一朝に收納せられし事業の、賑く成ぬるは、如何にと思ふ人も有るべけれど、史を按ずるに、推古の朝以前より、諸國に國司といふ官を、或は國司とも書けり。置て、やゝ國造の勢を殺がれたりと覺ゆ、かつ我が國は上古より天皇を神とし奉崇して、何事も其命令に背かざる上下の風俗なるにより、此儀を以て推さば、此改革も難事にはあらざりしなるべし。明治維新の始、許多の諸侯の、一時に、版籍を返上せし跡をも思ひ合すべし。

さて、舊來の族制政治を改められ、八省百官を立て、人材を以て登用し、田制を定めて、租調庸の法を起し、戶籍を正しくして、浮浪人を絶ち、驛傳關契を定めて、行旅を便にせる類、多くは末唐の制を、我が國の古風に斟酌して、移されしものなり。天智天皇即位の後、彌々文物を擴張あり、唐の國子監に擬して、大學寮を創立し、博士助教を置き、五位以上の子孫及び東西史部の子を以て學生とし、業を授け、六位より八位までの子も、情願なれば許す。詔勅官符解牒の類、公文は總べて、正しき漢文もて書記する事となれり。此に於て彼の國風に、法律の書も製造せずばあるべからざるにより、此御世に、始て今の制法あり。鎌足亦與りて功ありとみゆ、かくて、天武天皇の御世に判定し、持統天皇の三年に、諸司に令三十三卷を班ち賜ふと、日本紀にみゆ、これを後には近江令といふ。律の卷數紀にみえずと雖も、令と共に製作ありし事は、天武紀、又鎌足公傳をみて知らる。當時の律令今存せずと雖も、大略大寶の法制に差へる事なきは、天武持統兩朝の世に行はれたる、斷罪處刑の文に照して明なり。

文武天皇の時、刑部親王、藤原不比等に勅じて、更に令十二條、律六卷を撰定せしめ、大寶元年施行あり。此より十八年を経て、元正天皇の養老二年に刊修ありて、令律各十卷となれりと雖も、條數を増減し、文章を繕ひたるのみにて、體裁には變りなければ、今にこれを大

寶令といへり、さて近江令以下、唐高宗永徽年中に撰びたりし律令を基として、製造されたる者とみゆれど、其中には、我が國の古儀習慣を斟酌して、よき程に法制を立られし條件も少からざれば、學者宜しく彼此の書を對照して、考ふべきなり、此の事は、去月泉真講究所の講演に、其大略を述べたり、

律令の外に、格式といへる政書あり、格は大寶以下の詔勅官符を載たる者にて、令以後の新制及び令制の變革をみるに、甚だ便なる書なり、故に弘仁格の序に、格者最時立制也、令集解に、彼律令而出助律令而出とも見ゆ、弘仁、真觀、延喜の三度に造られしを、併合分類して、類聚三代格と號せしが、欠本ながら、今傳はれず、式は諸官衙を分ちて、其行事を記せる者にて、令に載せざる巨細の事を舉げられば、弘仁格の序に、式則補闕拾遺といふ、又かれば、律令格式相以伴ひて、用をなすものと云ふべし、さて續日本紀以下の歴史を讀たりとも、律令等に涉らざれば、解せざる事情多かるべし、又律令等の政書のみを研究したることも、歴史に考へざれば、法律の應用を覺り難かるべし、されば、政書と歴史とは、車の兩輪の如く、又鳥に雙翼あるが如し、（此處に、
延喜以前より、王制漸く弛みて、紀綱振はざりしかば、諸國の墾田、賜田、功田、其種々の原因により、權門勢家の私田數多くなりて、これを庄園と號し、國衙の治に預らず、賦税を輸さ

いりしかば、遂には田令なる口分班田の制も行れず、賦役令なる調庸徭役の制も、甚だ衰微し、又軍防令の制は、一戸内の三丁毎に、一を取て兵士とし、軍團に集めて、武事を練習し、不虞に備へたるを、後には軍團の首領たる大教小教等に、役夫の如く驅使せられ、或は逃散する類の弊害多かりしが、延暦十二年、勅して、大宰府、陸奥、出羽、佐渡の外は、悉く兵士を廢せられて、後は豪民を募兵として、將帥に従はしむることとなりぬれば、軍防令も無用に屬じ、官人の考課、選叙の法も、形ばかり行はれて、僅に其式を存し、學生の對策及第も、虛文に流れて、遂には詩を以て學生を試み、又令制の如くならず、刑律に至ては、衛府警備の武威薄くなりて、檢非違使を置かれ、刑部省の裁判權も、自ら其方に屬せ、法令行れざるが如しと雖、承平、天慶以來、賊盜の蜂起、武人の叛亂、僧徒の跋扈等、犯亂甚しきも、之を制する事能はず、かゝれば、治承、壽永の頃に至りては、令制は廢絶して行はれざる方多し、律義は檢非違使と刑部省とに、僅に其節要を存するのみ、崇徳天皇の頃、人坂王明兼の選せる法曹至要抄も、使廳官人の爲にせし者にや、武家執政の世に至つては、殊に虛器に屬したれども、猶明法道を世職とせる中原氏、坂上氏、互に大法博士、大判事に任じられたり、朝廷よりも、法令の難曉は、其家に下問し、志ある者は、其氏に就て疑を質したるも、源賴朝鎌倉幕府を開きしより、政府を以て政務を統理し、侍所を置て、將士御家人と稱す

る者)の進止及び非違を檢察し、罪人を罰し、問註所を建て、財貨の借貸領地の評論、賦難の失財等の訴訟を專断せしむ、政所等の名稱は從來大納言以上の家に立つる所なりと雖、其組織に至つては、京都より下られたる大江廣元、三善康信等、法制の旨を心得たる者の計畫によれり、さて北條氏の族、執權連署の職を代々にし、諸國には守護地頭ありて、鎌倉の將士を補せられ、將士の所領の地、稍定まりしかば、自ら其等の事情に依て、訴訟繁多になりしにより、幕府限りの法制を定めずんばある可らざる時の勢となりしかば、承久兵亂の後、貞永元年、執權北條時房、北條泰時、其他評定衆數人の會議を以て、式目五十一箇條を定めらる、貞永式目、又御成敗式目とも云ふ、是なり、此は専ら幕府の將士の成敗の爲に作爲する所にし、強ちに古法律にのみ據らざれば、所領沒收、守護地頭改易、遺息等の新なる標目、及び火印を其面に捺し、片發を削除する如き苛刑あり、さて其式目を作りし時、時房、泰時より、京都の兩六波羅の探題へ、洛中及び畿内關西の政務を行ふ長吏の稱なり、贈りし假名字の書簡ありて、貞永式目の追加にみえられたれば、此に引出して、式目は古法律に據らずして、鎌倉將士限りの制なる證とし、かつ當時の狀態を知らしむ、欄内に片假名にて記したるは、おのれの言なり、

雜務御成敗の間、同じ體なる事をも、つよきは申とはし、弱きはうづもる、據に候と、

随分精好せられ候へども、おのづから人に從ひて、輕重なきの出來候は、ざらん爲に、かねて式目を作られ候、其狀一通、おのらせ候、コレ一段ニシテ、裁判ニ念ハ入ルレドモ、自ら其人ニ從ヒテ、輕重ノ裁判モ有レバ、豫メ式目ヲ作リテ、目的トスルノ意ナリ、

かやうの事は、宗と法令の文に付て、沙汰有るべきにて候に、田舎には、其道を窺ひ知たる者、千人萬人の中に、一人だにも有がたく候、まさしく押つむれば、忽ち沈む、盗人夜打體の事を、だにもたくみで、全身を存する輩、多くのみこそ候へ、まして子細を知らぬ者の、沙汰し提候は、ひ事を時に臨みて、法令に引入れて、勘へ候は、ひは、穴を掘たる山に入て、知らずして、落入らんが如くに候は、んか、此故にや候ひけん、大將殿頼朝ヲ云フ、御時、法令をもとめて、御成敗なき候はず、代々將軍の御時も、又其儀なく候へば、今も彼例をまねばれ候なり、コレ一段ニシテ、式目ハ古法律ニ據ラザルコトヲ述ベタリ、此文ヲ見テ、當時ノ武人庶民ニ、文學アラザルヲ知ルベク、又時ニ從ヒテ、法制ヲ立ツル意ヲモ考フベシ、所詮從者は、主に忠を致し、子は親に孝あり、妻は夫に從は、人の心の狂れるをばすて、直きをば賞めて、自ら士民安堵のはかり事には候とて、かやうに沙汰候を、京邊には、定めて物を知らず、夷ども、番集めたる文とて、笑はるゝ方も候はんずらん、懼り覺え候へ共、兼て定められ候は、人に從ふ事の出

來ぬべく候故にかく沙汰候なり關東の御家人守護所地頭には通く披露し此心を得させられ候べく候なり且書寫して守護所へ面々配りて其國中の地頭御家人共に仰合められ候べく候此れに漏れたる事候は追て加ふべきにて候なりあなかしこコレ一段ニシテ此式目ハ専ら幕府ノ家人守護地頭等ノ注意セン爲ニ作リタルコトヲ覺ルベシ

八月八日(貞永元年) 武藏守泰時判

東艦にこれを相副和字御書被送遣六波羅とみゆ(今は見易がらん爲に文字は直したる所多し)かれば王政衰へたりと雖も大寶の古法律は猶廢せず法家の學となり實際にも行われて武家の式目は自ら別制なりしなり鐵倉幕府の吏員に越訴奉行あり(足利の世にも亦置けり)これは北條時宗執權の時諸奉行の裁判遲滞し或は偏頗ある時控訴せしめん爲めに設けたる職なり但し控訴は王政の時より既に其制あり公式令に據るに諸國人民の訴訟はまづ郡司より國司を経て其裁判不服ならば裁判官より不理状といへる書を請ひて上京し刑部省の裁判を受け是にても不服ならば太政官に至り夫れにても不理ならば上表せよとみえたり(唐六典に

此旨趣の事みえれば彼國の制に依りし者ならん徳川の世には越訴の制備ならずと雖評定所に目安箱を置て諸人の投書を許し將軍自ら箱を開きて披見する定ありしは冤枉を正すべき爲の一端なり建武三年十一月足利尊氏より二階堂道昭等に命じて(玄惠法印も其中に在り)十七箇條の式目を作らしむ建武式目是れなりこれを後醍醐帝中興の際御親政の時係て云ふ説あるは誤にて此式目を作りしは建武三年十月後醍醐帝叡山より還幸ありしと尊氏の計ひにて花山院に押し籠め奉りし翌月の事にて尊氏等の専ら武家の世に復すべき計畫中の所爲なりされば其式目の第一條に鎌倉如元可爲榊營狀可爲他所否事とありて末段の文には近以義時泰時父子之行狀爲近代之師とみえたるにても知る可しさて其後に記せる追加は尊氏征夷將軍となりてより以來數代を歴て永正年間まで時々發行せる法令を記せる者にして倉庫(土倉役とみゆ)造酒造麴役とみゆの役錢並に徳政の事も此式目の中におり徳政とは式目追加の上にては質物の期限など定むる稱なりしも其は全く表向の掟にて其實は民事上の賣買貸借質入等を幕府より令して無効ならしめたるものにて古へに例なき暴政なりしが足利の末に至り全く此事絶たれりさて足利の世にも問注所を置かれたれ侍所の權力強くして警察刑法の事はさらなり

自餘の訴訟をも裁判したるが如し、さて應仁以後は、戦國割據の世となりしにより、勢力ありて許多の家臣を従へる群雄は、自ら其家々の法則あり、其法書の今の世に傳れる者は、諸家に珍藏せる古文書、又正續の群書類從に收めたる、北條早雲二十一箇條、武田信玄百箇條、朝倉敏景十七箇條、長曾我部元親式目の類なれど、多くは今川狀と云ふものに似て、訓戒の言を交へたり、

元和元年六月、大坂落城し、豊臣氏亡滅の後、閏月を隔て、七月家康秀忠征夷將軍藤原照實(三條關白)等、禁裏御條目十七箇條を定めて上進す、其中に天子御藏能の事、天子御禮服の事など、古法律にもなき制法交れり、是れ鎌倉室町の世の式目とは、甚だ異なるものにして、皇室をはじめ、紳家の法制を、武家より定めたる法制なかりけり、次に同月秀忠將軍の定めたる、武家諸法度十三箇條は、全く貞永建武の躰に據られし者にして、天和三年七月、洞色増加して、十五箇條とし、綱吉將軍の時なり、是より以後、法令の式ある時は、此諸法度を、大名旗本、日を異にして從聽せしむと云ふ、成憲百箇條、公武應制十八箇條の事は、暫くこゝに論せず、又評定所の規律よりして、正徳享保吉宗將軍の時、以下の法令、及び寛保二年に集録したる聽訟斷獄の事、明和四年に彙集して、類例を擧げたる書を、科條類典と云ふ、徳川三代の政書中、最も見易きものなり、或は徳川百箇條と云ふ、去年皇典講究所にて印

行せり、その刑名のごときは、近日の難読中に、往々見えなれば、こゝに擧げず、さて徳川幕府にては、一般に告示する高札の文、時々下附せる觸書の外、政令規則に預る書は、重き吏員の外は、鏡法を得ず、况んや人民に於てをや、故に科條類典の奥書にも、右之趣違上聞、禁之候、奉行中の外、不可有他見、尤雖一條拔書等、永禁之者也、松平右近將監武免、此書逆録せし主任者なりと、みえて、かゝ秘密としたる者なり、されば吏員と雖、己れの勤務せる役廳の規則の外、他廳の政の成規を窺ひ知る事を得ず、これは各廳各局とも、専ら古參の口傳に依り、又は成規例格に據るも、多く事を秘して、廳内の政は、容易に人に語らざりしにふれり、又諸國の各藩、諸大名に於ては、大綱は幕府の政に基くと雖、細目に至りては、各家政を異にし、殊に大藩の命令は、猶割據の風を免れざりき、さて徳川幕府は、評定所を以て、政務を議し、詔獄を決する所とし、式目には、老中、大目附、寺社奉行、町奉行、勘定奉行を以て、三奉行と云ふ、以下、集會の事を理じ、又三奉行の邸内に各裁判所ありて、詔獄を聽けり、故に古來の政所、侍所、問注所等の名稱は、又用ひられずなれり、

右は本朝法律起源沿革の大略なり、かねて記述せしことどもを、演説の前二應取調べたるのみなれば、緊要の事件を漏らし、多かるべし、さて我が國の古法律は、推古天皇の朝の十七箇條憲法を始めとして、誠飾の言多く、大寶の律令とて、中には道徳の意を高

する條件ありたあり、眞永建武の武家の式目には、禮節を専らとし、廉義の者を賞すべし
 なせ、賜に教誡の文をさへ加へたり、徳川幕府の世に至りては、日本橋、淺草橋、其他に掲出
 して、一般の下民に示す高札の文の第一條には、親子、兄弟、夫婦を始諸親類に親しくし、下
 等人に至るまで、是をわはれむべし、主人ある輩は、各其奉公に精を出すべき事とあり、徳
 川氏の政は、總べて戰國割據の世に大名たゞし時の儘を、おし據りたるが如くにみゆれ
 ば、別して政教一致の法令たゞしなり、かゝれば現行はるゝ西洋諸國の法律とは、元よ
 り其製作の性質を異にせむ、又按ずるに我國の大寶の法令は、全國に頒行したる者には
 あれど、正しき漢文なれば、中等以下の人民の學術なかりし世には、通曉せざるし者多か
 りけり、武家の法制に至つては、たゞ執權以下の吏員の政務を執る可き規程とせしが如
 し、殊に徳川氏の世には、前に記せる科條類典の奥書の如くにして、人民一般には知らし
 めざるを以て主義とし、封建の世の政として、下民を素朴とするにあれば、之れを西洋各
 國にて、法典を編み示して、修學練辭せしむる事狀に説かれれば、符璽の違ひあり、故に
 我が國の古法律を讀まむ者は、先づ此心得ありたさなり、
 古法律と現行法律とを比較して、其異同を述べ

古法律と現行法律

廿六年 二月 廿七日

今日の講演に、此の如き題を出したるは、古法律と現行法律とを比較して、其異同を述べ
 るが爲りなり、

古法律とは、大寶の律令より、武家の法度、及び近來の新律綱領、改定律例までを兼ね稱し、
 現行法律とは、全く今世の法律なるが、元來は、廣く現今の法律、及び諸規則までを通じて、
 關べんと思ひしかば、其暇もなく、且つ夫れにては、一席の講演にもならず、殊に民法の如
 きは、未だ施行にも至らざることを、故今日は、先づ現行の刑法のみに付て、聯か述陳すべし、
 さて、元來古への法律は、道徳道義に基きて立てしもの多し、是れ中古以來、支那の法律に
 據て製作したるものなるが故に、自らかゝるさまを免れざれども、現今は然らざる事、又
 古への法律は、廣く人民に示し心得させるよりも、先づ官吏の政道を行ふ準則として、設
 けたるものゝ如し、されば、今日の如く、雖も彼も研究せしものにあらざることを、且、現今の
 法律は、古への儘なるもあり、又沿革したるもあり、古に有りて、今に無きもあり、古に無く
 して、今に有るものもあり、是等のことを、少しく陳述致すべし、併し、古今刑法の差異を、詳
 しく摘舉せんは、時間のかゝる譯なれば、大抵制限を立て、古法に有りしものは、殊に相
 違の處、又古へは、専ら道徳を主とせしが、今は然らざる差別ぐらゐに止むべし、併し、今日
 の講演は、學者或は現行法律を、能く心得たる方々の爲めにするにあらず、聽衆中、或は我

邦古今の法律を能く心得ざる方もあらんと思ふが故に、其點に付て演説すべし、夫れに付き、先づ我邦古代法律の起原よりして、中ごろ支那の制度に倣ひ、又武家の政となり、遂に現行の法律に及びしことを、極簡単に御話し申すべし、併し、右様のことは、先年、斯文學會或は國家學會等に於て演説し、雜誌にも出で居ることゆゑ、御存知の方もあらんが、之を申さざれば、おどの演説をなすに、工合悪しきにより、先づ一通り御話し致すべし、我邦の法律の始まりは、上古の人、己れに罪ありと思ふときは、水邊に出で、身體を祓ひ清め、神に向ひて、其事を懺悔し、贖物と稱して、後世ならば、謝罪金を差出すが如く、己れの所有物を差出す、風俗ありしが起原にして、元來何事も、神を頼む、神の國俗なりければ、神代よりの祝禊の所業を、固く守り傳へたるなり、されば、人皇の世に至りても、訴訟の裁判事むづがしくて、準據とすべき成文の法律も無く、決し兼ねたる如き場合には、やはり神を頼みたり、それは、允恭天皇の御代に、姓氏を詐る者ありて、訴へ事多く、裁判に困まりしに依り、大釜に熱湯を沸し、訴へ人の手、其中に浸さしめ、詐り者の手は爛れ、詐らざる者は爛れずと云ふを以て、眞偽を定めしむあり、是を以て、向ふに神と云ふものを置き、神慮によりて裁判する義にして、かくの如き狀を以て、古への裁判は濟みしなり、此他何事を爲すにも、先づ神慮を問ひ、之に依り、善惡を定むる類を、日本紀に據り、其一二を云はば、景行天皇

皇統紫の賊御親征の時、熊襲を亡すを得ば、此石を蹴て上に擧がれ、若し否らざる時は、戦むづかしからんとのたまひて、大石を足にて、蹴玉へれば、柏の葉の如く、擧がりしとみえ、又神功皇后三韓御征伐の時に、此度の戦若し勝利あらば、我洗ふ所の髪、自ら二つに分れよとのたまひて、御湯ぎなされしに、即ち二つに分れしにより、直に男装となりて、征行し玉ひきとみゆ、此の如きこと等、枚擧に遑あらず、因て我邦の法律の始まりは、敬神の國俗に據りて、基を起し、ものなるを知るべし、

然るに、三韓征伐以來、漸々外國の事狀を覺りて、人智も開けたり、刑法のことに付て、之を言はば、支那風の如き、刑罰も交りて行はれ、身體に點する刑罰或は、流刑、徒刑の如きも、其時代の歴史に、やゝ見え始めたり、但し往古よりの風を、傳へたりと覺ゆるは、土地を獻上せしめ、或は己れの子女を官に差出さしめ、使はれ者として、其罪を贖ふが如き類、史に多く見えたり、是れ上古祝禊、贖物の遺風にして、我邦固有の處罰法ならん、併しながら、夫れ等のことは、成文の法律ありて、據りしことにはあらずして、皆古來の習慣、又は其時の決斷に依りて、なししこと、覺ゆ、

始めに成文律の出來しは、推古天皇の時にて、厩戸皇子の十七箇條の憲法始めて、漢文にて出來せり、文學も其御代より、殊に興起したれば、此憲法も、眞正の漢文にて書き記せり、

併ながら其憲法の文は多くは教誡の辭にして三寶を尊べと云ふが如きものありて概ね佛法儒道の二つに依りたり是れ我邦の古法律の道義を本とせし始めにして孝徳天皇以後は漸次政體の支那風に改まりたるが恰も現今の西洋風となりしと同じければ漢風なる完全の法律も必ず無からざるべからざる時勢となれり茲に於て天智天皇の御代に初めて令の制法あり近江令と稱せるものは是れなり持統天皇の御代に至りて全く發布施行せらる文武天皇の御代に至りて改正あり是れ即ち現今世間にある大寶律令にして之に云ふ律は即ち刑法にして是は此朝に至り初て出来せり其後養老に至りて修正ありたれども其精神大寶律令と大差なし是等の律令は基を唐の永徽開元の律令に取られしものなれば矢張り道德に基きしものなり併ながら之を詳言すれば長きに渉るを以て省かん

併て右の如き次第なれども其大寶律令の行文は立派なる漢文なるが故に到底無學者の讀み得るものにあらず又讀み得るも解し得るものにもあらず當時都下の大學寮にありて學問をなす者は五位以上の子弟に限り又國學と稱し國々にある學問所たりども學生は身分ある者のみなりし故其ころの學問は中等以下に及ばざりしなり此事は先年當院に於て古代文學論と題せる講演を爲せしとき詳に述べたる事あり故に中等

當院に
東京學士
會院の事
なり

以下の人民は法律を學ぶなと云ふ譯にあらず志ある者は官吏に聞得て心得るぐらゐの進にて有り

尤も大學寮には明法道と云へる法律の學科ありしを以て上等社會の人は之に入りて研究することを得たるも門閥の風猶盛なりければ此れを以て専ら政權を得る資となるにもあらず故に現今の法律を學ぶ者と比すれば甚微々たりしなりされば一般の人民は法律を知らずと云ふも決して過言にあらず況や王政の衰頽に趨し時世となりては尙更の事なり夫れより武家執政の世に移りては頼朝の時代より政所侍所其他の廳所を設け政を行へり併ながら未だ一定の法式あらず漸く承久の亂治より後北條泰時貞永式目を制せるが即ち今に傳はれり之を關するに古の大寶令の如きものにあらず又今の法律とも異にして守護地頭の職分及び諸士の所領の事に係れるが多しされば全く政所侍所に出仕する吏員の心得書の如きものにして一般の人民に示すべき次第のものにあらず其後足利時代に至りて作りし建武式目あり是れは尊氏の再び武家の世にならんと欲する始めに三階堂某と云へる法令に通じたる者に質問したる答辨書の如きものにして是れ以て一般に布告したるにあらず又貞永式目建武式目共に其中には禮節を重すべしとか廉耻を貴ぶざるべからずとか賄賂を收むべからずとか云

流

無期 徒刑
無期 流刑

徒

重懲 役

杖

重禁 獄

答

重禁 錮

先づ此の如きものにして、死は今の死罪なり、古は斬罪と絞罪と三つありたれども、現今は絞刑のみなり、古への斬罪と絞罪との差別は、身首所を異にせざるのみならず、絞刑は、秋期を待つて殺す定めにして、其間に大赦などあれば、死罪は免るものなるが故に、斬罪と絞罪とは、同じ死罪なれども、斯く三つに分ちしなり、
 古へ流罪と云ひ、今徒刑、流刑と稱するものは、何れも遠き所に送るものにして、現今は國事犯に於ては流刑と云ひ、常事犯に於ては徒刑と云ふ、共に古への名目なれども、其實は異れり、今の徒刑、流刑等の罪人は、北海道に送るなり、但し流刑は定役に服せぬ、其實は古への徒刑、今の懲役は遠き所に送りて、内地に於て苦役をなさしむ、これも常事犯に懲役と云ひ、國事犯に禁獄と云ふ、禁獄は獄に入れ、定役に服せず、
 古へ答罪、杖罪と稱し、敲き放しの刑あり、何れも鞭つことなるが、杖罪は、六十より一百に

至り、答罪は、十より五十に至りて、其鞭と體を異にせり、現今は鞭つことを止め、重禁錮、輕禁錮となせり、重禁錮は禁錮場に留置し、定役に服し、輕禁錮は、たい留置のみにて、定役に服せず、是れ古今刑名沿革の大略なり、併ながら、古の徒罪は、最も長きも三年なれども、今の長き懲役は、有期徒刑十五年にして、古今の間大に差あり、又重禁錮たりとも、現今に於て最も長きは五年にして、古の徒刑よりも長し、故に右の圖は、大凡を記せしのみにて、正しくは當らざれば、其積りにて見給へかし、
 古今に因り、甚だ異り居るものは、流罪なり、古への流罪は、現今の北海道の如き、極遠方に送るにあらず、其近流と稱するものは、越前、安藝、中流は信濃、伊豫、遠流は、伊豆、常陸、安房、土佐等、又島に送るものは、隱岐、佐渡にして、各一年間配所に於て苦役せしむ、併ながら加役流と稱するありて、元來死罪には輕く、流罪には重き罪なれば、配所にありて、三年間服役するなり、而して流罪の者は、妻子を伴ひ、其地に至り、一年苦役を終れば、其地に戶籍を編入し、家業を營ひ、極重罪にあらざる者は、六年を経れば、出仕を許す、即ち朝廷に出仕を許すものなれば、現今に所謂公權回復にして、全く自由の身體となることを得るなり、彼の俊寛を、鬼界ヶ島に流し、類は、全く、制度の衰へし以後なるが爲めならん、
 徳川時代の流罪も、配所に戶籍を編入することを許し、家族を率ゐるを許さず、東國にあ

是ては伊豆七島、關西に在ては薩摩五島、壹岐等に流したり併ながら此時代に於ては、大赦
 めれば歸郷を免し、ものなれば、運宜き者は、二三年にして歸國せらるゝを得たり、當今の
 徒刑を犯して、北海道に送る者は、無期、有期の差別あり、徒刑の婦女は、島地に發遣せず、内地
 の懲役場にて、定役に服す、又國事犯の無期、有期の流刑は、島地の獄に幽閉すれども、無期は、
 五年を経れば、幽閉を許し居住せしむ、有期流刑の囚、三年経るも亦同じ、又無期徒刑は、十五
 年を経れば、假に出獄を許さる、かくの如く、流罪は古今甚だしき沿革ありと云ふべし、
 古への笞杖の罪は、元來之を懲らすの趣意なりしなり、併ながら、人の身體を傷け、或は之
 が爲めた、死を致すが如き事有らんを慮りて、今は廢して、懲役とせしものならん、併なが
 ら、古の懲役に比すれば、年限の長くなれる事は、既に前に云へり、
 古へは、今の如く、司法部を分ちて、官吏を置かざれば、京内地方、何れの廳たりとも、裁判權
 を有ちて、杖笞の如き輕罪は、直ちに、其廳にて處分せり、但し流罪以上の如き重罪は、更に
 刑部省に於て覆察し、上奏を経るに非れば決せず、
 又越訴と稱し、順序を履さず、上に訴ふることあり、是れは、王政の時代、又武家の世にもあ
 りしなり、併ながら、漫りに訴出づるを得ず、若し裁判に不服あらば、其趣を陳べ、裁判官よ
 り、不現狀と云へる書を請ひて、上級の官衙へ訴へ出したり、若し不現狀を眞へされば、其

旨を以て上訴せり、譬へば、諸國人民に於ては、先づ、郡司に申出で、郡司の裁判不服ならば、國
 司に申出で、國司に於ても、辨明かざれば、京都に出で、太政官に申出で、其上に上奏せり、
 是次第は、大寶令の定めなり、武家に至りても、越訴奉行を置き、越訴を取扱ふ道を開きたり、
 鎌倉、足利兩時代には之ありて、無きは、徳川時代なり、但し此時代には、評定所に、目安箱と
 稱するものを設け、人民よりの陳情書を入れしめ、直に將軍の閱覽に供せしことあり、
 刑を執行するに、現今は裁判ありてより、數月間を隔てたり、是れ、其間に、控訴或は上告等
 の所由あるによるべきも、徳川時代には、上告の途なきに、由、概ね直に、刑を行ひしなり、
 殊に死罪の如きは、言渡しあるや否や、直に傳馬町の獄に連れ行き、首を刎ねたり、又流
 罪以下の者たりども、容易に哀訴することを得ざり、
 又其差異の著しきは、國事犯にして、古は國事に身を盡し、者たりども、謀叛と看做し、其
 家族まで、罪に行はれしものなれども、現今は、首魁及び教唆者のみ、死刑に處せられ、其他
 は、假令群衆を指揮し、權要の職務を爲したりども、無期流刑に止れり、
 凶徒聚賭は、時ありて、地方の人民が、徒黨を作り、暴動をなす事あり、専ら租税の事とか、法
 令の事とか、官吏の處分宜しきを得ずとかにて起るものなれども、新律綱領までは、尙ほ
 造意者は、斬刑、從者は、流刑とせり、是れは、戰國の遺風ならんか、然るに刑法に至りては、首

魁たりとも、三年以下三月以上の重禁錮なり、此の如く、甚だ輕くなりし所以は、元來人民に於ても、狠に暴動を好む者にはあらざるが、かゝる状態に至りしは、必ず止み難き趣意ありて、起れる譯なればとて、斯く定められしものならん、官吏收賄のことは、古は金高に依りて、刑に輕重あり、其最も高多きものを擧げば、新律綱領には、三百兩以上收受せし者は、絞罪となり、然るに、刑法に於ては、金高を問はず、一月以上二年以下の重禁錮及罰金なり、併ながら、若し不正の處分をなさば、一等を加ふ、但し判事、檢事、警察官に於ては、三月以上二年以下の重禁錮及罰金にして、不正の處分をなせば、一等を加ふ、若し人を罪に陥れたる時は、三年以上五年以下の重禁錮に處し、若し重ければ、反坐の罪となる、これは人を死刑に陥れしものは、裁判官も亦死刑に行はるゝなり、かゝる如く、古々に比較すれば、甚だ輕くなれり、是れ古へは、道徳を重んじしを以て、賄賂等を受くるは、破廉耻の甚しきものにして、其高多きは、死罪と定めたるものならん、
 監守盜と稱し、官吏、己れの保管する物品等を盗みし者は、新律綱領に於て、三百兩以上は絞罪なりしが、今は、輕懲役なり、是れ以て、道義の方より來りしものなり、
 有夫妻、即ち他人の妻と密通をなせし者は、古く大寶律に、男女とも、三年の徒罪にして、徳川時代には、各死罪に行ひたり、然るに、現今は、各六月以上二年の重禁錮なり、是れ以て、道

徳を破ることを甚しきものなれば、古へは、重罪に行はれ、武家の世に至りては、武断を以て判決せしかば、死罪に行ふ事に定めしなり、
 竊盜強盜の事、竊盜は大寶律に、布五十端を盗む者、加役流を以て極度とし、徳川の世には、睡眠、又は失火に乗じて、財を得る者は、竊の上重笞せり、但し脚夫、其寄託を受る所の、金子入文書等を破解して、其金を盗む者は、贖の多少を論せ、引廻しの上獄門とせり、新律綱領には、三百兩以上を竊む者は、死罪に行はれ、改定律令には、終身懲役とせり、然るに、現今は、兇器を所持せざれば、三月以上四年以下の重禁錮にして、所持する者と雖も、輕懲役なり、強盜は大寶律に、布一尺に徒三年、二端に一等を加ふ、人を傷る者は、絞す、殺す者は、斬とあり、徳川の世には、凶器を持たずとも、門戸を開き、人を縛して強盜せる者、首は獄門従は死罪、人を殺す者は、引廻しの上獄門なるは、武威を示せる、戰國の酷刑の遺れるなり、又新律綱領には、兇器を所持せず、唯人を殺せし者は、二年の懲役、兇器を所持する者は、流罪人を殺したる者は、斬罪なりしなり、然るに、是れ亦現今は、大に輕くなりて、兇器を所持せざる者は、輕懲役、兇器を所持する者は、重懲役、二人以上共同の者は、重懲役、二人以上兇器を所持する者は、有期徒刑、人を死に致したる者は、死刑なり、これを徳川の世に較ぶれば、いかにぞや、通用の金銀を偽造したる者は、徳川時代にありても、其罪甚だ重く、引廻しの

生、穢に行はれしものにして、新律綱領も、其風を傳へしものとみえて、斬罪、夫れに従つて、工をなしし者は懲役終身なり、然るに現今は、無期徒刑にして、死刑には處せられざる事となりたれど、猶重刑なり、古へに軽くして、今に重きものは自首なり、己れの罪を官に自首するときは、大寶律にては、其罪を免し、新律綱領に於ても、亦之を免したれども、現今は、本刑に一等を減するのみとなれり、之を自首減輕と云ふ、又今重きものは棄兒にして、是れは徳川時代には所拂ひ、或は極貧窮にして、妻も無く、乳も無き者は、死に置く位のことにて、濟みたり、然るに、今は一年以下一月以上の重禁錮となる、若し無人の山奥等に棄てし者は、四年以下四月以上の重禁錮に行はる、但し八歳未満は、その制限あり、且つ又老人を棄てし者は、古は其罪なかりしかども、是れ以て、現今は、幼者を棄つると同様の罪となる、是れ等王政の時には、行はれざる刑法なり、古へに無くして、今に有るものは、刑法に、皇室に對する罪と稱するものを、五條掲げたる事なり、併し古律にても、乘輿垂上をさすを指斥し、情理功害なるものを、大不敬と稱し、又山陵宮闕を壞つ者を、謀大逆と稱し、孰れも八虐の中として、斬罪に行ひしは、即ち皇室に對する罪なり、現今は、憲法にも、皇室に關することを掲げたるにより、刑法には、必ず此事無かるべからず、

今の刑法には、公權の投票に依て、罪を得ることあり、自殺をなす者も、罪せらる、文證胎即ち子をおろす罪、船舶互に衝突して、覆没する罪、健康を害する罪あり、飲水の事、傳染病の事、醫者の私に營業する事等、是等は、古へに無くして、今に有る所以のものは、孰れも西洋風の移り來れる爲めにして、此の如き法も、今に於ては、必ず無かるべからず、
是れ亦、西洋風なるべけれど、期滿免除と稱し、其期を過ぐれば、刑を問はれざるの制あり、例へば、死罪は三十年、無期徒刑は二十五年と云ふ如き類にて、其間、功に達し居りて、若干年經過すれば、其罪を問はれざるなり、但し時令狀師が召取狀を發すれば、夫れよ、
又、年限の過ぎ、延びざるなり、此れは和漢の古法に於てなきことなり、
今の律に墳墓を掘發し、死屍を辱しむる者は、二月以上二年以下の重禁錮及罰金に處せらる、配刑ある者、重ねて、婚姻をなすときは、六月以上二年以下の重禁錮及罰金に處せらる、此れ等も、古への法律に無かりしものなり、蓋し古へは、道義を重んじられたれば、二人の妻を娶ふことあるも、後世に至りては、其無きを必せず、極めて風俗に關係する所あるに、よか、これを法律に掲げられたるものなるべし、
古へに有りて、今に無きもの、著しきを云ふべし、古法律には、勅斷と云ふことありて、勅命を以て仰出されれば、重き罪も軽く、又輕き罪も重くなる次第あり、其他法律上の事も、

勅斷別勅と稱し、臨時に勅命を以て、之を變更するを得る事、既に令文に載せられたり、現今立憲政體の時となりては、斯ることも、古へを考ふる博聞の一端となれり、古へ門閥を重くし、貴人を尊ぶ風盛なりしかば、位階ある者は、罪を減せらるゝことにて、八位以上勳十二等以上の者は、八虐を犯さざる限は、流罪以下一等を減じ、贖銅を收めしめて實決をせざりしなり、古法律に、移郷と云ふ刑名あり、これは其土地を退去せしめたるものにして、其を云はば、他人の親を殺したる者は、死罪となるべき譯なれども、大赦ありて、其刑を免れたる時、或は被害者の子、又は親戚の復讐をらんことを慮り、其者を移郷せしむる類なり、武家時代に、所排の刑ありたるは、其義は變れども、古への移郷の制の遺れるものならん、武家時格間は、全く古へに有りて、今行はれざるは、人の知る所なり、其他武家の世に有りて、今行はれざるものあれば、類はしければ省略すべし、是より、古へは道義に依りて、法律を立てたるが、今日は然らざる差別を、少しく御話し致すべし、古へと云ふは、専ら大寶律と思ひ給へ、古へは、祖父母、父母を殺す者は、勿論、殺さんと謀りしのみにて、八虐の中に入れ、斬罪に行ひしなり、然るに現今は、謀殺、故殺したるは、死刑に處すれども、殺さんと謀りし者の刑名なし、

祖父母、父母を殺つる者を、古へは惡逆と稱し、斬罪なり、現今は、凡人に、二等を加ふ、瘵疾に致したる者は、有刑徒刑、瘵疾に致したるは、無期徒刑、死に致したるは、死刑の差ありて、細密になれり、古へは、祖父母を罵るを以て、八虐の不幸の條に加へ、徒三年の刑とす、現今は、此罪名無し、子孫たる者、放蕩に従はずして、其祖父母、父母、之を殺したる者は、罪あり、是れは古へとて、も、毆殺は、一年半、刃殺は、徒二年の徒刑に處す、若し故殺したるときは、各一等を加ふ、養父母の殺す者は、又一等を加ふ、現今の刑は、凡人に、二等を加ふるまでなり、古へは、夫婦の間に於て、夫死し、其死を聞いて、毫も哀む所なく、或は喪中に他に嫁する者は、之を八虐の不義として、三年の徒罪とせり、是れ等は、最も道義の上より制せるものならん、故に夫より妻を見ること、至て輕し、されば罪ある妻妾を毆罵し、妻妾因て自死すと雖も、論ずる勿れと云へり、これは新律綱領の法なり、但し古へとて、罪なき妻を毆傷して、死に至らしめたる者は、凡人を以て論ずとあり、妻妾、夫の祖父母、父母を毆罵するにより、夫之を殺殺し、官に告げざる者は、杖九十の罪に處す、これも新律綱領の法なり、今は凡人を殺すを以て論ず、主従の間は、古へ殊に忠厚の督屬を專とせし故、王政の時、奴婢其主人を殺すものは、斬罪、

徳川氏時代にありては引廻しの上磔とせり、新律綱領に奴婢は烏雇人は斬と差別したり、現今は凡人を以て論するに過ぎず、死罪に加ふる者無ければなり、又雇人を殺す者も雖も別に罪名なし、

新律綱領に罪を犯して、徒罪流罪となる者も、祖父母父母年七十以上なるか、又は癘疾篤疾にして、他に侍養の者なきときは、流罪、徒罪の代りに杖一百を決し、餘は罰金を收めしむるを、存留養親といへり、古律には異同あり、現今の法には斯ることなし、

古へは同居せる妻子孫、或は弟等、尊長の物を窃取したるときは、同居卑幼用財の罪と稱し、處罪せられたり、現今はが如き罪名なし、

古法律の中、殊に道義に依れり、と覺ゆるは、容隠と云ふ名稱にして、親族中は罪ある者を隠すことを許されたり、これは元來同居者に惡事あれば之を訴へざるべからず、其訴へざる者は罪に行はるべきを、兄弟、外祖父母、子孫、女婿等の類同居する者は、其事を訴へざるも罪なき、(別居三等以上の親亦同じ)或は其罪人を逃れしむる者も亦罪なきは古への法にして、之を容隠の親と稱せり、然るにより、却つて其子孫が祖父母父母を告訴し、古律には(統)妻妾が夫及夫の祖父母父母を告訴する者は、徒二年半、隱告する者は、統罪に處せられたり、(新律綱領)是れ全く、父爲子隱、子爲父隱と言へる經書の意を敷衍せしものなる

が如し、現今は、祖父母父母を誣告する者は、凡人に二等を加ふるに止まれり、

和姦、即ち密通は、大寶律には、一年の徒罪に處し、新律綱領にも、杖七十以上たり、今法には此事なし、是れ以て、和姦の罪は、穴隙を鑽りて相通じ、禮を以て交らざるは、人倫の道にあらざる點より、立たるものと見ゆ、此他道義よりして法を立たるもの、尙ほ種々あるべけれど、沿革の最も甚しきもののみを擧げて、餘は擱くべし、

此の如き次第なれば、古への法律は、道義を以て基とし、武家に至りては、殊に廉耻を重んずること甚しかりしにより、自ら酷刑をも行ひたり、併しながら、自國のみに於て事を處したる間は、兎も角も、明治の垂代には、萬國と對峙する世となり、立憲政體の政を發布ありたる上の刑律は、今日の如くならざるべからず、殊に治外法權の條約等を、撤去せんとするに當りては、善きが上にも、善くすべきは申すまでもなきことなり、

併ながら、亞細亞の獨立國にありて、歐米の風を交へし、刑法を制定せられたるは、我國が始なるべし、故に周公孔子の教は、法律上に退けられ、基督兼愛の道混入し來れるが如し、

刑罪の古へより輕くなりしも、亦其邊より改まりしものと思はる、

斯く法律の變革し來りし時勢を思ふに、恰も往昔孝徳天皇の御代より、漸々支那風になりて、唐制の律令を行はれたると、其轍を同くせり、但し古へに比すれば、刑罪の輕くなり

しは、明治の大御代に生れたる人民の幸福の一なりと云ふべし。然らば、現今の青年諸君は、強ち立身の爲のみならず、在世間の爲にも、宜しく進んで、現行法律を研究せざるべからず、其中特に心得べきことは、刑法第七十七條の「罪を犯す意なきの所爲は、其罪を論ぜず」とある文の末に、「法律規則を知らざるを以て、犯すの意なしと爲すことを得ず」とあり、法律を心得ざるにより、誤つて犯せりと言ふも、其罪を免るゝ能はざる也。故に日本國民たる者は、必ず日本の法律を知らざるべからず、知らざれば、或は人に欺かれ、或は知らず識らず、罪を犯すに至る事あれば、此點は大に注意すべきなり。」古代法律は、唐明律と共に、考古の資に供ふるのみにて、今にしては、告朔の餼羊なりと論ずる者あり、如何さま、古代法律の、直接に應用をなす事は、少なかるべきも、又退いて考ふれば、間接に用をなすこと甚だ多し、是れ唐明律と異りて、假令基本としたるにもせよ、正しく我邦の古へに、行はれたる事なればなり、又現今の刑法は、前に論じたる如く、古法より變革し來りたること多ければ、古法律を研究するは、強ち法律を學ぶ者のみに限らず、歴史學を修むる者の爲めにも、甚だ利益ある業なり。

歴史學中、法制の研究は、殊に緊要なるは、云ふまでもなし、殊に近日の歴史研究法は、原因結果を知ることを本とせり、其れも法制に通せざれば、能く原因結果を知る能はず、故に

歴史學者も、現行法と古代律とを、對照研究せざるべからず、例へば、歴史は身體の如く、法制は氣血の如し、身體は氣血を得て、始めて其運動を能くするものなり、又歴史と法制とは、車に兩輪あるが如く、鳥に雙翼あるが如く、何れの一も之を缺くを得ず、現今文科大學に於て、國史、國文、漢學の科中に、和漢法制の目あるは、其故なり、終りに望みて、諸君に申す一事あり、今日の談は、和漢の書のみならず、西洋の法律書を參考して、講演したらんには、刑法中、此條は西洋律を斟酌折衷せしものなるを辨じ、此項は全く彼法を用ひたる旨を論じなば、聽衆の益も少からざるべく、又面白くも有るべけれど、予は西洋學を研究せざれば、其説を致すに由なきは、甚だ残念なる次第なり、願はくは、青年の諸君中、格別の篤志ある方ありて、和漢洋の書を考究し、將來に完全なる法律沿革史を編成するに至らば、世の爲に廣大の益ある所業ならんと思へば、本題の演述に併せて、希望を述べ置くなり。

法律史考究書目

七月三稿

刑法志略

日本上古賈買起原及貨幣度量權衡考

- 刑法 皇典講究所講演
- 日本古律の略説 同
- 上古の司法權 同
- 警察の沿革 同
- 武家の法制 同
-
- 十七條憲法
- 令義解
- 令集解
- 令抄
- 令開書 寫本
- 令私考 寫本
- 講令備考 寫本
- 軍防令講義
- 標註令義解
- 本朝法律起原沿革
- 大日本不動産沿革史
- 日本古來財産相續法制度通
- 日本制度通
- 建武式目追加
- 侍所沙汰篇
- 北條早雲廿一箇條
- 武田信玄家法
- 朝倉敏景十七箇條
- 長曾我部元親百箇條
- 武家諸法度
- 公家諸法度
- 科條類典

- 律疏
- 金玉堂中抄
- 類聚三代格
- 延喜式
- 法曹類林
- 法曹至要抄
- 裁判至要抄
- 政事要略 寫本
- 朝野群載 寫本
- 類聚符宣抄
- 貞永式目
- 同追加
- 同諺解
- 建武式目
- 德川禁令考
- 職原抄
- 標註職原抄
- 大日本史職官志
- 職官志
- 武家職官考
- 大日本史刑法志
- 大日本史兵志
- 大日本史食貨志
- 舊典類纂田制篇
- 大日本租稅志
- 大日本貨幣史
- 憲法志料

今茲に陳述する旨は近來我が國の古法律を研究して、現行の法典に考へ合する資と爲

んと欲し、或は法律史を編纂して、江湖上に裨益あらしめんと欲する輩も有れど、何れの書より先披閱せんやと思ふ人の多ければ、其の心得にもとて、思ひ立たるなり。我が國に於て、從來未だ完全の法律史ある事なし、其然る所以は、當今の如き法律學問は全く明治維新より始りたるものにして、殊に近年までは、學士より學生に至るまで、皆歐米の原書譯書のみを専ら研究して、現行に應用するを勉めしにより、未だ自國の舊事を考究するに暇あざりしもの、如し、況んや、法律史などを編輯せんと思ふ志の者は、至て、稀少の事なるべし、完全の書の未だ世に顯はれぬも、尤の事ならずや、

然るに、我が國古來の法制書は、専ら漢文なれば、漢學せざる人は、讀難く、又解し難し、又武家の式目に至ては、一種の文體にて、和にもあらず、漢にもあざざる者なれば、廣く、其頃の書を見し者にあらざれば、通じ難き事多かるべし、今般當所に、日本法律學校の設ありて、古代法律史の課業もあれば、右の如き難讀難解の書を、考究せざるも、其大要を知覺するに足るべしと雖も、或ひは事に當り時に臨みて、深く古を考ふべき事業あらば、殊に古書研究の必要を感ずべし、因て有志の輩は、勉めて法書を獨見し、又は先輩に質し、其の骨髄を得る俊士と成立らなば、遂には精良なる法律史の世に顯はるゝが如き、盛舉にも至りぬ可しと思へば、不肖ながら、其考究書の指導にもとて、此小述を爲せるなり、是よりは、首

當所は
皇典講究
所を云ふ

に掲げたる書目に就て、説明すべし、
古書を讀む前に、先づ近來の人の著はせる物とみるべし、此れ案内者に導れて、志す道に向ふが如くなればなり、然るに、法制の事ととり分きて、手近く著したる書は、至て少くして、纔に横山由清の、明治八年に著はせる刑法志略は、古今の刑法を述べ、同十二年に著はせる、日本上古賣買起原及貨幣度量權衡考は、我が國度量權衡の大略を知るに便なり、此二書は、共に東京大學にて印行せし、學藝志林中に收めたり、然るに、昨年以來、皇典講究所にて、諸講師の法制に關する演說有しを、印行せし者少からず、其中にも、木村講師の演說せる刑法(第一)日本古律の略說、第九號、第十七號上古の司法權(第廿三號)又拙老の國家學會にて演說せる、本朝法律起原沿革(載せて同會雜誌第三十八號にあり)、皇典講究所にての警察の沿革、第八號武家の法制(第廿八號)此他飯田、内藤、有賀、小宮山、丸山、諸講師の講演にも、法制に涉る事多し、悉く舉るに暇あらず、但しこれ等は、何れも略說なる者なれど、學者先づ一閱して、古書に遡るべき階梯とすべし、此他近年横井時冬の大日本不動産沿革史、丸山正彦の日本古來財産相續法は、ヤ、詳悉なるものなり、必ず見るべし、
享保中伊藤東涯の著はせる制度通は、法制の大略を見るに、最も可なる者なり、然れども作者儒流なるが故に、支那の制度を記すに專にして、我國の事跡に於ては、只大略のみに

て足らざる事多かり、故に近日第一高等中學の教科書にて、萩野由之並に拙老の男義象、共に筆記せる日本制度通三卷あり、此れ亦古書を讀む前に、一應通讀せば、法制の要領を得る事有るべし。

是よりして、古書の事を述べし、我が國の法律の成文は、聖德太子の十七ヶ條憲法を以て始とす、則日本紀の推古天皇紀に載せ、又群書類從雜部にも收めたり、此憲法は、儒道と佛道との意を混じて、戒飾の辭多ければ、純粹の法令文にはあらず、蓋し我が國も支那も、法令の中に、教誡の意を寓する事は、其真面目にて、政教二途なる西洋の法意と、大に異なるは、素と製作の性質の、國體によりて違へる者なれば、先づ此義を心得て、古書を讀むべきなり。

次に天智天皇の時、令廿二卷を製せらる、此れ全く法令の體裁にして、唐朝の永徽令を基として製作せられたるは、猶今世に、佛蘭西の法律を則として、法典を作らるゝが如し、此令は、天武天皇の御世を経て、持統天皇に至り頒行したり、今の世には、亡びて傳はらざれど、我が國法令書の起本なれば、まづ云ふ也。

次の御世、文武天皇の大寶二年、令十一卷を製せられしを、元正天皇の養老二年に、刊修ありて十卷となりしが、則今世大寶令と稱して、傳はれる者なり、令とは、諸般の定め書の謂

にして、西洋風にて云へば、規則條例なれども、注意も體裁も大に異なる者にして、屬はしき漢文なれば、漢學せざれば、文意の解し難き所々多く、且つ唐六典、杜氏通典、文獻通考の類の漢籍を參考せざれば、唐令を取捨斟酌ありて製作せられし、法令の意をも辨へ難し、其篇目は、官位、職員、東宮職員、家令職員、神祇、僧尼、戶、田、賦役、學選、叙職、嗣考、課、祿、官衛、軍防、儀制、衣服、營繕、公式、倉庫、廩牧、醫疾、假寧、喪葬、關市、捕亡、獄、雜等三十篇なり、中古より、倉庫、醫疾の二令、亡佚して傳はらず、近年塙氏三代格、令集解、政事要略等に載せたる文を抄録して、逸文と號し印行せり、養老には、たゞ少しく刊修ありたるのみにて、大體は、甚しく變らざれば、今も猶大寶令と稱せり。

同義解十卷は、淳和天皇の天長年中に成れり、これは古へも、法律を専門とせる諸家ありて、當時既に區々の論説有しが、故に、左大臣清原夏野を總裁とし、小野篁の類の學者、數名の手を経たる、官撰の註解にして、此れを以て、疑議を定めたる者なり、徳川幕府の世となりて、慶安三年、始て此書を刊行せしが、誤脱多ければ、寛政十二年、塙保己一、更に校本を刻せり。

同集解は、本朝書籍目錄に、三十卷直本撰とあり、本朝書籍目錄、一名を仁和寺書目ともいふ、五百年ばかりの古書なり、直本は、惟宗氏にして、延喜頃の人なり、今の傳本は、軍防、倉庫

醫疾、關市捕亡、獄雜の八篇欠たり、本朝書籍目録に、令惣記とありて、卷數を記さざるものあり、今の集解の傳本は、此れを混入したる物なるべし、故に現存の今本は、三十五卷あるなりと、近藤芳樹は云へり、此集解は、先づ義解の文を擧げ、次に、大寶令を解せる古記、又養老令に據れる令釋を始め、諸家の説を并べ擧げたる者なる故に、かく名づけたり、其文正しき漢文ならず、且文字の誤脱少なからねば、至つて讀にくき書なり、明治の始、活字本を發行したれど、校訂能漏なり、

令抄二卷、群書類從律令部に收めて印行せり、足利の世の博識、一條禪開兼良の撰にして、神祇令より倉庫令までを註せり、別に天長の官符詔序等の註は、寫本にて傳はれり、令開書一卷、續群書類從に收められたれど、寫本にて傳はれり、兼良の子冬良、父公の講説を、片かなにて記されし物にて、僧尼令までなり、令抄並に開書の二書は、應仁の亂起りてより、遂に續筆なきものとみゆ、

令私考五卷は、寶永、正徳の頃、有職故實に名ある、並井義知の著はせるものなり、予が藏本は、神祇令までを、あらゝと片假字にて註せり、講令備考廿四卷、尾張人河村秀頼、明和安永の頃の撰にて、寫本にて傳はれり、令文に古書を引證せるまでにて、全くの注解にはあらずと雖も、参考にはなりぬべし、編者は弟秀根

と共に、國書注を多く著はせり、されど漢學者とみゆ、軍防令講義八卷、徳川幕府の士栗原信允の撰にして、平假字にて注せるを、慶應二年、薩摩府學にて刊行せり、此外に令全部の講義は、寫本にて、稀に寫し傳へたるを、一覽せし事あり、栗原氏は、明治前まで存在せし人にて、武家故實、系譜學等に名ありて、數種の著述あり、此講義は、強解もあれば、心して見るべし、然れども參考にはなりぬ可し、

標注令義解校本三卷六本は、長門人近藤芳樹の撰にして、明治三年大坂にて刊行せり、戸令までにして、以下の稿本は、其家に傳へたりと聞けど、未だ見ず、近藤氏は、京師にて有名の有職家、山田以文の門人なり、山田氏の令に、心を入れたる事は、其書入れを轉寫したる、令義解を見て知らる、故に此標注も、從前の註釋をも、比すれば詳悉なり、第四卷以下刊行无きは、惜ひべし、○令義解以下標註まで九部は、皆大寶令の注釋なり、大寶令六卷、養老に刊修して十卷とす、現行の刑法の類なれども、これは唐制に倣ひたる物なり、故に今現存せる唐律と比校すれば、篇目體裁全く同じくして、只唐に十惡とあるを八虐とし、八議を六議とし、刑に輕重あるほどの差なりと覺ゆ、其篇目は、名例、衛禁、職制、戶婚、廩庫、擅興、賊盜、關詆、詐僞、雜、捕亡、斷獄等十二篇なれど、今存するは名例、衛禁、職制、賊盜の四篇のみ、

律疏は律の注解なり、本朝書籍目録に三十卷とあれど、此れも右四篇を存するのみにて、群書類從律令部に收めて三卷とせり、唐律疏議と比校するに、其文大同少異なれば、欲卷ならざる所も、押して知べし。

金玉掌中抄一卷、北條執權の世、中原章任の撰なり、律條の至要なる所々を抄出し、今按を加へて、初學に便せり、群書類從律令の部に收じ、

類聚三代格は、本朝書籍目録に三十卷とあれど、今存するは十五卷にて、此内九卷は、弘化二年尾張にて印行し、六卷は、明治十七年、前田家藏本を以て、東京の川田剛補刻せり、格と云ふ書は、律令發行の後、數十年間の詔勅官符及び律令の定法を改め、或は臨時の新制を設けたる類を彙集せる者にて、政治の實際を知るに最も便なり、何れの頃か、弘仁格、貞觀格、延喜格の三書を合せ、分類して、搜索に便したるを、類聚三代格と云ふ、律令に次で、必ず研究すべきものなり、

延喜式五十卷は、延喜五年詔ありて、左大臣藤原時平に命せられ、十余年を経て、延長五年、延喜格と共に成て上進せり、諸官を分つて、其官中の事務を記したる物なるが、我が國の古政は、神事を專とせしにより、卷一より卷十までは、すべて神祇式なり、其他當時の政務を窺ひ考ふるに、最も必要の書なり、是より先き、弘仁、貞觀二代の式有り、と雖も、此書編成

の時總べて收入せしかば、不用に屬せり、此書の刊本は、慶安元年の舊板と、文政十一年、松平齋貴校刊との二種ありて、後の刊本勝れり、

法曹類林は、本朝書籍目録に、二百三十卷、藤原通憲撰とあり、今存する所、總かに三卷にして、卷二百卷四百六十四は、群書類從雜部に收め、卷二百廿六は、寫本にて傳はれり、政務に關したる事を分類し、律令詔符及問答、法曹家の勘文の類なり、を引て、集録し、考勘の便とせし物と覺ゆ、作者通憲は、則信西入道にて、博學多才の人なり、

法曹至要抄三卷、崇徳天皇の時の大判事坂上明兼撰にして、罪科禁制、賣買、負債、出舉、借物、質物、預物、荒地、雜事、處分、喪服、服暇、雜穢等に類を分て、目を擧げ、其條毎に、律令格式の要文を引き、今案を加へて、辨明せるものにて、王朝の古法律を考るに、簡便なるものなり、蓋し當時院中の政専ら行はれ、政道弛廢し、法令概ね行はれざれば、檢非違使の如き法官の古人を稽るに便なる爲め、此書を著し、ものならん、寛文二年の刊本あれど、誤多し、群書類從律令部に收めたる本を以て宜しとす、

裁判至要抄一卷、土御門天皇建永二年、明法博士坂上明基、後鳥羽上皇の院宣を奉じ、田島實買、舉錢利子、關遣關帝、奴婢、馬牛、遺財分法の類三十二條、律令の正文を引て、徵證し、今案を加へたり、群書類從律令部に收じ、

政事要略は、本朝書籍目録に、百三十卷、惟宗允亮撰、一條天皇の頃の人となり、今存するもの廿七卷、寫本にて行はる、年中行事交替雜事、糺彈雜事の類に部を分てり、其交替雜事は、民政に預る事を擧げ、糺彈雜事には、刑法に類せる事を載せたり、古へかゝる大部の法制書ありしは、専ら官廳政務の爲にして、明法道の學者の資ともなれるなり、大寶令の未だ全き頃なれば、倉庫醫疾二令の文を引用せる所あり、
朝野群載は、本朝書籍目録に、三十卷、三善爲康撰、鳥羽天皇頃の人となり、今廿一卷を存し、寫本にて傳へたり、此書は、元來文筆の爲に集めたるものなれど、公文を専らとしたる故に、官符移解中文の類多く、雜文と標せる中には、田地主地の賣買券をも載せたり、故に政務時態を知るに要あり、
類聚符宣抄、一名左丞抄と云ふ、小槻家にての編とみゆれど、作者詳ならず、全書十卷なるを、卷二、五缺たり、延喜より、延久の頃までの、官符、宣旨の文を類聚せるものなり、文政の頃、堀氏刊行せり、○政事要略より以下の三書は、三代格の類を研究せんには、必ず添て讀むべきものなり、
貞永式目、一名を御成敗式目と云ふ、貞永元年、執權北條武敏守泰時の定たむるものにして、幕府法制書の始とす、五十一條あり、守護、地頭、御家人等には、廣く示したるものなれど、

一般の人民には及ばざるが如し、又當時大寶令以下、朝家の法令は衰へたれど、全廢したるにあらざれば、此れを以て、天下に周ねき法令としたるものにはあらず、群書類從武家の部に收む、

同追加は、式目發行以後定むる所の條目を記したるものにて、群書類從には、二本を採て、元亨の頃までの事を記せり、

同修解は、原名を式目抄といふ、六卷あり、天文三年、清原環翠軒宗尤祖父常忠の説を以て記す由、奥書に云へり、片假字を以て、悉しく注解す、題號も、卷數も、寛文九年印行の時、書肆の改めたるものと覺ゆ、今世至つて少き書なり、○貞永式目は、武家の標準としたるものなれば、足利亂離の世、大永享祿の間にも、小槻家にて刊行あり、又註釋したる古寫本も、彼此見ゆれど、良書とも覺えざれば、こゝに省く、

建武式目は、建武三年、足利尊氏間目を出し、二階堂道昭等、其れに答へたるものなるが故に、貞永式目とは、少しく體裁異なり、されど足利氏の幕府を定めて後は、これを法制の基とせり、此式目も、亦専ら足利の部下に屬せる、將士の爲に設けたるもの故に、狼籍を鎮め、賄賂を止め、禮節を專にし、廉義を賞すべき類の戒飾の文あり、群書類從武家の部に收む、同追加は、永正年中まで、時々定めたる式目を記せるものなるが故に、王政の古法は、當時

全く行はれず、只時により、参考の資のみになれるが如し、徳川幕府の世亦然り、實際施行したる政令を見るに足る、其一二を謂はば、土倉酒屋の賭役、質物の期限、徳政の事の類なり、これも群書類從に收む。

侍所沙汰簿は、足利幕府の時、侍所の所司以下、吏員たる者の心得の爲、鎌倉幕府以來の沙汰書を、集録したるものなり、足利の世には、侍所殊に權力有り、警察と刑法とを専ら執行したり、○此他政所壁書も、幕府の政令を記し、大内家壁書も、此類のものなり、

北條早雲廿一箇條一卷

武田信玄家法一卷

朝倉敏景十七箇條一卷

長曾我部元親百箇條一卷

右四書は、合せて云べし、何れも天文文祿の頃、群雄割據の世の家法にして、貞永、建武の式目に據たる所もみゆれど、例の教誡の意に寄せたる所多し、然れども、亂離の世の狀勢を見るに便あれば、一應は披閱すべし、何れも群書類從、武家の部に收む、續群書類從にも、此類の書を收められど、未だ寓目せず、

豊臣太閤の式目と云へるもの七十三箇條、憲法志料にも收められど、正偽の程辨じ

かねたれば、此に省けり、

武家諸法度は、元和元年、徳川秀忠將軍の定むる所にして、十二條あり、禮を貞永、建武の式目に倣ひ、實を時勢に取りたるものにて、新に城を排營するを禁じ、私に婚姻を結ぶ可らず、諸大名參勤の事の類にて、天下新に定まりしかば、外様譜代の大名以下を、制取する爲の制とみゆ、(徳川禁令考に收て刊行せり)

禁中御條目、一名公家諸法度と云ふ、武家諸法度と同年の製作にして、十七條あり、(享朝紳(今云ふ公家華族)に付ての定めなれど、主上の御事にまで及びたるは、古も未曾有の制なり、これも徳川禁令考に收む)

東照公自作なりと云ひ傳ふる徳川成憲百ヶ條並に元和元年に成れりと云ふ、公武法制十八ヶ條は、共に徳川禁令考に收めたりと雖も、正偽のはと辨じ難ければ、此に省く、科條類典二卷は、明和四年、幕府にて彙集したるものにして、徳川氏一代の法典中、最良なるものなり、其上卷は、評定所の事を始として、正徳享保以下、時々の法令を擧げ、下卷は、元文五年に定めたる、一般の刑法にして、寛保二年、更に追加を添ふ、世にこれを徳川百ヶ條といふ、此百ヶ條は、安政六年二月改定の書あり、寫本にて行はる、(明治十四年、東京大學にて刊行せり、但し非賣品たり、)

徳川禁令考は明治十一年司法省にて刊行す、法制禁令之部七十五章、刑律條例之部八章、教律五章に分ち、其細目には悉く法令の全文を擧げて大成し、檢閲に便なるものなれど、未だ刊行全からず、

貞永式目よりこゝまでは、總べて武家の法制書なり、是より立返り、又王政の法制書、を云ふべし、

職原抄二卷、南朝の興國二年、北畠親房常陸小田の城内に在て撰す、官職の事を記したれど、概ね故實及諸家任途の次第にて、職掌に及ばず、然るに慶長、元和以來、註解の書頗る多かるは、當時令義解の如きも、未だ衆人の見及ばざるにより、只此書を以て、官職の次第を知るべき便宜としたる故なるべし、○此類の古書に、官職秘抄、百寮訓要抄あれど、職原抄を宜しとす、

標註職原抄校本二卷、別記二卷、嘉永七年近藤芳樹撰す、從來の諸註に較ぶれば、簡にして要を得たるものにして、別記には、發明の説多し、或は其師山田以文の説なりとも云へり、○職原抄の舊註は、古く開書抄、勘物の二書あり、共に古寫本にて、世に稀なり、慶元以來、首書、藤原肅句解、白井宗圓參考、開書通考、靈井義知辨疑私考、岡氏辨講、多田義俊竊考、伊勢貞丈述解、大全、其他猶有るべし、何れも緊要を欠きて、徒らに繁冗を免れざる中に、述解や、

宜しと思はる、

大日本史職官志五卷、徳川光圀修、七代孫齊昭補、八代孫慶篤校刊せり、光圀、寛文十二年、小石川邸に彰考館を設けて史局とし、天和中より、修史の業を創ひ、元祿十年本紀成り、寶永六年列傳成る、爾來十志と修め、又成書を訂正す、齊昭の時、嘉永五年に至り、記傳の割刷全く成る、而して十志の如きは、修正未だ成らず、明治年間に至り、兵刑先づ刊成て、世に顯はれ、職官、佛事、氏族、禮樂、食貨の諸志之れに次がり、漢文にして、漢土廿一史の諸志の體に倣へるものなり、職官志は職官總論に始り、臨時所置官、廢官に訖る、但し本紀後小松天皇に止るを以て、諸志の記載も、亦其時代までなるは惜むべし、

職官志六卷、下野蒲生秀實著す、秀實は君平と稱し、世に聞えし勤王家なり、夙く神祇、山陵、姓族、職官、服章、禮儀、民、刑、兵の九志を、漢文にて著はさんと欲して苦學せしが、山陵志二卷先づ成て刊行せり、職官志は、亡後文化中、友人某未定稿のまゝにて、刊行せり、唐六典の體裁にて、諸官員を列せる末に、令文を擧て、職掌を證し、註釋を加へたり、

武家職官考二卷、安政年間薩藩水本成美、昌平發友と共に輯録せしものにして、攝氏の武家名目抄職名部の要領を摘撮して、漢文とせり、上卷は征夷大將軍より、小侍所別當に至り、下卷は公事奉公人より、楯取水手に至る、以て鎌倉室町兩幕府の職名と、執掌とを知る

可し、明治廿二年印行す。

職原抄より此に至るまでは、皆官職の事に關れる書なり。

大日本史刑法志二卷、太古の解除の事より始めて、歷朝刑政の事を論じ、令律の書に及べり、南北朝の時を終とす、以下の諸志皆然り。

大日本史兵志六卷、卷一二は、歷朝の兵制兵事の沿革を述べ、卷三以下は、太宰府、鎮守府、征夷府、健兒、軍人、大射、刀劍、馬政の類を分ち載せたり。

大日本史食貨志十六卷、卷一二は、財政に關する歷朝の沿革を述べ、卷三以下は、戶口、田制、賦役、倉庫、簿帳、供御、封祿、賑恤、山野、河海、池溝、堤防、道路、橋梁、驛傳、馬牛、津濟、船舶、市肆、交易、貨幣、度量、權衡、莊園等に部を分ちて、各沿革を記せり、有益の書なれば、漢文なれば、讀む者少きは惜むべし。

田制篇十卷、附錄一卷、元老院少書記官横山山清の編にして、明治十六年同院にて、刊行せり、田制を上古、中古、近古と大別し、細目の下に、解題を記して大意を知らしむ、本文は、古書を引證する事頗る詳細なり、附錄は近世田制と標し、田畑法制、及論訟處分例規、田畑買賣、質入處分例規等に分ち、武家の舊制を擧げたり、此書に、舊典類纂と標したるは、元老院にて、古代の法制を類纂せる書の總名にて、此書も其中なる由なり。

田制の事は、此外に、制地圖解抄、田令圖解抄、共に色川三中、地方新書、田制部、清宮秀堅

田制私考、横山山清、田園地方紀原、朝川世の類、近世の人の記したるもの多かり、又地方落穂集、地方凡例錄、田園類說の類、近古以來の田畑に付き、石盛根取、檢見、坪刈の如

き名稱あるを説明したる物も、彼此とみゆ、今は繁さを厭ひて省けり。

大日本租稅志七十卷、大藏權少書記官野中準の編にして、明治十五年、大藏省にて、刊行せり、前編廿卷は、田制、中編二十卷は、田租、雜稅、後編六卷は、課役、雜篇十四卷は、度量、權衡、簿書、檢地、估價、貸附、儲蓄の類なり、引用の漢文を、悉く片假字文に改め、其下に、今按を加へて、注釋す、漢文を知らざる者も、讀易く、又考へ易くせるものなり。

大日本貨幣史十九卷は、明治九年、紙幣寮、辰吉田賢輔の撰にして、大省藏にて、刊行せり、三貨、紙幣の二部に分ち、編年を以て、貨幣の紀事を記し、其所々に圖を示せり、三貨とは、金、銀、銅にして、鑄造の因革、價値の變通、品位の高下等を辨する事詳なり。

憲法志料三十七卷、五編に分ち、司法、少書記官木村正靜の編にして、明治十年より、同十七年までに、司法省にて、刊行せり、上古、中古、近古と大別し、其中を、又憲類、文武、神官、僧侶、農工商の四類に分ち、推古天皇より、後陽成天皇に至るまで、推古以前は、首卷として、第一編に附す、施行する所の、詔勅、官符の類、凡法令に關する者を、彙集し、本書の全文を擧ぐ、又編毎

の末に索引を附して搜索に便す、

右五十七部の書は、我國の法律史を考究し、完全の書をも編輯せんと思ふ人は、必ず讀むべき者なれば、大意及び作者卷數等を記して、其導きとするなり、但し此他見聞の及ばざるもの多かるべく、又珍難たりと雖も、させる事なきか、又は高尙に屬して、必用ならざるは、此に省く、又儀式、新儀式、西宮記、北山抄、江家次第等の如き、朝儀に涉れる書は、朝家のみの成典にして、一般の人民上に關せざれば、同じく省けり、但し古代法律を研究せんには、歴史に通せざれば、用を爲し難き事の多ければ、法律と歴史とは、車の兩輪の如く、又鳥の兩翼の如きものなる故に、他日折もあらば、又歴史考究の指導にも及ぶべし、

國史法家書目録 十月六年

本朝國史目録 壹卷 寫本

作者詳ならず

六國史のみなり、其中日本紀後の目録は、未だ佚亡せざる前の書目なること明らか
なれば、此書の古きを證するに足れり、

按ずるに、中古以來、後紀亡失したるを、寛政年中、塙保巳一京師より、殘缺本十卷を得

て印行したる事は、人の知る所なり、其他寫本の日本後紀廿卷は、寛文の頃、尾張人堀正意の撰述せしもの、日本逸史四十卷は、元祿中、山城の鴨祐之の著作せるものにして、何れも後紀の時代を考ふべきための所爲なる事は、是れは、人知れり、然るに近來に及び、後紀の眞本なりと稱して、卷一以下、或いは四五本、又は二三を得たる者予が知れるのみにても、既に兩人ありき、試に其目録の年紀を比較すれば、皆堀氏の後紀、又は逸史の年紀と、大方同じきものにて、此本朝國史目録に載せたる目録とは、い
たく違ひたれば、此れのみにて、僞品たること明らか也、又殘欠の塙本の年紀は、悉
く此書と符合したれば、眞本たる事益、信するに足れり、然れば、後來贋作あらん時も、
此書の目録を以て、質正すべき便りとすべしと思へば、即ち左に抄出せり、外五國史
の目録は、さして同異もあらねば、こゝに省く、

日本後紀一部四十卷 井原武平 城 嵯峨 淳和

第一 起 延暦十一年 正月 盡 天壽三年 正月 盡 十

第三 起 同 十三年 七月 盡 十

第五 起 同 十三年 三月 盡 十

第七 起 同 十七年 四月 盡 十

第二 起 同 十二年 正月 盡 十

第四 起 同 十四年 八月 盡 十

第六 起 同 十六年 四月 盡 十

第八 起 同 十八年 正月 盡 十

第九	起同十九年正月盡廿	第十	起同二十年七月盡廿
第十一	起同廿二年三月盡	第十二	起同廿三年正月盡
第十三	起同廿四年七月盡	第十四	起同廿六年六月盡
第十五	缺	第十六	缺
第十七	起同三年四月盡四	第十八	起同四年五月盡十
第十九	起同弘仁元年正月盡	第二十	起同元年九月盡十
第二十一	起同二年正月盡同	第二十二	起同三年正月盡同
第二十三	起同四年三月盡五	第二十四	起同五年七月盡六
第二十五	起同七年正月盡八	第二十六	起同八年四月盡九
第二十七	起同九年五月盡十	第二十八	起同十一年正月盡
第二十九	起同十一年十月盡	第三十	起同十三年正月盡
第三十一	起同十二年五月盡	第三十二	起同十四年正月盡
第三十三	起同十四年正月盡	第三十四	起同十五年正月盡十
第三十五	起同四年正月盡十二	第三十六	起同五年正月盡十
第三十七	起同六年正月盡十	第三十八	起同七年正月盡十

第卅九 起同八年正月盡十

第四十 起同九年正月盡十

承和七年十二月九日左大臣藤原緒嗣等撰

本朝法家文書目錄

壹卷寫本

作者詳ならず

律令以下、法家の要とすべし書目三十九種を挙げ、毎巻の目錄を示せり、今悉く書目を擧ぐと雖も、篇目に至りては、略せるもあり、按ずるに、通憲入道藏書目錄第四百一櫃の中に、法家文書目錄一卷と見えたるも此れなるべし、

○律一部十卷十二篇

- 第一名例上 第二名例下 第三衛尉 第四戶部 第五版庫 第六版監 第七版監 第八部 第九雜 第十加亡

○律附釋一部十卷

篇目右に同じ、今亡六

○律集解一部三十卷

- 第一名例 第二名例 第三名例 第四名例 第五名例 第六名例 第七名例

第八衛禁 第九職制 第十職制 第十一職制 第十二月婚 第十三月婚 第十四月婚 第十五辰車 第十六辰車 第十七辰車 第十八辰車 第十九辰車 第二十辰車 第二十一雜訟 第二十二雜訟 第二十三雜訟 第二十四雜訟 第二十五雜訟 第二十六雜 第二十七雜 第二十八捕亡 第二十九斷獄 第三十斷獄 ○今亡云

○律疏一部卅卷

篇目前書と同じ、今世殘缺本を傳へたるは、名例一、衛禁二、卷廿職制三、二、賊盜三、二三にて、群書類從律令部に收めたり、

○令一部十卷卅篇

此れは、今も世に傳ふるものなり、倉庫醫疾の二令は、中古亡失して傳はらず、

○令釋一部七卷卅篇

第一官位 職員 後宮 東宮 第二戶 賦役 田 第三選叙 檢閱 同 第四官衛 儀制 衣服 第五公式 第六合庫 祝牧 醫疾 假寧 第七獄 雜
 令集解に釋云とて、引用せるものなり、本朝書籍目錄にも載せて、卷數同じ○今亡云 稻葉通邦は、義解より古きものなりといへり、

○令義解一部十卷 卅序

此れは、今世二板あり、専ら世人の知る所なり、○此法家目錄に、令集解を擧げざるは、如何なる故にか、

○弘仁格一部十卷 卅序

起自大寶元年迄、弘仁十年、凡一百十九年、

第一神祇 第二式部上 第三式部下 第四治部 第五兵部上 第六兵部中 第七兵部下 第八兵部 第九刑部 第十大藏 宮内 第十一雜

○貞觀格一部十二卷 卅序

篇目専ら弘仁格に同じ、只式部中、臨時上、臨時下を、増せるのみ、

○延喜格一部十卷 卅序

篇目貞觀式に同じ、只式部中を減せり、○以上三代の格共に今亡びたり、但し其篇目を見て、類聚三代格とは、部立の異なるを知るべし、

○弘仁式一部四十卷

弘仁十一年四月廿二日、與格奏進、
 篇目は、大方延喜式に同じければ、略せり、但し此式より、既に卷一より、卷十まで

は神祇式にして第六は祝詞第七より第十まで神名式なり、○今亡六、
○貞觀式一部廿卷

貞觀十三年八月廿五日奏進

篇目大方弘仁式に同じ、只神祇式を六卷とし、第三より第五に至るを神名式とす、○今亡六、

○延喜式一部五十卷

延喜五年十二月廿六日奏進

篇目今の傳本と同じ

○弘仁儀式一部十卷

篇目略す、第一踐祚大嘗祭儀上上中下三卷なりより、第十賜渤海客宴儀に訖、

○今亡六、

○貞觀儀式一部十卷

篇目今傳ふる本と全く同じ、○今の傳本は、貞觀儀式に非ずとして、只儀式との

み標する説あれど、此書目に據れば、貞觀の儀式なること明らかなり、

○延喜儀式一部十卷

篇目略す、第一祈年祭儀より、第十贈位品儀に訖る、今亡六と雖も、篇目の體貞觀儀式と前後交錯したるのみにて、させる増減もあらざれば、先代の式を、少しく改定有し程のものと臆測せらる、

○内裡式三卷

今の傳本と全く同じ、弘仁十二年正月、右大臣藤原冬嗣外六人の選なりしを、天

長十年二月、右大臣清原夏野外三人にて、増損有しものなり、

○内裏儀式一卷

兵部覆奏式 大駕閣簿 飛驒式 冊命皇后式 冊命皇太子式 齋内親王參入伊勢式 出雲國造奏神壽詞式 叙位式 衛府兵仗奏式 衛士交替式 告朔式 百官上賀表儀 五位已上上表儀 賜遣唐使節刀式 入唐使進節刀式 賜將軍節刀式 少納言尋常奏式 六月奏御卜式 十二月同式 六月神今食祭式 十二月同 六月御贖式 十二月同 九月十一日奉幣伊勢太神宮式 十二月諸賀諸陵幣式 晦日進御麻式 正月朝拜天地四方屬星及山陵式
○今亡六、或は傳本有りと聞けど、未だ其書をみず、群書類從に收めたる、新儀式の篇目とも亦違へり、

○交替式二卷 上卷 下卷

本朝書籍目録云新定内外交替式二卷、延暦年中、勘解由使撰奏聞とある是なり、天保九年江戸の朝田由豆流、京師より古撰本を得て、影寫のまゝ、刊行したるを、今世に傳へたり、但し書籍目録には、二卷とあるを、今一卷なるは、あやしきに似たり、始終全く備はりて、いさゝか欠けたるさまならぬは、古へ巻本なりしを、り中にて分ちて、二卷とせしにも、有るべしと、朝田氏は云へり、

○新定内外官交替式一卷

本朝書籍目録云、新定内外官交替式(卷數を缺く)、貞觀年中、勘解由使新定奏聞とあるは是也、此書久しく世に顯はれざりしを、近年前田家の藏本より、修史館に轉寫せり、但し原本二卷なるを、上卷は亡失して、下卷のみを存せり、

○内外官交替式(卷數缺)

本朝書籍目録に、内外官交替式(卷數缺)、延喜廿一年正月廿五日、勘解由使奏進とある是なり、此書も近年、前田家より出で、全く一卷なり、○按ずるに、延暦、貞觀の交替式は、式とは云へど、體裁格文に似たり、此延喜の書に及びては、毎條凡例を立て、諸司式に準ずる旨、奏進の文にみえたり、

○新定讀式一卷 井序

書籍目録には酒式に作る、作者同じ、○今亡く、

式部大輔菅原清公撰

○左右檢非違使式一卷

書籍目録同じ、○今亡く、

貞觀十七年四月廿七日
中納言南淵年名等撰進

○古式二十卷

書籍目録同じ、○今亡く、

○北堂有司式一卷

書籍目録同じ、○今亡く、

雜

○官曹事類目録一部三十卷

第一 神事部 六條	第二 齋王部 九條上	第三 齋王部 九條下	第四 佛寺部 百條	第五 齋會部 八十三條
第六 禰部 廿八條	第七 供御部 八條	第八 京部 二十五條	第九 租部 十條	第十 封田部 六條
第十一 道官部 九條	第十二 官位部 十一條	第十三 公卿部 十二條	第十四 職法部 十一條	第十五 要領部 八條
第十六 位部 十一條	第十七 位部 十一條	第十八 位部 十一條	第十九 位部 十一條	第二十 位部 十一條
第二十一 位部 十一條	第二十二 位部 十一條	第二十三 位部 十一條	第二十四 位部 十一條	第二十五 位部 十一條
第二十六 位部 十一條	第二十七 位部 十一條	第二十八 位部 十一條	第二十九 位部 十一條	第三十 位部 十一條

要略殘缺二十七卷ある中に、此を引て、古符案云、養老五年云々のたゞ一條引たり、清矩云、養老五年の符案は、政事要略卷廿四、伊勢例幣の條にみえたり、伴翁は只一條と云はれたれど、同書卷廿八にも、官曹事類を引て、寶龜五年十二月、官中御佛名の事を舉たり、此外には同書に所見なし、允亮朝臣は、一條院天皇の御世の頃の人なり、はやくより、全本は世に有がたくて、抄書などの世には傳はりた少けむといへり、○此書今世に現在せば、續日本紀の時代の事を考るに、最も必要なりけんを、既に一條帝の頃には亡失して、抄書のみ遺りけんは惜むべし、年中行事抄は、古きものと覺ゆれど、作者詳ならず、年中行事秘抄は、永仁之頃被書始と奥書にみえて、伏見帝の頃の物なれば、引く所の官曹事類は、共に本書にあらざして、抄物なること明らけし。

○外官事類目錄起自大寶元年盡于延暦廿二年

- 第一 神祇職掌 國郡第二 橋役 僧尼大 第三 衛士仕丁 養物封戸 第四 田圃地子 地子地子 損田第五 正稅池 第六 池池 第七 四度使飛騨工 正介第九 下馬相 第十 郡司起 第十一 雜事
- 本朝書籍目錄に、外記事類目錄六十一卷とあり、外官を外記に作るは、或は然る

べし、六十一卷は、六十卷の誤なること、此目錄にて明らかなり、○今亡く、

○事抄九卷自延暦廿三年盡弘仁二年

- 第一 禁制外 第二 雜捕上 第三 考選出 第四 叙位叙 第五 雜捕同
- 第六 位任 第七 郡事八 雜事九 公文式 國忌

○次事抄五卷自弘仁三年盡天長元年

- 第一 國忌郡 第二 郡事三 雜捕四 叙位叙 季限考 第五 缺

○新抄五卷自天長二年盡承和十五年六月十二日

- 第一 雜事把 第二 雜捕三 郡事四 季限叙 第五 雜事解

○續新抄五卷自嘉祥元年盡貞觀三年

- 第一 雜事把 第二 雜捕三 郡事四 季限叙 第五 雜事解

此四書共に、書籍目錄に載せて、卷數も同じきなり、年紀を按ずるに、事抄は前記の續編にして、次事抄以下は、又其れに續きたるものとみゆ、古へ外記の應には、かゝる書類外にも有りて、例格を討取するに便せしものとみゆ、○事抄以下、共に今亡く、

○上古問答一卷

○八十一例一卷 此は令集解にも引用せり、

○六十二例一卷

此三書共に書籍目録に載せ、卷數も同じ、但し六十二例を六十一例とせり、八十一例は、政事要略卷六十七、男女衣服事とある條に、八十一例云、凡男女摺衣者、著錦長紐と、僅なる文を引たるのみ、○三書共に今亡ぶ、

○十七條憲法一卷 推古天皇十二年
上宮太子作之

○彈例一卷

○問答五條

共に書籍目録に載せたり、十七條憲法の外は、今傳はらず、彈例は、政事要略六十一、一糺彈雜事の中に、彈例云、若座無弼以上官者、不得輒彈五位已上者云々、又六十七、男女衣服の中に、彈例云、衣之體制、准袖裁縫、其表衣長、令見袴襦、不得着地、襖子汗衫、宜亦准此減却、と、總に二條の文を見る、

○類聚三代格目録

第一より第六までの篇目ありて、以下は缺たり、此れを現存の類聚三代格と校

するに、現存本第四までの目録なり、○此書目録とあり、且つ卷數を記さず、例に違へり、

○天長格抄三十卷 起桓武天皇延暦十一年正月丙辰
辰後太上天皇十年二月乙亥

- 第一 神事部上
- 第二 神事部下
- 第三 佛寺部上
- 第四 佛寺部中
- 第五 佛寺部下
- 第六 刑部部
- 第七 供御部上
- 第八 供御部下
- 第九 位部
- 第十 出舉部
- 第十一 封戸部
- 第十二 匠官
- 第十三 上位部
- 第十四 季職部
- 第十五 同料部
- 第十六 調所
- 第十七 公卿部
- 第十八 交易部
- 第十九 出納部
- 第二十 義倉部
- 第二十一 雜捕部
- 第二十二 院收部
- 第二十三 雜捕部
- 第二十四 裝制部
- 第二十五 彈例部
- 第二十六 刑法部
- 第二十七 賜地部上
- 第二十八 雜部上
- 第二十九 雜部中
- 第三十 雜部下

天長格抄者、撰日本後紀之次、所抄出之例也、起桓武天皇延暦十一年正月丙辰迄、于後太上天皇十年二月乙亥、編次行事成、其臨時小事、朝堂大儀、入朝出使之類、有司所存者、文詞繁多、不必錄、至於事經行用、必須爲例、一依本案、不勞改張、但以類相次、令便被尋勸成三十卷、名曰天長格抄、庶令候也、無煩遵行、目録如右、

本朝書籍目録に收めて、卷數同七、書籍目録には、此書の次に、格後抄、格後事類の二書あり、○篇目に據れば、官曹事類と同種のもの、如し、此書現存せば、日本後紀の缺亡を補ふに便りよかるべきを、惜しむべし、○古く此書の事を記したるは、類聚符宣抄第六に、撰式所、論天長格抄一部三十卷、右勘造事類之間、爲尋勘年代并體例、所請如件、延喜十九年八月十七日、左少史阿刀忠行、大外記葛井清明、右大臣宣、宣借行者、同年九月一日、少外記御船有世奉

右本朝國史目録、本朝法家文書目録の二書を併せて、國史法家書目録と題せる寫本一卷を家藏せり、往年久米幹文氏の、伊勢神宮祭主藤波家の藏本に據て、謄寫せる一本を以て、校合したること有りき、猶誤脱の疑ひ少からざれど、外に傳本無きを以て、訂正することを得ず、此書目は、眞本日本後紀の徵信となるべきは、既に前に述たる如くにして、官曹事類、天長格抄を始め、有名の政書の篇目を見るを得るは、此書目の賜物あり、依て繁きを煩はず、最も要と有る篇目のみを抄出し、少しく考證をも加へて、雜誌へ編入を請ふ、

○警察の沿革

廿二年 五月稿

警察の沿革と云ふ演題は、随分事柄が廣いから、先初に、大体の綱領を述べまして、其れから追々細密の項目に移りませう、我邦の古昔の事を考へて見まするに、警察の事は、皆武士がしたものである、上古の武士の致すことは、いろ／＼ありまして、先皇居の警衛は申すに及ばず、諸方の警察や、盜賊の捕縛、其他非違を糺し、刑事に亘りたる事をも兼ね、征伐のある時には、大將に従て、戰場に出る事もあり、其れ等は、皆總べて武士が致しました、これは本より、淳朴の昔の世の事でありませう、左も右もあつた譯である、孝徳帝以來は、唐土の制度を御移しになりませう、彈正盛を立て、監察する事が始りました、が、これは多く朝廷の紀律、また官人の身分の事を注意し、併せて人民の事に及びたる形で、人民よりも、官人の方の糾彈を専ら致したやうに見えます、さて弘仁のころからは、彼檢非違使と云ふ者が始まりました、これは當今の警視廳に類したるものであります、後追々王政が衰へてからは、諸國に追捕使、又は押領使など、云ふ者を置きまして、遂には、武家の世の中となりませう、武家は本より、武を以て主とするものであります、自然上古の武士が行つたやうな形でありました、其武家で行つた事状は、鎌倉足利の世に、侍所を置て、總武士の取締とし、軍事と警備とを併せ行つたものであります、又徳川氏の世には、同じ武家ではありませうけれども、少しく鎌倉足利のとは様子が違ひました、それ丈が

先警察沿革に就いての大綱であります、右につき申す事が上古の事からして、中古の衛府軍團兵事の方にも亘り、或は彈正丞の監察の事にも、又は武家の目附の事にも亘つてをりまするが、精しく申すと長くなりすから、今日は先づ其大略を申すやうに致しませす。

- | | | | |
|-------|-----|------|---------|
| 物部 | 大伴部 | 久米部 | 佐伯 |
| 衛士府 | 衛門府 | 兵衛府 | 近衛府 |
| 軍團兵士 | 健兒 | 彈正丞 | 鎮撫使 |
| 檢非違使 | 追捕使 | 押領使 | |
| 侍所 | 別當 | 所司 | 開闢 |
| 小舎人 | 下部 | 密人 | |
| 目附 | 徒目附 | 小人目附 | 大目附 |
| 火附盜賊改 | | | 町奉行與力同心 |

凡て學術の演説と云ふものは、政談演説とは違ひまして、多分古い事を申すものでありませすから、其名稱なども、唯口で述べた計りでは、何のやうな字が書いてあるか、分りませぬ、或は又自然開違ひ等もありませうから、これから述る事の名稱を書きさして、其れに合せて、御咄しませうと思ひます。

借上古は、世官世職でありまして、とんと家職を移す事はなかつた、夫故に、其職が即氏ともなり、亦姓ともなつた事は、前々の講演に申しましたやうな譯である、そこで上代は、武の事を取扱ふものを物部、大伴部、久米部、佐伯といひました、この部と云ふは、即一群の事なれば、大勢密つて、ひと組を爲して居る事でありませす、物部、連といふは、饒速日命の子の可美真手命の子孫で、代々物部といふ、多くの武士の長でありました、連といふカバネも、其部長たる者ゆゑに、其始外人からつけたものでありませう、後には連のカバネの家が多くなりましたから、物部氏が、大連を命せられて、連の惣本家になりました、又大伴部長をば、道臣命と申して、神武帝の御宇に、甚大功を建てた事は、古事記、日本紀に記してあります、夫故に、代々武の事を以て、朝廷に事へるを職業としました、又久米部の部長は、大久米命と申して、道臣命と共に、大功を爲した者である、然る處、後世久米部は衰へて、終には大伴部に附屬したる家もあります、夫故日本紀には、道臣命、大久米部を帥むと書いてある、又佐伯といふは、雄略帝の時に、大伴氏から分れたる家でもあります、右の譯ゆゑに、此四氏の組々の武士は、朝家内外の警衛も致したり、或は巡見して罪人を捕へ、又は刑罰し、征伐があれば、出て武勇を顯はしたり、此外にも種々の所作があるやうで、或は今云ふ刑事の裁判もしたかと思はれます、かやうの風にて、長らく孝徳帝の前迄濟んで参つたの

である然る處大臣大連の戦争が始つて終には大連が亡びてしまひましたから其部の長は尤で絶たれたやうなる形でありましたそこで丁度孝徳帝の維新の時に當つたに因て是まで物部や大伴部は唯氏の名に斗りなりました別段に百官と云ふ者が出来ました右の事がらを聞かれましたは是まで官職の事を書いた物に大臣と云ふは文官大連と云ふは武官とある由縁も分りませう借て孝徳帝以來八省百官を置かれこれに書いてある衛士府衛門府兵衛府が立ました此兵衛と申すは専ら天皇の御身近を警衛する武官であります其長官以下を兵衛督兵衛佐兵衛尉といつて府中の事務を掌り唯兵衛とばかり云ふのが即ち警衛をする武士である數が左右で八百人ありまして六位以下八位以上の嫡子又は諸國の郡司の子弟より取つて頗る身柄のものであつた故にこれをば御親近の警衛と致しました又衛士府の長官以下は衛士督衛士佐衛士尉といひ其下に居る衛士と云ふ武士は諸衛の軍團の兵士が交替して一年宛上番する者である此衛士府は専ら皇居の外拂へを警衛しました又衛門府と申すは所謂十二の宮門を護る衛士を率ゐる所でこれにもやはり衛門督衛門佐衛門尉と云ふ官があつて其下に居る衛士はこれも諸國の軍團の兵士から成立た者であります然るに兵衛府と衛士府とは左右に分れ衛門府のみ一つであつたから令には取り總べて五衛府と申してあります

其後種々沿革のあつた事は別に官職の演説もありすからこゝには悉しく申しません其後世は兵衛府が一變して近衛府と爲りました即近衛の大將中將少將將監將曹など云ふ官があつて其下にたい近衛と云ふが附屬して御親近の警衛を致しました就ては衛士府は廢せられ兵衛が昔の衛士の代りに外拂へを警衛しました後世は近衛に左右あり兵衛衛門共に左右ありてこれを六衛府といひました此六衛府に附屬して居る處の衛士は皇居や又は大藏省の倉庫寮の武庫等の護衛を致しその他東西の兩京を巡檢し怪しい者があれば捕へたりなどして警察の事をも致しました又孝徳帝以來彈正臺と云ふものが出来ました當時の官職は大かた唐制に倣つて建てられ即彈正臺は唐の御史臺といつて百官の非違を糾彈する重い官に倣つて置いたものでありますさて彈正の官人は親王以下五位以上の人に是はと思ふ事があつたら其犯狀を奏聞し六位以下の人は刑部省や京職へ直ちに通知する事であるが其彈正の糾しにも不當なる事があるまいものでもないからそれは大臣が彈正を糾す事になつて居ました此彈正臺には巡察彈正と云ふ官人が附屬して東西兩京を巡行し非違を糾しましたその長官たる彈正尹は令に諸國の事までも糾彈するやうに書いてあれどもそれはどうも充分に行届かなかつたやうに思ひますまかし右のわけ故に彈正はやはり警察の方へも關